

第六十三回 参議院文教委員会會議録第十三号

昭和四十五年四月二十八日(火曜日)
午前十時九分開会

委員の異動

四月二十七日
辞任

松下 正寿君

補欠選任

萩原幽香子君

辞任

大谷 賢雄君
土屋 義彦君

補欠選任

植木 光教君
鋼木 亨弘君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

楠 正俊君

委員

田村 賢作君
永野 鎮雄君
杉原 一雄君
安永 英雄君
植木 光教君
鋼木 亨弘君
大松 博文君
土屋 義彦君
内藤三郎君
中村喜四郎君
二木 謙吾君
宮崎 正雄君
吉江 勝保君
秋山 長造君
鈴木 力君
田中寿美子君
内田 善利君

発議者

多田 省吾君
萩原幽香子君
須藤 五郎君
内田 善利君

衆議院議員

河野 洋平君

修正案提出者

坂田 道太君

政府委員

文部大臣官房長 安嶋 彌君
文部省管理局長 岩間英太郎君
文化庁長官 今 日出海君
文化庁次長 安達 健二君

事務局側

常任委員会専門員 渡辺 猛君

説明員

公正取引委員会 三井物産三郎君
事務局経済部長 山田 中正君
外務省条約局 局長 保科 真一君
労働省職業安定局業務指導課長

本日の会議に付した案件

○日本私学振興財団法案(内閣提出、衆議院送付)
○学校給食法の一部を改正する法律案(内田善利君外一名発議)

○著作権法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(楠正俊君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨二十七日、松下正寿君が委員を辞任され、その補欠として萩原幽香子君が委員に選任されました。

た。

○委員長(楠正俊君) 日本私学振興財団法案を議題といたします。

まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。坂田文部大臣。

○国務大臣(坂田道太君) このたび政府から提出いたしました日本私学振興財団法案につきまして、提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

私立学校は、従来それぞれ特色のある教育を行なっており、わが国学校教育の普及と発展に重要な役割を果たしてまいりましたが、近年私立学校の占める割合はきわめて大きくなり、今後のわが国の社会、文化、経済の進展のために、その教育の一層の充実と向上が要請されているところであります。

私立学校の教育に必要な経費は、従来その大部分を設置者みずから負担してきたのであります。が、私立学校教育の社会的な貢献を考えますとき、その振興をはかるため公費による適切な援助を行なうことは、現下の重要な課題となっております。

政府は、従来から私学振興のため種々の施策を講じてまいりましたが、このたび私立学校に対する助成措置を一段と充実強化することとし、来年度予算案において、新たに私立大学等の教員給与費を含む経常的経費に対する補助を行なうための経費として百三十二億円余を計上いたしております。

この補助金は、従来の設備費を主たる対象とするものとは異なり、教員給与費、教育研究に必要な諸経費等の経常費を対象とするものであり、その使用についてはできる限り私立学校の自主的判斷を尊重する反面、補助金の配分が真に教育研究条件の向上に役立つよう適切に行なわれることが要請されます。

学校法人に対するこの補助金の交付の業務は、学校法人等に対する資金の貸し付け、私学の福祉関係団体等に対する助成金の交付、寄付金の募集、配付等私立学校教育の援助に関する他の業務とあわせて、公正な第三者の機関において総合的、効率的に実施することが最も適切であると考え、私立学校振興会を設け、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容を申し上げますと、特殊法人日本私学振興財団に關し、設立の目的、資本金、組織、業務、財務、会計、監督等に関する規定を設けるとともに、私立学校法その他関係法律の一部改正を行ない所要の規定を整備するものであります。

すなわちまず第一に、日本私学振興財団は、私立学校教育の充実及び向上に資し、あわせてその経営の安定に寄与するため、補助金の交付、資金の貸し付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行ない、もって私立学校教育の振興をはかることを目的とするものであります。

第二に、日本私学振興財団は法人といたしますとともに、その設立当初の資本金は、政府が出資する十億円と私立学校振興会の解散のときまでに政府から私立学校振興会に対して出資された金額の合計額といたしております。

なお、政府が必要があると認めるときは、この法人に追加して出資することができることとしております。

第三に、この法人の業務についてであります。が、その第一は、私立学校の教育に必要な経費に

対する国の補助金の交付を受け、これを財源として学校法人に対し補助金を交付することであり、業務の第二は、学校法人または準学校法人に対し、その設置する私立学校または私立の各種学校の施設の整備その他経営のために必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育に關連してその振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その事業について必要な資金を貸し付けることとあります。業務の第三は、私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう学校法人、準学校法人その他の者に對し、その事業について助成金を交付することとあります。業務の第四は、私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行なう者に対し、その配付を行なうものであります。業務の第五は、私立学校の経営に關し、情報の収集、調査及び研究を行ない、並びに関係者の依頼に應じてその成果の提供その他の指導を行なうこととあります。

なお、この法人は、これらの業務を行なうほか、この法人の目的を達成するため必要な業務を行なうことができることとしてあります。

第四に、この法人の役員として、理事長一人、理事四人以内及び監事二人以内並びに非常勤の理事四人以内を置き、理事長及び監事は文部大臣が、理事は理事長が文部大臣の認可を受けてそれぞれ任命することとし、その任期はいずれも二年といたしてあります。

なお、この法人は、その運営の適正を期するため理事長の諮問機関として、運営審議会を置くこととし、業務の運営に關する基本的事項を審議することといたしてあります。

第五に、この法人は、文部大臣の一般的監督を受けるほか、特にその業務の公共性にかんがみ、業務方法書、事業計画、予算、財務諸表等については、文部大臣の認可または承認を受けることを要するものとしてあります。

第六に、この法人の設立のための所定の準備手続について規定してあります。

なお、私立学校振興会は、この法人の成立のときにおいて解散し、その権利及び義務は、この法人が承継することといたしてあります。

第七に、私立学校法その他関係法律の一部を改正し、所要の規定を整備することといたしてあります。

私立学校法の一部改正について申し上げますと、その趣旨及び内容は、国及び地方公共団体の学校法人に対する助成措置の拡充に對して、学校法人の公共性をさらに高めるとともに、助成効果の一その確保をはかり、私立学校の自主性を尊重しつつ、私立学校における教育研究の充実に上を期するため、学校法人の経理の適正を確保するための規定を整備するとともに、必要最小限度において所轄庁の権限に關する規定を整備いたします。なお、所轄庁がその権限を行使するにあたっては、私立大学審議会等の意見を聞かなければならない旨規定してあります。ほか、その運用につきましては、とくに慎重を期する考えであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(補正後君) 次いで、本案に対する衆議院における修正点について修正案提出者、衆議院議員河野洋平君より説明を聴取いたします。

○衆議院議員(河野洋平君) ただいま議題となりました日本私立学振興財団法案に対する衆議院修正につきまして、御説明申し上げます。

本修正は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の共同提案にかかるとであります。まず最初に修正案文を朗読いたします。

日本私立学振興財団法案の一部を次のように修正する。

附則第十四条に次の一項を加える。

4 改正後の私立学校法第五十九条第十項及び第十一項の規定は、政令で定める日までの間は、適用しない。

次に修正の趣旨を御説明いたします。

わが国における学校教育上私立学校の果たす役割りはますます重要さを加え、しかも私立学校の現状は公費による適切な援助を必要としております。

この要請にこたえるため、本年度新たに教員給与費を含む経常費補助を行なうための必要な予算が計上され、私立学校に対する助成措置が一段と充実強化されることになりました。これに伴って、本法案において、私立学校法を改正して、学校法人の経理の適正を確保するための規定を整備するとともに、所轄庁の権限に關する規定を整備しようとするものであります。

しかしながら、衆議院文教委員会における日本私立学振興財団法案の審査の過程において、私立学校の自主性を尊重し、これをみだりにそこなわないよう、所轄庁の権限行使については、十分慎重な態度で臨むべきだとの意見があり、私立学校関係団体からはこの規定を削除してほしい旨の要望がありました。

以上の経緯から、私立学校の今後の状況を見守るため、本法案附則第十三条によつて新たに設けられる私立学校法第五十九条(助成)第十項及び第十一項の学校法人に対する所轄庁の権限に關する規定は、これを政令で定める日までの間は適用しないこととした次第であります。

○委員長(補正後君) 本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(補正後君) 学校給食法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず衆議院から提案理由の説明をお願いします。内田君。

○内田善利君 ただいま議題となりました学校給食法の一部を改正する法律案について提案理由及び改正の内容を御説明申し上げます。

わが国の学校給食は、戦後の経済的困窮と食糧不足から児童生徒を救済するための応急的措置として始められたのでありますが、その後学校給食

法の制定的、予算的措置の改善により、今日のような普及を見るに至りました。

近年、わが国の児童生徒は戦前に比べ著しくその健康が増進され、体位が向上しつつあります。が、これは学校給食の普及により食生活と栄養の改善が推進された結果によるものと言つても過言ではありません。今後においても学校給食が心身ともに健全な国民の育成を目指す学校教育の充実、また食生活の改善という国民的福祉の増進にとって、きわめて大きい意義、役割りを果たしていくものと考えます。

申すまでもなく、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与することを目的とするものであり、義務教育諸学校におきましては、教育の目的を実現するため、本法第二条に定める目標の達成につとめて行なわれているのであります。そして、学校給食はこれらの学校における教育課程の一部をなすものであり、教科活動と並び学級指導として大きな意義と役割りを持つ教育活動であります。

義務教育諸学校の教科用図書につきましては、憲法第二十条の義務教育無償の規定に基づき、すでにその無償措置が実現し、義務教育の充実に大きく貢献しております。したがって、次の段階として義務教育諸学校における学校給食費の無償措置を実現し、さらに一その義務教育の充実をはかるべきであると考えます。

次に、学校給食の現状を見ますと、学校給食が開始されてから、小学校で二十年以上、中学校十年以上を経過いたしました。が、なお、未実施の学校が相当残っております。昭和四十三年度の文部省の調査によれば、小学校において完全給食校は七六・八％であり、未実施校四・五％、約三十万人の児童が給食を受けておりません。中学校において完全給食校は四二・二％であり、未実施校七・六％、約八十万人の生徒が給食を受けることなく放置されておる状況であります。

未実施校について調べてみますと、農山村、漁村等の僻地性の高い地域に多く、給食を実施でき

わが国における学校教育上私立学校の果たす役割りはますます重要さを加え、しかも私立学校の現状は公費による適切な援助を必要としております。

この要請にこたえるため、本年度新たに教員給与費を含む経常費補助を行なうための必要な予算が計上され、私立学校に対する助成措置が一段と充実強化されることになりました。これに伴って、本法案において、私立学校法を改正して、学校法人の経理の適正を確保するための規定を整備するとともに、所轄庁の権限に關する規定を整備しようとするものであります。

しかしながら、衆議院文教委員会における日本私立学振興財団法案の審査の過程において、私立学校の自主性を尊重し、これをみだりにそこなわないよう、所轄庁の権限行使については、十分慎重な態度で臨むべきだとの意見があり、私立学校関係団体からはこの規定を削除してほしい旨の要望がありました。

以上の経緯から、私立学校の今後の状況を見守るため、本法案附則第十三条によつて新たに設けられる私立学校法第五十九条(助成)第十項及び第十一項の学校法人に対する所轄庁の権限に關する規定は、これを政令で定める日までの間は適用しないこととした次第であります。

○委員長(補正後君) 本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

○委員長(補正後君) 学校給食法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず衆議院から提案理由の説明をお願いします。内田君。

○内田善利君 ただいま議題となりました学校給食法の一部を改正する法律案について提案理由及び改正の内容を御説明申し上げます。

わが国の学校給食は、戦後の経済的困窮と食糧不足から児童生徒を救済するための応急的措置として始められたのでありますが、その後学校給食

法の制定的、予算的措置の改善により、今日のような普及を見るに至りました。

近年、わが国の児童生徒は戦前に比べ著しくその健康が増進され、体位が向上しつつあります。が、これは学校給食の普及により食生活と栄養の改善が推進された結果によるものと言つても過言ではありません。今後においても学校給食が心身ともに健全な国民の育成を目指す学校教育の充実、また食生活の改善という国民的福祉の増進にとって、きわめて大きい意義、役割りを果たしていくものと考えます。

申すまでもなく、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与することを目的とするものであり、義務教育諸学校におきましては、教育の目的を実現するため、本法第二条に定める目標の達成につとめて行なわれているのであります。そして、学校給食はこれらの学校における教育課程の一部をなすものであり、教科活動と並び学級指導として大きな意義と役割りを持つ教育活動であります。

義務教育諸学校の教科用図書につきましては、憲法第二十条の義務教育無償の規定に基づき、すでにその無償措置が実現し、義務教育の充実に大きく貢献しております。したがって、次の段階として義務教育諸学校における学校給食費の無償措置を実現し、さらに一その義務教育の充実をはかるべきであると考えます。

次に、学校給食の現状を見ますと、学校給食が開始されてから、小学校で二十年以上、中学校十年以上を経過いたしました。が、なお、未実施の学校が相当残っております。昭和四十三年度の文部省の調査によれば、小学校において完全給食校は七六・八％であり、未実施校四・五％、約三十万人の児童が給食を受けておりません。中学校において完全給食校は四二・二％であり、未実施校七・六％、約八十万人の生徒が給食を受けることなく放置されておる状況であります。

未実施校について調べてみますと、農山村、漁村等の僻地性の高い地域に多く、給食を実施でき

法の制定的、予算的措置の改善により、今日のような普及を見るに至りました。

近年、わが国の児童生徒は戦前に比べ著しくその健康が増進され、体位が向上しつつあります。が、これは学校給食の普及により食生活と栄養の改善が推進された結果によるものと言つても過言ではありません。今後においても学校給食が心身ともに健全な国民の育成を目指す学校教育の充実、また食生活の改善という国民的福祉の増進にとって、きわめて大きい意義、役割りを果たしていくものと考えます。

申すまでもなく、学校給食は児童生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与することを目的とするものであり、義務教育諸学校におきましては、教育の目的を実現するため、本法第二条に定める目標の達成につとめて行なわれているのであります。そして、学校給食はこれらの学校における教育課程の一部をなすものであり、教科活動と並び学級指導として大きな意義と役割りを持つ教育活動であります。

義務教育諸学校の教科用図書につきましては、憲法第二十条の義務教育無償の規定に基づき、すでにその無償措置が実現し、義務教育の充実に大きく貢献しております。したがって、次の段階として義務教育諸学校における学校給食費の無償措置を実現し、さらに一その義務教育の充実をはかるべきであると考えます。

次に、学校給食の現状を見ますと、学校給食が開始されてから、小学校で二十年以上、中学校十年以上を経過いたしました。が、なお、未実施の学校が相当残っております。昭和四十三年度の文部省の調査によれば、小学校において完全給食校は七六・八％であり、未実施校四・五％、約三十万人の児童が給食を受けておりません。中学校において完全給食校は四二・二％であり、未実施校七・六％、約八十万人の生徒が給食を受けることなく放置されておる状況であります。

未実施校について調べてみますと、農山村、漁村等の僻地性の高い地域に多く、給食を実施でき

ない理由は、当該町村の財政的貧困と保護者の所得水準が低いから、給食費の負担にたえられないことによるものとされております。もともと、昭和四十年に高度僻地校に對しましては、僻地学校特別対策により国庫負担による無償給食が実施されておりますが、これもパンとミルク程度の不完全給食であります。これを完全給食に引き上げるとともに、国庫負担による無償給食の措置をこれらの給食未実施地域の学校にまで及ぼし、学校給食の普及の拡大をはかることは、喫緊の要請であります。

さらに、学校給食実施地域の学校につきましても、最近における消費者物価の急激な上昇により給食費も値上りの傾向にあり、保護者の教育費負担増の大きな要因となりつつあります。したがって、義務教育諸学校における保護者の教育費負担の軽減をはかる見地からも、早急に国庫負担による学校給食費の無償措置を実現する必要がありますと考へるのであります。以上が本改正案を提案した理由であります。

次に改正案の内容について御説明いたします。

第一には、国公立の義務教育諸学校の設置者に対して、学校給食を義務づけるとともに、私立の義務教育諸学校においては学校給食の実施に努めなければならないとしたこととあります。

第二には、学校給食の給食内容を定めるとともに、その他学校給食に関する基準は政令で定めることにいたしております。

第三には、学校給食に要する経費は義務教育諸学校の設置者の負担とすることにいたしております。

第四には、国立・私立の義務教育諸学校の設置者に対し、学校給食の運営に要する経費の一部を補助することとし、この補助については、この法律で定める給食内容及び基準に適合させるに十分なものでなければならないことといたしております。

なお、附則において施行期日を昭和四十六年四月一日とし、また、経過措置及びその他関係法律の改正を行っております。

以上がこの改正案の骨子であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(補正俊君) 以上で本法案についての提案理由の説明聴取は終わりました。

○委員長(補正俊君) 著作権法案を議題といたします。

政府側から坂田文部大臣、今文化庁長官、安達文化庁次長が出席しております。

質疑の申し出がございませんので、これを許します。杉原君。

○杉原一雄君 さきに文部省から、「衆議院文教委員会における参考人意見要旨」、こういうのをいただきました。

そこで、きょうはその中で特に著作権者団体協議会会長石川達三さんが意見を述べられたそのことを文化庁のほうで要約されているわけです。大きく分けて二つあるわけですが、文部省内でもこの意見を十分御検討されたと思ひますので、各項目ごとに文部省のその後の意見なり判断をお聞かせいただきたい、こう思うのであります。

大きく分けての第一点は、「この法案には著作権者の権利の制限に関する多くの事項が存するけれども、著作権者の権利をこのようにみだりに制限すべきではない」という大前提があるわけです。これに對して七つにわたつての具体的な指摘があるわけですから、一項目ずつお願いしますが、第一点は、「第一条の『文化的所産の公正な利用に留意しつつ』の文言は、利用という言葉を非常に重視するものである。』、こういう指摘があるわけがあります。これは四月の十六日、わが党の鈴木委員からも強く指摘し、文部省側の反省を促したところでありましたが、この項に限って、この指摘についての文部省のその後の考え方を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) この第一条の目的で、

中心は著作権等の権利の保護をはかるということにあることは終始申し上げておるところでございます。そして、それは著作権等の人格的及び経済的な利益を確保することによって、著作権者、隣接権者等の労苦に報い、そういうことによりまして著作権者のより豊かななることを期待し、もつて文化の発展に寄与する、これが第一の目的と申します。しかし、中心的なものになるわけでございます。しかしながら、一方におきましては、著作物は何と申しても広く国民に利用されること、それがあつて初めて意義があるのでありますから、著作物の利用の面ということにも当然意を用いる必要があるわけでございます。しかも、この場合におきましても、著作物の利用は公正に行なわれなければならない。それが同時に著作権者の利益を守ることにも当然つながるわけでございます。そういう意味で単に「利用に留意しつつ」というのではなく、「公正な利用に留意しつつ」というようなことに留意をしておるということでございます。そういうことを留意しつつ、著作権等の権利の保護をはかる、こういうのがこの「留意しつつ」という趣旨でございます。そういうことが相まって文化の発展に寄与することができ、こういうことでございまして。

それから、ここで利用という場合には、何か著作物を使用して営利を目的とする企業の利益を考慮したというふうなふうに理解されますと、それではなくて、これはあくまでもその著作物を利用するのはこれは国民であるから、その一般国民の公正な著作物の利用に留意するということも必要だという意味をあらわしているにすぎないのでございまして、営利企業等の利益に奉仕するとか、そういうような意図は全然ございません。

○杉原一雄君 一々ここで反論したり私の見解を述べることとは避けますが、一項目をそれで終わります。第二の問題ですが、御承知のとおり、第三十一条の図書館における複製の規定は、もう少し厳密に規制すべきである。という石川先生の指摘であります。この条文はお読みいただければわ

かと思ひますが、この指摘に對してその後の文部省の検討、これに對する何か積極的な努力のあとが示されれば幸いだと思います。

○政府委員(安達健二君) 図書館等におきまして著作物の複製ということが行なわれ、それがまた文化の発展にも寄与していることは御承知のとおりと思ひますが、その際に、それがまた著作権者の利益と申しますか、権利を擁護する、ということが非常に必要であるという観点で、ここでは、まずこういうような複製が許されるところの施設につきましては政令でもって定めるところでございます。ここに、ここに

目的とする図書館」と言っているわけでございます。それから、たとえば会社等の営利企業の中の図書館、そういうものは公衆の利用に供するとも言ひがたいし、そういうような面からいたしましてその指定する場合には指定しない。あるいはまたその知識を十分持った司書がおられなければならないというふうなことで、この政令で定める場合におきましては、著作権者の権利、利益が十分守られるように、この政令の制定にあたりましてはそういう点を十分留意をいたしたい、かように考へていくわけでございます。またこの一号、二号、三号等におきましても、たとえば一号で「複製物を一人につき一部」というように限定をいたしまして、あるいは三号で、他の図書館の求めに應ずる場合におきましては、絶版その他これに準ずる理由により一般には入手することができない、そういうようなものの複製だけを認めるといふように、この規定の運用なり解釈等におきましては、十分ひとつこの図書館等における複製の趣旨は考慮しながらも、この著作権者の利益を守ることに對して十分の配慮をしなければならぬ、かように考へていくところでございまして。

○杉原一雄君 いまの答弁の中で、特に念を押しておきたいことは、政令を定めるにあたって、「その他の施設」の点ないし司書の問題、こうい

う問題について十二分の配慮をしながらこの種の運営には遺憾なきを期したいのであると、私はいまあなたのおっしゃった答弁を理解しますが、それはそれでいいでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員（安達健二君） そのとおりでございます。

○杉原一雄君　その次は三十七条ですが、これはすぐびんと頭にくると思いますが、これは「(点字による複製等)」という問題であります。これについても石川先生の指摘は、「盲人のための複製等の規定は、法律上設けるべきではない。」。こういう要約のしかたであります。四月二日の衆議院における小委員会で石川参考人がおっしゃっていることを、その辺のところだけ特に念入りに見たのでありますが、結局盲人の皆さんがお気の毒だ、そういったようなものに対する施策

というものは、こういう形でなされるべきものではないのではないだろうかという一つの社会福祉政策についての基本的な考え方もあるように伺いますので、この点は先生の意見をまともに受け取れば、この条項は削除すべきだというふうにも理解するわけですが、その辺のところを文部省のほうではどのように考え、かつこの条項を存置するとすれば積極的な意図はどうであるか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

○政府委員(安達健二君) 石川先生のおっしゃいましたことは、盲人用の点字複製等については著作者は理解を示し、その場合には無料でやってもらうというように現にしているというものを、法律によって強制されるというのは困る、こういうのが石川先生の中心的な御意見でございます。そういうことにつきまして、われわれといたしましては、盲人用の点字複製について、著作者の方々がそのように盲人の福祉のために示されております御理解に対しては深く敬意を表するものでございます。しかしながら盲人の福祉の増進という積極的な見地に立ちますと、やはりこの点字複製等をより容易にすることということが盲人の福祉の増進ということのためにはやはりよりよいと

いうことを言わざるを得ないわけでございまして、こういうような立法例も、社会福祉の非常に進んでおりますたとえば北欧等におきましては、こういう規定も見られるわけでございますので、やはり盲人の福祉増進という見地からこのような特例を設けることがいいのではないだらうか。ただその場合におきまして、この二項に「その他の盲人の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるもの」というようなのがございまして、こういうことのためにかえて金もうけをするというようなことにならないように、政令の場合におきましても十分その点を配慮いたしまして、このせつかく従来から示されておりますところの、著作者の盲人の福祉に対する御好意にも十分報いるようにしなければならぬ、かように考えているところでございます。

○杉原一雄君 次は第六十八条です。「第六十八条の放送のための強制許諾の規定は、著作者の拒否権を奪うものであり不当である。」というふうに要約されておりますが、先生の公述も読みましたところ、そういうふうに理解されます。端的に言えば、六十八条を削ってしまった方がいいということだと思っておりますが、その著作者団体の代表者が言っておられるこの意図を、これを削除することなく著作権者の権利を優先させるという観点から、こ

の法の理解並びに政令上の配慮、そうしたものがあればお聞きをしたいと思います。

○政府委員(安達健二君) 著作物の放送による利用という場合におきまして、この第六十八条に定めているような制度につきましては、ベルヌ条約でもこういう制度を認めておりますし、また現行法でもこのような制度があるわけでございす。そういう観点、また放送の公共性ということからいたしまして、著作者の権利の乱用について配慮をするというような観点から、この六十八条の制度を従前と同じように設けたわけでございますけれども、いま御指摘のように、問題はこの裁定の運用にあらうかと思うわけでございまして、その点につきまして、まず一段といたしましては、七

十条の第三項におきまして、裁定をする場合においての制限をいたしているわけでございまして、一つは「著作者がその著作物の出版その他の利用を廃絶しようとしていることが明らかであるとき」、もう自分は世の中にこの著作物を出したくないというようなことが明らかである場合には、文化庁長官は、放送会社からかりにそういう要請があつてもこれには裁定を与えない。あるいはこの第二号で、「著作権者がその著作物の放送の許諾を与えないことについてやむを得ない事情があるとき」というようなのがございまして、そういう場合にはやはり裁定を与えないというようなことにいたしましたして、著作者の意向をこの裁定の場合に十分慎重に配慮するというような規定も新しく置いておるわけでございまして、今後この第七十条三項の運用にあたりまして、この法文に掲げ

てありますところの趣旨を十分くみまして、またこの著作権法全体が著作者の権利、利益の保護にあるという観点を十分頭に置きまして、この裁定がそういう先ほど申し上げました趣旨におきまして、著作者の意向を十分尊重した上で裁定が行なわれるようにいたします、かように考えておるところでございます。

○杉原一雄君　その次は、ここに示してあるとおり、第八十四条三項のことですが、絶版請求権に

ついで、あらかじめ損害を賠償しなければ絶版ができないとする規定は不当である、というのであります。これはこのままで私何も加えることはないのでありますが、これに対して文部省の見解をお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) 出版権と申しますのは、この七十九条にございますように、複製権を持つてゐる者著作権者がその著作物を文書または図画として出版することを引き受ける者、すなわち出版会社に対して出版権を設定するというような関係になるわけで、自分のものを一定期間の間出してほしい、出しましょうというようなことで、その出版権という物権を設定するわけでございます。その出版権の存続期間は三年、原則として別

段の定めがない限りは三年というふうになつておるわけでございまして、相互の信頼関係というものを前提として出版権が設定されておるわけでございします。ところが、著作者のほうでもうその著作物の内容が自分の確信に適合しなくなつたということでも、もはや自分の著作物としては出版はしたくない、こういう強い気持ちがある場合に、やはりその著作者の気持ちというものもこれをやはり尊重しなければならぬ。しかしながら信頼関係の上においてこの複製権を与えられたところの出版権者というものの利益というものも同時に考えなければならぬ。そういう意味におきまして、その出版を廃絶するというためには、出版の廃絶はできるけれども、その場合には出版権者に通常生ずべき損害をあらかじめ賠償してもらいたいというのがこの規定の趣旨でございまして、これは

現行法にもこの規定があるわけでございます。この現行法の規定を整備いたしましたのがこの八十四条の三項の規定でございます。したがいまして、これは著作者の意向というものと一たんその出版権を設定されたところの出版権者の利益というものを相互に尊重しながら、これをその目的を達するにはどうしたらいいかということになりますと、やはり廃絶はできる。できるけれども、その通常生ずべき損害はあらかじめ賠償する、この

いいうのが一番適切であるということで、現行法と同じ趣旨で規定をいたしておるわけでありまして、条文上若干の整理はいたしておりますが、趣旨は全く同様でございます。

○杉原一雄君 七項は、他の委員のほうから繰り返し質問され、意見の述べられた映画の著作権の問題ですから、これは私なりに了解しておりますので省略いたします。

そこで、大きく分けて第二項の問題で、まあ石川先生は御承知のとおり小説家ですから、そういう立場から、特に法案について日本語として不適当だという指摘が三点にわたって行なわれております。これについて、これはことばの問題ですけれども、文部省のそれについての考え方をお聞かせ願います。

したいのですけれども、とにかく第二条の一項の五号ですが、しかし、この文章を読みますと、必ずしもそこではないような気がするのです。先生の公述された文章を読みますと、六になるのじゃないかと思うのですが、「レコード製作者」というところがあります。「レコードに固定されている音を最初に固定した者をいう」と、これはわからぬと言われているので、先生は先生の言いは「固定されていなかった音を最初に固定した者」というふうに書きかえてもらいたいというのが石川先生の御意見なんですけれども、その後検討されて、その点についてどうお考えになっているか、これをお聞きしたいと思います。

○政府委員(安達健二君) この「レコード製作者」というのは、最初に音を固定した者ということでございますけれども、それをさらに正確に言いますと、つまりこの五号にレコードの定義がございますが、そういうレコードに固定されている音を、それを最初に固定した者というわけでございます。つまり保護されるのはレコードに固定されている音を保護するわけでございますが、その音を最初に固定した者がレコード製作者として保護されるというわけでございますから、このほうが正確であるというふうに思うわけでございます。

○杉原一雄君 私は判断をちょっと申しかねますけれども、私も何か石川先生のおっしゃるほうがいいような気がするわけですね。それはそれで流しておきます。

次は、文部省からいただいた資料では第二十一条一項とありますが、先般の速記録を見ますと、これは二十条だと私は思います。そこで二十条の第一項ですが、「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、削除その他の改変を受けないものとす」と、こうなっているわけですね。これも何か読んでみて石川先生はおかしいとおっしゃるのです。私もおかしいと思いますが、先生の言い分では、改変を受けないものというところを「拒否

することができ」というふうに書きかえていただければどうだろう、こういうことなんですけれども、それも安達的な解釈をひとつお願いいたします。

○政府委員(安達健二君) この著作人格権というのは、いわば受身の権利でございます。その著作物なり題号というものが常に同一性に保たれておるような状況に保つ権利というようにまあなるわけでございます。したがって、それはいいと言わなければ変更、削除その他の改変を受けないという逆の面から書いたわけでございます。それに対して拒否するとか反対するということになりまして、それは権利の発動になるわけでございます。いまして、それはあとのほうのその権利の侵害というところに出ておるわけでございます。たとえば百十二条に、この著作人格権を「侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる」と、こういうところでその権利というものが発動してくるわけですね。したがって発動することは、発動する前の権利というものがあつてそれを発動するわけでございますから、権利としては発動できるものが権利であるというように私も考えるわけでございますから、このようにするのが当然で、反対することができるといふことはちょっとおかしいのじゃないかと思ひます。

○杉原一雄君 それではもう一つですが、第二十条四条ですね。これも「著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利を専有する」と、その「言語の著作物」と、この点を指摘されているわけですが、「言語による著作物」というふうに書きかえたほうが妥当ではないだろうかというのが先生の意見なんです。これはぜひぶん国語の話みたいになって申しわけないんですが、この点もいかがでございますでしょうか。それを最後にしてこれで終わります。

○政府委員(安達健二君) 「言語の著作物」、「言語による著作物」は、日本語の「の」と「による」の語感の問題になるのじゃないかと思うのであり

まして、「言語の著作物」というのは、言語というものによつて表現された著作物といひますが、そういうものを言うわけでございますが、もし、「による」とすれば、「言語により表現された」としなれば、何か石川先生のも不十分になると思ふのでございます。そのところを「言語の著作物」と簡明に言えばそれで筋は通るわけでございます。さういふことは私も考えて、「言語の」ということにとどめたわけでございます。

○田中寿美子君 私は、主として映画の著作者の著作権の問題についてお尋ねしたいと思ひますけれども、最初に、この著作権法全体に対して、衆議院でも非常に短時間にさつと通つてしまひました。参議院でも十分の時間がないということに對して、非常に私は不満に思つております。というのは、この著作権法は、研究すればするほど非常に重大な問題でございます。まだまだ疑義が一ぱいのままで終わつてしまひ、そのなかに、非常に私はその点を遺憾の意を最初に表明したいと思ひます。

法律というのは、その法律の出される背景があるわけで、著作権法全体の背後にあるものに私はたいへん心配を感じるわけです。それで、まずそのねらいなんですけれども、先ほど杉原委員が第一条「(目的)」の中の、「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつ」という文言のことをおっしゃいました。この間、鈴木力委員もこの点についてお尋ねになつたやうなんですけれども、それは先ほどの政府委員の御説明ですと、国民の公正な利用なんだ、だからいいじゃないかという意味にとられるわけです。一体この「公正な利用」ということばそのものの意味はどういうことなんでしょうか。この法律を初めから来ますと、「これらの文化的所産の公正な利用」というのは、主語はどれになるのか、さっぱりわからないのですけれども、一体目的はフェア・ユースという意味ですか、フェア・トレードという意味ですか、その辺はつきり伺いたいと思ひます。

○政府委員(安達健二君) いまおっしゃいましたフェア・ユースというのは、というもので英米法で一つの考え方がございますから、それとこれと若干の違いがございますから、それをここでそのとおりでございますと言ひにくいのでございまして、いまおっしゃいましたフェア・トレードということより、言うならば、フェア・ユースというよりな考え方に立つておるわけでございます。もちろんそれは英米法でいうところのフェア・ユースとそっくりそのままではないということももとよりでございますけれども、そういうものでございまして。

○田中寿美子君 大臣の提案理由説明に補足された次長の説明の中で、著作物等の公正な利用に留意して著作権等について妥当な制限規定を整備したと、つまりこれは著作権者の権利の保護の法律なのか、それとも制限のための法律なのかという疑問を全体として私は持つわけでございます。その辺御説明を願ひます。

○政府委員(安達健二君) 著作権というものを定める場合におきまして、その著作権というものは天賦人權ではなくて、法律によつて定める権利でございますけれども、その前におきまして、その権利というものをどこまで認めるかという権利の限界というものが当然あるわけでございます。たとえばこの著作権におきましては、権利は永久に続くのではなくて、死後五十年というように一定の限度をきめるわけでございます。そういうような意味におきまして、著作権について権利の制限をするということは、同時に権利の内在的な限界を定めるということにもつながるわけでございます。で、この国の法律におきまして、著作権というものを定める場合に、著作権というものは非常に強い権利でございますから、それにつきまして「文化的所産の公正な利用」という観点からこれに制限を加える。他のことばで言えば、限界を定めるといふのはこの国でもやつておるわけでございます。まして、今度の法案におきましては、それは非常に必要なことであるけれども、それが非常に

また著作権者の利益を不当に害することにならないうに、これを「公正な利用」というようなことで、たとえて申し上げますと、この三三条で、教科書に掲載する場合におきましては、これはやはり掲載していただいて、最もいいものを、教材を子供に与えなければならぬというけれども、そのために著作権の制限をいたしますけれども、その場合には必ず補償金を払うというようにいたしましたして、ただでは使わない。やっぱり使う必要がある場合には使えるようにするけれども、そこはやはり補償金を払うというようにするということになうにいたしましたして、この単に著作権を制限する場合におきまして、著作権者の利益をも考慮するというようなことで「公正な利用」というようなふうに表現をいたしておるところでございます。

○田中寿美子君 その「公正」なら「公正」という判断をする機関の問題なんです。今度は著作権を政府が管理をするようなことに結局なっていますよ。これは文化庁がこの法律案で、著作権の内容に対して介入してくるような形になっておるわけです、現行法としては。その点では、著作権者の権利を侵害すると言って私はよろしいと思うのですけれども、大体著作権法というのは、どうも問題の仲介業務法と一対になっているのです。著作権法のほうだけ改めまして、仲介業務法のほうは昭和三十七年当時のままにしておくということ自体に問題があるし、全体を読んで国際法と触れるような面とか、それからあるいは法全体だいぶ矛盾するところがあるように私は思います。

それから文言の問題もたびたび言われておりますが、ずいぶん問題があつて、それからあちこちの国の法文をつき合はしたような感じのするところや、たいへんずさんな感じがするので、なぜそんなに急がなければならないのか。もちろん部分的には、たとえば著作権が死後三十年が五十年になつたというようないところもある。しかし、非常にそういう点で、著作権というこれは財産権ですね、それへの政府の介入という心配がある。

こういうことを非常に感じます。これは言論や出版の統制というふうな、支配というふうな危険も含むことができるということから、文化庁が非常に大きな役割をするわけです。その点ちよつと御説明をいただきたい。

○政府委員（安達健二君） 第一の点は、この著作権法は私権を定める法律でございますので、この間の問題におきましては、もちろん原則として最終的には裁判所が判断をするということでございます。まして、文化庁が介入するとおっしゃいますけれども、それは、従来からございましたような裁定の制度の場合において行なうというようなことが中心でございまして、なお、それからあつての制度を設けたということで、両当事者からあつての申請があつた場合に、そのあつてをせんするというようなことにおきまして文化庁というものが入ることはございますけれども、根本的にはこれはもう一般の私権の問題でございますから、これは政府が介入するというようなことはもちろんあり得ないことでございます。それが第一点でございます。

それから第二点といたしまして、条約との関係においてズレがあるというようなお話もございましたが、そのようなことは一つもございません。これは具体的に申し上げます。それからずさんなというようにお話をしましたが、もしずさんなところがあるならば具体的に御指摘をいただきたいと思ひます。

それからもう一つ申し上げたいと思いますが、この仲介業務法との関係でございます。この点は、実は現在昭和十四年に作成されました「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」というのがございます。これとの関連が一つございます。この点につきましましては、実は審議会におきましても、その点について仲介業務法についての審議会の答申をいただいております。そこで、この新しい著作権法と「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」の改正というものを同時に出すべきではないかと、

こういうふうな御指摘もいただいているところでございます。その点につきまして、実は仲介業務法に關するところの審議会の答申でございますけれども、その審議会の答申におきましては、現在とっておりまゝところの著作権の仲介業務につきましての認可制、許可制、それから使用料というものを定める場合には認可を得なければならぬい、こういう仲介業に關する基本的な体制というもの、これは現行法と同じ答申をいただいておりますわけでございます。したがって、現行法がございますれば、従来と同じように著作権を管理するための規制というものは行なわれておるわけでございます。ただ、現在のこの「著作権ニ關スル仲介業務ニ關スル法律」はかたかなの法律で、新しい立場からいいますと、なおこれを補いたい、補う必要がある規定もございます。そういうものもやはり早急に入れて、新しい仲介業務法をつくらなければならぬということとは私どももひとしく感じておるところでございまして、先生のお示しのとおり、仲介業務法につきましては、できるだけすみやかに改正案をつくりまして御審議をいただきたい、かように考えているところでござい

○田中寿美子君　たいへん問題があるのですが、私は三十分しか時間をもらっておりません。実は一つ一つ指摘したいと思っておったのですが、そういう時間がありません。あとで鈴木委員から条約関係のことがあると思います。それから介入はあり得ないとおっしゃいましたけれども、事実では、実態の中ではずいぶんいままでも現在もあるわけです。今後もあり得る。ことに、たとえば音楽著作権協会などというのは、これはもうほとんど独占的に文化庁からの認可を得て報酬をきめたりするわけですから、こういう実態があるということ、それから仲介業務法のこと、これは現行法どおりの答申であるということに私はもうむしろ疑いを持つわけで、著作権法は、現行法よりはずいぶん、ある意味では、権利の点では逆行しております。この仲介業務法のほうは戦時中のままの方向

で行くというのは非常に私はこれは問題だと思えますが、そのことをいま議論している時間がございませぬ。ただ、たとえばその法文の中で矛盾すると思ひます点は指摘だけで、時間がありませんので、ほかの問題もやりたいものですから……。

映画の問題ですけれども、映画の著作者はだれかと考へてみます場合に、その第二条の二項では「著作人」とは「著作物を創作する者をいう。」という定義になっておりますね。ですから、映画を創作する人は著作人であるはずだと、これはいろいろたくさんいる。ところが映画に関しては十六条で別の規定をつくっておりますね。その定義で、「映画の著作物の著作人」というものをあらためて定義している。このこともおかしい、もし一貫させるなら、この定義のところでやつた方がいいはずだと思ふのです。それから十六条の文言の中には非常に疑問のことが一ぱいある。これはすでに映画監督協会の代表からも指摘されておりますが、「制作」ということば、それから「監督、演出、撮影、美術等」の「等」、そのほか非常に疑問がたくさんあります。で、監督というものの内容、これはいろいろなので定義を調べてみますと、非常に映画の創作の源泉になるものなんです。こういうものからの著作権を製作者のほうに移してしまふということ自体が、これは監督家協会の人たちは憲法二十九条の財産権を侵害すると、私ももちろんそれともうだと思ひますけれども、それだけではなくて、実体に合せてみますと、憲法二十一条の集会、結社及び言論の自由、表現の自由、こういうことにも抵触するような作用をしているのです。これは二十九条のことです。ですからそういう意味で、私たちは二十九条はあつてはならないというように考へているわけなんですけれども、その点はこまかくお尋ねしている時間がありませんので、いまの問題についてはお答え願わなくともけっこうです。大体お答えはわかります。

それで私、公正取引委員会の方にお尋ねしたいのです。映画界というのは、これは提案理由説明

の中に二十九条でも、それから全体に対してもうなんですけれども、映画界の実体を勘案しながらというようにあるわけですね。そこで、まずお尋ねしたいのですけれども、著作権というのが独占禁止法二十三条で、無体財産権の行使行為として、これは独禁法の適用除外になっているというところは私も承知しております。ところで、その二十三条の中のことばに、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にこれを適用しない。」「権利の行使と認められる行為」ということですね。そうしますと、著作権の場合は、著作権法による著作権の権利の行使と認められる行為というのは何なのか、あるいは著作権の権利の行使と認められない行為というのはあるはずですね。認められるというのがあるのだから認められない行為というのはどういふものと考えられたか。なぜこれをお伺いするかといいますと、この法案をつくる際には法制局と審議され、それから必ず調整の意味で独禁法と引っかかるまいかどうか、公正取引委員会と相談なさるはずだと思ふのです。ですからそのことについて公取の方の御意見を伺いたい。

○説明員(三代川敏三郎君) お答え申し上げます。独占禁止法の二十三条で、著作権法その他による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない、とございますが、「権利の行使と認められる行為」と申しますのは、著作権法によりまして、著作権者には独占的な権利が与えられているわけでございます。その独占的な権利を何といひますか、保つていくために必要な範囲において、その行為は権利の行使として認められる。しかし、それを逸脱するような行為には認められない、そういうことでございます。

○田中寿美子君 認められない……。

○説明員(三代川敏三郎君) その著作権法によって認められている権利、それを守るために必要な範囲をこえている行為、そういうものは権利の逸脱として認められない、そういうことでございませう。

す。

○田中寿美子君 具体的に言ったらどういふことになりまうか、映画の場合。

○説明員(三代川敏三郎君) いままで著作権に關連いたしまして、あまり問題がございせんので、同じ無体財産権のほうで、特許のほうでございませうが、日本ではございせんが、外国のほうで問題がございませうので、それでお答えさせていただきます。たとえば特許権の対象となっている品物、それをほしければ、それと関係のないものも使える。たとえばある機械を使う場合には、その機械に使われる部品といひますか、もつと具体的に申しますと、IBMという会社がございませう。そうしてそこでつくった機械、それにそのパンチカードを使う、そのパンチカードは自分のところのものを使わなければいけない、そういうふうな制限をつけて特許を与えている。その場合に、パンチカードといふのは何もIBMのつくったパンチカードでなくとも、このものでもいいはずだといふことになる。それを自分のところのパンチカードを使えといふことになりまうと、それはパンチカードにおける自由な競争といふものを特許権によつて制限してゐるということになるから、それは逸脱だといふ、そういうふうな考え方でございます。

○田中寿美子君 映画について御説明いただけなのは残念なんですけれども、その「権利の行使と認められる行為」といふことばがあるからには権利の行使と認められない行為もある。ということとは、その権利の乱用があり得るということを意味してゐるんでしょうね。

○説明員(三代川敏三郎君) おっしゃるとおりでございます。

○田中寿美子君 そうしますと、文化庁長官でも大臣でもいふんですけれども、この今度の法案では映画の著作権は製作者のほうにいくことになってゐますね。そうしますと、その製作者の権利の行使の乱用ということもあり得るわけですね。そうお思いになりますか。

○政府委員(安達健二君) 権利の行使といふこととございませうから、権利の行使といふことは、著作権法で認められた権利を行使するといふこととございませう。したがって、その権利の行使と関係のない行為といふものについては、もちろん適用といふことがあり得るかもしれないけれども、権利の行使と著作権法によつてどういふ権利があるかといふことがはっきり書いてありますから、それに関する限りは適用がないといふことでございませう。いわゆる権利の乱用といふようなものは、権利の行使と認められるか認められないかといふことは、もつとばらむしる独占禁止法二十三条の解釈の問題だろうと私も考えます。

○田中寿美子君 そこで、公正取引委員会は、そういう権利の行使と認められない行為とかあるいは乱用とかといふことがあり得るということとを頭に入れてこの法案の調整に應じられたのかどうか、これ調整されたのか。

○説明員(三代川敏三郎君) おっしゃるとおりでございます。そういう乱用といふことがあり得ると考えて調整いたしました。

○田中寿美子君 この法案の提案理由説明の中にも、映画界の実態を勘案するといふことばはちよつと違うかもしれませんが、そういうことばがあるわけですね。ところがその映画界の実態といふのは、これは御存じだと思ひますけれども、これは公正取引委員会なんかは十分把握していらつしやるのが当然だと思ひますけれども、今日これまでも、参考人も述べておりましたけれども、映画界の五社といふものがあつて、これはほとんど独占企業でございませう。五社協定といふのは監督に対して統一契約書といふものを入れさせておきますね。たとえば専属監督契約書一号のAといふようなものを入れさせて、それでその中の第六条によりまして、「本契約による乙の監督映画の一切の権利は甲又は甲の指示する会社が保有するものとす。」といふような契約を入れておきまして、そして形式上は現行法で自由契約なんだけれども、実際には、五社協定が意味してゐるこ

とは、一社との間に契約上のトラブルが一つでも起きたら他の四社はその監督の地位を剝奪してしまふこともできる、全部干してしまふということもできる。これは監督だけではございませうですね、俳優についてもそうでございませう。たとえば山本富士子が全然映画に出られないのはなぜか、五社の協定を破つてゐるからだ。それから製作会社は五社がほとんど独占してゐる。それに配給機構があつて、配給会社があつて、それから興業と、縦に独占してゐるわけですね。で、五社の指定してゐる作品以外のものはほとんど自由に上映できないような体制をつくり上げてゐる。こういう実情を公取のほうでは認識をしていらつしやるのかどうか。

○説明員(三代川敏三郎君) 映画の關係につきましては、独占禁止法ができてから問もなく映画の全プロ契約でありますとか、あるいはしばらくたつちましてから、それにかわるものとしてできましたブロックブッキングの契約、そういうものを違反として取り上げて是正をいたしました。そういうふうに、映画の製作、配給面という点では、映画会社といふものは事業者と認められますので、その行為につきましては、独占禁止法の適用があると考へております。で、その監督さんとか俳優さん、それは一体労働者なのか事業者なのか、その点が非常にわかりにくいこととございまして、大部屋の俳優さんあたりですと雇用契約が締結されてゐると思ひますので、労働者といふことになると思ひます。そしてそうでなくて、いわゆる歩合給と申しますか、そういう契約の方々になりますと、それが労働者といふこととはなくなつてくると思ひますが、といつて、それじゃそれが事業者といふことになるのかといふ点になりますと、その給付するサービスの内容といふものが非常に個人的な性格を持つておりまして、はたしてその競争といふもののどの程度なじみ得るのだろうか、山本富士子さんの演技といふものは山本富士子さんでなければできない、そういうふうな非常に個人と結びついた性

格を持っているように思われますので、その辺で事業者性というものがなかなか判断がつきにくいところではないです。

○田中寿美子君 私は映画の著作権が直接独占禁止法に結びつくというふうに考えているわけではなくて、映画界の実情が全く独占の状態で運営されているというその状況の中で著作権が製作者、会社のはうに全部移ってしまうというところに危惧を感じている。こういう意味なんで、それで公正取引委員会がいまの映画界の実情を著作権とまず離れて考えてみて、五社が独占形態をとっておるということ、そしてちょうど縦のカルテルみたいな形で配給機関も興業の、上映する映画館まで支配するというような体制について、いまおっしゃった昭和二十五年の東宝・スバル事件というのは、非常にはつきりと、あのときには独占禁止法違反の審決が出ているのですね。最高裁までいって出ているわけですが、その次に映画全プロ事件というのが出て、これなんかも問題になったけれども、その後ほとんど問題にされていない。ところが独占の状態がもともとと進んでいると思うのです。そういうことについて、一体公正取引委員会というのはこういう背景のもとで今度映画の著作権がきまろうとしているのですけれども、公正取引委員会というのはそういう問題に対してみずから職権探知ですか、そういうようなこともなさらないのかどうか、そういう申告はなかったかどううか、申告はおそらくないと思うのですね。現在の場合の映画会社というのは非常に強力な会社というものに對して、監督にしましても、俳優にしましても、その他演出家でも、美術関係でもみんな弱いのですね。ですから申告するほどの立場はとも日本現状ではとれない。その中で、それじゃ独禁法の番人であるところの公正取引委員会がこういう事情をみずから職権で探知したというような努力は全然なされなかったのかどうか。また今後そういうものをする気はないのかどうか。

○説明員(三代川敏三郎君) 私どものほうで、いままで耳にしております限りにおいては、できる

だけ努力をいたしてきておりますし、また今後とも努力をいたしたいと考えております。なお昭和三十七年の公正取引委員会の年次報告の一二四ページに「松竹株式会社はか5名に対する件」という項目がございますして、その中に、ただいま先生のおっしゃいました六社協定の問題を取り上げてございまして、その場合には六社以外の映画会社、独立プロでございしますが、それと契約している俳優などを使った映画は六社は配給しない、そういうような申し合わせをしております。それにつきましては、独禁法上問題があるということで調べてまいりました。そしてその過程におきましてこの六社のほうは、そういった条項をみずから取り除くということを行いましたので、それは不問にいたしたということがございます。

○田中義美子著 この面では映画界だけではない
と思いますけどね。さっきの音楽著作権協会に
してもそうだと思いますが、たいへん独占的な権
力を持って、それに關係している著作権者を圧
迫する実情があるわけなんです。そういう中で、
この権利が全部製作者のほうに移ってしまう、
現行法では一応取引契約關係になつてゐるわけ
なんです。契約關係になつてゐるから、現在ほ
んど——先ほど申し上げましたように、五社の
監督統一契約書というものがあつて、統一協
定があつて、それが自由契約ができないよう
な状況になつてゐる。それを今全面的に法律
でバックアップして、製作者のほうに著作
権を与えてしまふということに対して、私、
非常に重大な危機を感じております。それで、
これはもちろん単に経済的な権利、財産権が
移つてしまふという問題だけではなく、たと
えば独立プロが自由につくつたものを配給
ルートに乗せることができない、上映する
ことができないというような点から考へてみ
ましても、先ほど申しました憲法二十一条の
言論、出版、表現の自由を侵す、こういう
ことになり得るといふふうに私は思つてゐ
るんです。これは文化庁のほうではどうお
考えですか。

○政府委員 安達健二君 映画の著作権の帰属につきましては、諸外国ともいろいろと規定をいたしておりますが、ほとんどの国が映画の著作権は映画製作者に帰属するという考え方で規定しているのをごいまして、日本だけが特例を開くというものでは毛頭ないことをまず第一にお答えいいたしたいと思ひます。

それから二点といたしましては、こういう二十九条の規定ができると自由契約ができなくなる、こういうお話ございましたけれども、二十九条によって著作権が映画製作者に帰属いたします場合におきまして、参加契約その他におきまして、その著作権の行使について映画製作者と著作者との間に契約を結ぶことは十分考えられるわけでございます、たとえば外国に配給する場合にはどうするとか、あるいは国内でテレビに乗せるときにはどうするとかいうようなことがその両当事者間の契約でできることでございまして、私もはそういうことができる、この二十九条によってそういうことができなくなるといふものではない、ということ、いろいろな機会に今後とも十分明らかにしていきたいと思うのでございます。

それから第三点といいたしまして、このような規定が憲法にいうところのその表現の自由を侵すおそれはないかということですが、そういうおそれは全くないと思うのでございます。たとえばいまお示しになりました独立プロの場合は、その独立プロダクション自体が映画の著作権を持つわけでございます。その場合におきまして、それがどのように配給されるということは、これは著作権の問題ではなくて、その著作権の売買の問題として考えられるわけでございます。その問題は著作権を独立プロに与えたことよって妨げられるものではないわけでございます。したがって、その表現の自由云々とは全然関係がない問題として私どもは考えているところでございます。

○田中耕美子君　時間がもうなくなりましたので終わらなければなりませんけれども、たいへん水

かけ論になってしまいました。もちろんこの法律そのものがそういうふうには規定していないのはあたりまえなのであって、だからおたくのほうでも補足説明の中で、実態を勘案するということを書いて、映画界の実情に応じると……。私どもは実情はこうであるということをお話した。これはだれも知らない人はない状況ですね。映画界の五社独占ということ、そして最近、この間も問題になりましたけれども、大映と日活かどっか、松竹なんか、経営が不振である、そこで映画輸出振興協会というのが多額の不正な融資をしたという問題がありますが、こういう大きな会社に対しては、政府側の援助があるわけです、これは通産省の関係だと思ふのです。そういうふうなことがあって、事実上映画の中に働いている人たちに自由契約が行なわれていないという実情の中で、著作権を一方的に全面的に製作者に移してしまふということについては、私は非常に心配である。だから著作権審議会の審議の過程で、第五次案のときには、あそことところに「契約に別段の定めがない限り、」というので、この二十九条に入られましたでしょう。それを今度は取って「当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているとき」、このことばの意味も私よくはつきりどういふことを意味しているのか、特別の定めがない限り、ということばとどこが違うのか、どうしてそれが取り去られたのかということにも疑義を抱くわけです。ですから、全体として、最初に申し上げましたように、この法案全体のねらいの中に、著作権に關してたいへん大きく文化庁が介入してくるということが問題であるということを申し上げたいわけです。ことに映画がこのごろテレビで再放送される、あるいはその場合に、短縮されたり、それから一部改変されたり、編集されたり、商業放送にスポットで使われたり、こういうようなことがあった、あるいは政治的に関係あるような映画の部分だとか、あるいはセックスに關係があるような部分だとか、そういうものが監督の創作の立場からずれてしまつて著作権を侵害し

ていくという実例も起こり得ると思うのですね。これを先ほどの最初の「公正な利用」というところにもつていかれるのかどうか、その辺の非常な危惧を私は持ちますので、この二十九条に対しては、あるいは二十九条に關係して十六条もそうです、第二条の定義のところもそうです、関連するものもたくさんありますが、その辺は特に一番の著作権法の中で私は問題であるということに指摘しておきたいと思いますが、このことについて一応の御見解を伺って、それで終わりたいと思います。

○政府委員(安達健二君) ただいま御指摘になりました点についてお答えを申し上げます。第一は、この第二十九条の「製作に参加することとを約束しているときは」ということばの意味でございますが、その映画の著作、監督なりカメラマン等が映画の製作に参加することを約束すると、そういう約束というものが前提になって、その約束の際にいろいろな条件をつけることができる、そういうことを明らかにする意味でこの「約束しているときは」ということを入れたのでございます。これが第一点。

それから第二点といたしまして、いわゆる一昨年閣議で決定されました案に、「契約に別段の定めがない限り」とあったものがなくなつたといふこととでございます。なお、その「約束しているときは」、「云々は、一昨年の案にももちろんございまして、その違いは「契約に別段の定めがない限り」を入れるか入れないかの問題だけであるという前提で申し上げるわけでございます。その後いろいろ検討いたしましたところ、この審議会の答申では「契約に別段の定めがない限り」というような趣旨のものはなかったわけでございまして、しかしながらいろいろ映画の状況等から考えて、そういう留保の余地を考へるかどうかというように点も検討いたしましたわけでございますが、映画の關係はやはり物件でございますし、しかもこれは明快にするということが必要である。それ

で、そういう前提の上に立つて契約を結ぶということのほうがより一そうこの問題を解決する上においていいのではないかと関係で、この「契約に別段の定めがない限り」を削つた。削つて昨年と今回の案とがそういう案で出ておる、趣旨は審議会の答申どおりになっておるということと、それから映画の著作權の關係を明快にする、その上に立つて契約を結ぶようにしたほうがよいのではないかと、そういう考え方に立つておるというのが第三点でございます。

それからこの映画を短縮するとかというような問題になりますと、これは人格權の問題になるわけでございまして、この点は先ほど杉原先生からも御指摘のあつた第二十条によつて同一性保持權があるわけでございまして、映画をかりに著作權は監督等は持たないことにいたしましたも、人格權の作用として、そういう短縮とかそういうものは一切まかりならぬということになっておるわけでございまして、その点は今度の法律で著作權を監督等と明記したことによつて、この監督等が人格權を持つ關係が非常に明快になつたわけでございまして、この点は私も十分評価していただいているのではないかとおもうところでございまして、それからセックスとか政治的な關係、その他の關係で利用するのが公正な利用になるかといふこととでございますが、これは全然關係のないこととでございます。著作權の制限として働きますのは、この第五款に書いてある場合だけでございまして、それ以外の理由によつて著作權は制限されるということはないわけでございまして、逆にその著作權の制限される場合を明快に、明らかにすることによつてむしろ著作權をはつきりと保護するといふことがむしろねらいでございまして、制限の規定が多くなつた、あるいは整備されたといふことは權利の制限を強くしたとおっしゃいますけれども、むしろその關係を明快にして、こういう場合以外は制限されないといふことを明記することによつて、しかもその場合の公正な關係を規

定することによりまして著作權者を保護するといふ面もあるということをお断り承りたかと思ひます。

〔委員長退席、理事永野鎮雄君着席〕

○鈴木力君 時間が足りないそうですから、先ほどお伺ひいたしました、まず最初に、労働省の職業安定局の業務指導課長さんにお伺ひいたします。時間がありませんので、法律の条項やなんかについては一切はしりましてお伺ひいたしますから、どうぞあしからずお願いいたしますが、いまのテレビなり、あるいは映画もそうだと思いますけれども、いわゆる実演家のあつせんをやつておる、通称プロダクションとわれわれ言つておるんですが、この組織はといひますか、この業者は職業安定局というよりも労働大臣の認可になつておる業者であることは間違ひございません。

○説明員(保科真一君) 芸能社でございますが、芸能社の実態を見ますと、二つの形態があるように思ひます。一つは芸能社が請負契約を結びまして、芸能社の企画、責任のもとに請負としてやる場合と、それから芸能社所属の演芸家の職業紹介をやるといふような二つの形態があるかと思ひますが、職業紹介をする場合におきましては、職業安定法の三十二条で許可を受けなければならぬ。それから演芸家、音楽家等につきましては許可できる職種になつております。現存のところ、労働大臣の許可を与えております演芸家關係の紹介業者は百六十四ございます。

○鈴木力君 そこで伺ひますが、労働大臣の成規の許可を受けないでこの種の業務をやつておるプロダクションはどのくらいございますか。

○説明員(保科真一君) 芸能社につきましては、ただいま申し上げましたように、いろいろの形態がございます。職業紹介的な行為をやつております芸能社と、それから請負をやつておる芸能社がございます。で、請負をやつておる芸能社につきましては、職業紹介ではございませんので、許可を受ける必要はないわけでございまして、

が、職業紹介をやつております芸能社、百六十四ばかり許可いたしておりますけれども、これ以外にも、いわゆるもぐりややつております芸能社もあるように思ひます。で、そういうようなもぐりの芸能社につきましては指導を加へまして、労働大臣の許可を受けて、また指導監督も十分やりながら許可を受けさせるような方向で指導いたしておる次第でございます。

○鈴木力君 ここに芸能社の名簿があるのです、これをみますと、名前は特に固有の名前を言ふ必要はありませんから申し上げませんけれども、芸能人紹介何々プロダクション、こういうのがずつと並んでおる。そのうちに労働大臣許可となつておるのとついでないのがある。ついでないのが堂々とこういうものに登録をしまして、そうして芸能人紹介という業務を大つぱらにやつておるわけですか。これを大つぱらに労働省がやらしておる。これはもぐりとはいひけれども、ここまでは大つぱらにやりますという、ばくらはもぐりとは思ひません。何か特殊な事情があるのですか。あるいはもしないとすれば、これは早急に労働省はやはり調査をいたしまして適正な運営の指導を強硬に加へなければいけないと思ひ、許可を得ないければ職業安定法違反ですから、そういう職業安定法の違反の立場から取り締まりといふものを嚴重にやつてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○説明員(保科真一君) ただいま先生の御指摘の点でございますが、芸能社が請負をやつております場合には職業安定法の問題はないのでございすけれども、職業紹介的なことをやりながら認可を受けないといふものもあるように思ひますので、この点につきましては都道府県に指示をいたしまして、東京とか大阪のような芸能社の多いところにつきましては、芸能家關係の団体とも接触いたしまして許可を受けるように指導いたしておりますわけでございまして、先生の御指摘もございまして、今後そういうもぐりの紹介的なことをやつておる芸能社につきましては、十分実態を把握い

たしまして許可を受けるように指導いたしてまいりたいと思います。

○鈴木力君 それはそういうふうなやり方であらうと思いますが、そこで今度は許可を受けておるほうのプロダクションがやっておるやり方の中身を労働省は御存じでしょうか。どういふ状態にいま芸能人の紹介事業をやっておるのかお伺いいたしたいと思います。

○説明員(保科真一君) 許可を受けておる芸能社につきましても、やり方として二つの形態がございます。職業紹介的な、たとえば放送会社等の使用者側から、こういう芸能人をよこしてもらいたいというふうな求人申し込みがございまして、それに適当な者を紹介するというようなやり方と、芸能社自身が請負契約を放送会社等との間に結びまして、芸能社の企画、責任のもとに、その番組を請け負ってやるという二つの形態があるかと思ひます。職業紹介的な行為をいたします場合には、芸能社のほうで求人受付をいたしまして、それに適当な者を紹介する。で、手数料につきましては職業安定法の施行規則によりまして、賃金の一〇％以内を特別に会社側からとつていいということになっておりますので、そういうように指導監督しておるところでございます。

○鈴木力君 そこで、いまの職業紹介的にきつちりと一〇％以内の手数料でやっておるという例もあるかもしれませんが、あとで話がありましてたけれども、そうじゃない、請負契約でやっておる部分というのは、これは労働省で認可するプロダクションの事業の範囲には入らないわけでしょう。それはどうですか。

○説明員(保科真一君) 請負につきましては労働大臣の認可の分には入りません。

○鈴木力君 そこで私労働省にお願いしたいのは、一枚看板を掲げておるわけですね。そうして、一枚の認可を受ける看板のほうは看板であつて、あとの部分は、労働省の監督を受けないような、これこそほかの業者が非常に多いのじゃないかと思うのです。それで、その場

合に、——どうもこれも、何とかという特定の名前をあげるといういろいろ差しがあるもので、私のところには多少の資料もありますけれども、きょうは申し上げませんがね、この請負契約という形のものを保持して、そうして芸能人の人たちの間の関係は雇用契約だということにうをとおつておるという例が多いようなんですね。したがって、そのタレントならタレントの人に月給を払つておる。そうして、その月給を払つておることによつて、その芸能社がテレビなりあるいは映画なりで普及してやる——普及してやるというんですか、そういう形をとつておるのが非常に多い。そうなるにつきますと、いわゆるわれわれがいま著作権で議論しておる隣接権という問題が完全になつてしまふわけですね。生かされなくなつてしまふ。たとえば、それがどういふ形になつておるかという、かりに雇用契約というなら、労働条件がきつちりとしていなければいけませんから、労災法なりその他の労働者としての法律が全部適用されなければいけないけれども、その面は適用されない。そういう状態があるようなんです。特に私問題にしますのは、これはまあ労働省のほうの責任じゃないのですけれども、実態を申し上げますと、たとえばこういう例が一つある。これは、名前を出しますと、日本教育テレビという会社が、芸能人との間の契約をどういふ形で結んでおるかといふと、こういう形です。私儀今般貴社の製作する何々に出演するにあたり、私が本番組に出演することによつて生ずる実演等のすべての権利は、貴社に帰属するものであることを了承いたします。と、これが契約書なんです。私はまあ日本教育テレビと出しましていましたけれども、これは一つのサンプルという意味で出したので、教育テレビだけがこれやっているとわけじゃない。この様式がほとんどの芸能社にもいま適用されている。だから先ほど文化庁の次長が、出演者はそう弱くない、契約ができるのだからと、こう何べんもおっしゃつておられるけれども、実態の契約というのはこういうことなんです。

すね。これに判を押さなければテレビに出れない、あるいは映画に出れないわけですから、そこで私は、労働省の課長さんとはいはれませんが、こういふ問題が放置されておりますと、一方著作権あるいは隣接権といつて文化庁ではたいへんこれは鼻の高い、新しくつくつた権利だといつておるものなんです。その鼻の高いところが、一方のほうの何といふんですか、もうひとつああいうやり方とか権力関係とか、いろいろな形において全部つぶされておるというふうなことも見えてしようがない。そこで私は、きょう時間がありませんからこれ以上くどいことを申し上げませんけれども、課長さんに、私がいま申し上げましたような観点から、まず、認可をしておる法人に対して、芸能社に対して、相当の調査をする必要がある。芸能社に對して、認可をするという職業安定法の趣旨に基づいて、その趣旨が生かされておるかどうか。もし生かされてない部分については、相当強力な指導をする必要がある。それからなお、認可を受けていないでやつておる芸能社について、は、相当あくどいやり方が見えるようなんです。たとえば、何と云うのか私はよくわかりませんが、映画にたくさん出てくる、馬に乗つてかえ玉になつてずつとやるような場面に出るような人も、あるいは切られ役や切り役も、そういう人は、昔の何といふんですか、戦前土工関係の労働者をやる一つの業者があつた。ああいうのと同じように、雇つておいて、どこから何人と言われたら出ていって日雇いみたいな扱いを受けておる。しかし、法律からいふと、その人たちは実演家です。そうして、その人たちが出なければその劇が成立しないわけなんです。そういう面も、いまの芸能社のあり方なり職業安定法のあり方なりからメスを入れないといふと、こういう権利というものが生かされないと思ひますから、きょうはひとつお願いだけしておきます。どうぞ調査をして指導をされますようにお願いしておきます。

そこで、あと文部省にお伺いいたしますが、映画の問題につきましては、いま田中委員からも質問がありましてお答えがございました。その質問、お答えとも、もう従来ここだけじゃなしに、何べんか繰り返されたことにすぎない。この前私は文書をちやうだいたしたしたのでありますが、どうもこれを讀んでみますと、——讀んでみますといふよりも、文化庁の答弁を伺いますと、権利を与えた、権利を与えたと、こう非常にいいような答弁があるわけですね。しかし、与えたことは事実だが、同時に、文化庁の手によつて、与えた権利を取り返しているという節がどうもあつてしようがないわけですね。映画の問題ですが、まあ理屈ははつきりしてゐるのでしてね。実情に合わせるためには著作権者に権利を与えて何ら差しつかえないはずで、契約事項なんだからとこうおっしゃる。だから著作権側に権利を与えておいてあと契約事項のところでも実情に合うように処理をすればいい。特に著作権の譲渡なんという道もあるのですから、そういう点でやらせればいので、権利のあるべきところさへはつきりしておけば、一向支障がない。この文書はそういうことじゃないに、逆に、いかにして弁解をするかという文書であります。この御答弁は時間があるから要りません。しかし、私はこれを讀みまして一番感じますのは、一番あとのくだりです。終わりの三行、ここが文化庁の言いたいところだと思ふ。「映画製作者の映画製作に対する寄与の大きいことからして、これに何らの権利をも認めない」とすること、適切でない。ここが言いたいところなんですよ。しかし、もしこれが適用になるとすると、たとえば山下清というあの画家がある。あの人の絵を今日に至るまで寄与の大きい方がたくさんあると思ふのです。

【理事水野鎮雄君退席、委員長着席】
たとえば私の知つておる神崎清先生なんかもそう。そうすると、神崎清先生がああ山下さんの絵ができるために寄与が大きかった。そういう人にも何らかの権利を与えないのはおかしいのかどうか。これは著作権の議論じゃないと思う、

そういう議論は。そういう意味では、私はどうもこの点については納得いかない。この点は、時間がありまけんから、これはまあそのことだけを申し上げておきます。

そこで、映画についても一つ関係のあるところなんです。お伺いしたいのは、権利を与えておいてどうも取り返しているという少し意地の悪い言い方をいたしますと、五十四条の二項に、これを読んでみますと「映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとす」と、こうあるでしょう。そういたしますと、一方においては原著作者には死後五十年という権利を与えておる。映画と抱き合わせにいたしまして、映画の著作権がなくなると、死後五十年がこころでは取り上げられてしまう。こういう取り上げ方というのが各所に見えるわけです。時間がありませんから、ここ一つだけ申し上げます。この意図は一体どういふことなんでしょうか。

○政府委員(安達健二君) 映画の著作権の場合に、シナリオとかそういう原作になった小説とか、そういうものがあるわけでございます。そういう場合におきましてそのシナリオの著作権なり小説の著作権が映画の著作物の利用についてもこの著作権を持っておられます。こういうことは当然なことでございます。それはその場合にその利用に関する限りは映画の著作権が消滅したときに消滅する。ということは、そのシナリオというものの著作権が持つておるその映画の利用に関する限りの権利でございます。したがってたとえばそのシナリオを使ってまた新しい映画をつくるとかいうことについては、それは死後五十年あるわけでありまして、その映画の利用に関する限りはそこで切れる。これはイギリスなどでもこういう立法例をしております。したがってこれは別に不当なものでは毛頭ございません。

○鈴木力君 イギリスではこういう立法ですか。イギリスのこのくだりに関する法令をちょっと読

んでください。

○政府委員(安達健二君) ちょっと待ってください。

○鈴木力君 時間がありまけんから私のほうで言いますよ。イギリスの法令には消滅するというようなことはないので。原本持つておりませんが、イギリスでは、著作権を侵害しないものとす。と、こうあるのです。著作権は認められている、消滅してはいない。消滅してはいないがその場合には著作権を侵害しないものとす。と、こうある。こういうことばを、イギリスがこうやっていうというやうなその答弁をしてもらってこの法案を審議するということになれば容易なことではない。

○政府委員(安達健二君) 実質的には同じことだと思ひます。侵害されないということばは、その映画の著作物の利用に関する限りは原著者の権利が動かないわけですから、その場合においては同じです。

○鈴木力君 全然法律論から言ったら違ひなんです。著作権は認めておるわけだ、認めておるけれども侵害しないということなんです。こちらのほうから侵害しないということなんです。だからたとえば著作権料を払いたいという場合には払えという著作権だけは生きておるわけです。思想上からいうと、消滅するということばと、それから侵害しないということばとは、著作権がないものは侵害するしないという議論はないでしょう。著作権を認めているから侵害しないということばに変わっておる。もしそういう答弁をするならこれはもう外務省の条約局長を呼んでやり直さなければなりません。

○政府委員(安達健二君) イギリスの場合は、著作権の制限の場合におきましても、次のような行為によって利用することは著作権の侵害にならない、こういう規定のしかたをしておるわけなんです。一方この法案におきましては、何々することができると、こういうように規定しておるわけでございます。その立法のしかたがまあいけば侵害さ

れないという消極的な表現と、できるとか消滅するとかいう書き方の問題であらうと私は思ひます。でありまして、要するに使つても侵害にならないから、原作者は権利を主張できないわけなんです。ですから権利を主張できないということは権利が認められないと実態的には同じことですから、それを表現として、できるとかそれから消滅するとかいうやうな形で書いてあるということは、立法の技術の問題でございまして、内容的には違ひないと思ひます。実態的には違ひないと思ひます。

○鈴木力君 これは立法の技術と云うけれども、立法の立場が違ひ。侵害とならないという意味は、著作権者のほうに主体を置いておるから、かりにその映画が自由に放映されても侵害されたことにはなりません。と、こういう言い方なんです。基本的な立場と思想が違ひということですよ。それが何で死んでしまったということになるのですか。生きておるけれども侵害されないということと――イギリスのやつ私も多少読んでみましたよ。ここの侵害されないということばを使うためにはある程度やはり議論をしたということも聞いておる。こういう点についてはイギリスでどういふといういまあなたと議論してもしょうがないけれども、そういうやうな形で、見えないところで権利を取り返そうとしておる思想がこれにある、こういうふうには私はどうしても見ざるを得ないわけなんです。

そこであと大臣にちょっとお伺いいたします。一体この法律が通過したといたしましたならば、これはもう前から議論しておるところですから議論の余地がないのですが、条約との関係が非常に出てくるわけなんです。この法律が通過したら適用される条約はどの条約ですか。

○国務大臣(坂田道太君) まだ十分に整備されない点がございますので一挙にブラッセル条約というわけにはいかないと思ひます。

○鈴木力君 そうするとローマ規定に拘束される、こういう意味ですね。

○国務大臣(坂田道太君) そのとおりでございます。

○鈴木力君 そうしますと、私はこの前に大臣からお伺いいたしましたときに大臣がおっしゃったことばの中にも、ブラッセル規定にやはり加入をしたいのだ、する意図があるのだ、しかし、いま直ちにできないというのを伺ひました。その大臣の考え方はごもっともだと私も思ひます。それから文化庁長官からも同じような御返答を伺ひました。特に長官からは、しかしそれがただ単に日本がおくれているときめつけるよりも、日本の実情というものもある、その実情を無視するわけにいかないからその実情を理解してもらつたことも努力しなければいけないという御答弁をいただいております。その限りでは私はおっしゃるとおりだと、こう思つておるのですが、具体的に、この法律が通つたらどういふ形でブラッセル規定の適用を受けるやうな、加盟を受けるやうな手続をなさるおつもりなのか、技術的にはどういふ難点があるのか、その点をお伺ひいたします。

○政府委員(安達健二君) ブラッセル改正条約に加入するためには、著作権の保護期間を死後五十年にするということと、それから音楽の録音物によるところの演奏権につきまして公の演奏の範囲を全般的に認める、こういうことが必要でございます。これにつきましては、原則ではそのようにいたしておるわけでございますが、ただ公の演奏権の範囲につきまして附則十四条というやうなものがございまして、したがってその点においてのズレがあるということが条約に入るこの困難性をあらわすわけでございます。

そこで、それならば今後どうするかというその具体的な問題のところでございますが、一つは、附則十四条そのものが規定から削除されるということになれば、その点についての問題はなくなる。しかしながら日本の実態から附則十四条をなお残す必要があるということでございます。とどうするかという問題、その一つの方法は、この

前、野村参考人がおっしゃっておいりましたのは、日本ではそういうことは認めないのだという一種の留保宣言のようなものをして、それで外国がそのまま黙っておればそれでいいのじゃないかというお話がございました。

それからもう一つは、いま長官の考え方によれば、十分その趣旨、日本の実態をわかってもらおうという場合において、外国の音楽の著作権者が日本では一般の喫茶店等においての音楽の演奏、いわゆるレコードによる演奏には要求しないというようになことが認められれば、外国からそういう要求がなければ、それは条約との抵触は問題にならないわけでございます。そういうような面で了解が得られるかどうかというのが第二の方法という、いずれも両者、いま申し上げましたその留保宣言にいたしましたも、その前におきましてはやはり外国の権利者の態度というものが、十分そのように理解されるという前提があつてでございます。そういうようなことがおおよそ考えられる方法だと思ひます。

○鈴木力君 まあできるだけそれは早いときに私はやはり実現をしてみたいと、こう思うわけですが、さつき伺いましたように、その間はローマ条約の拘束を受ける。ローマ規程の拘束を受ける、そうしますと、少なくとも私がしろうとなりに読んでみますと、この法案はブラッセルをにらんでほとんどできているんじゃないか、こう思うのです。いまの附則十四条があるけれども、そういったしますと、この法律がかりに通つたといひましたも、条約的にはローマの拘束を受ける。そうすると一体どういふことになるのかというところがここで一つの問題になるだろうと思うのです。ただ、私は、たゞいま保護の権利のこの死後五十年とかという権利は、条約が優先するといふ考え方からすればそれほど大きなことではないにしても、どうしてもこのブラッセルに加入できないんだという前提で、しかも加入するといふルールで法案を出して、そしてローマの拘束を受けるということになると、どうも矛盾が少し大

きくなりはいまいかと、こう思うのですけれども、その点はいかがなんでしょうか。

○政府委員(安達健二君) 一般に国内法でもって条約に与えるもの以上のものを国内法で定めるといふことは別段支障がないわけでございます。それが第一点。

それから第二点といたしまして、条約が適用されるのは、このほかの国との関係においての問題になるわけで、外国人の著作家、主として外国人の著作家に対してどの規定によつて保護するかという問題になるわけでございます。逆に言えばほかの国の、ベルヌ同盟国の人が日本に対して保護を要求する場合に、ローマ規定に従つて保護を要求することしか日本に対してはできないというだけのことでございますから、したがつてその点については特に支障はないと思ひます。それ以上保護を与えるということとは別に支障がない、しかもその外国人が要求する場合に、ローマ規定によつてしか日本では保護を要求できないというだけの話でございますから、特に支障はないと思ひます。

○鈴木力君 そういふふうに簡単に言いますが、それは確かにローマ規定にも、ブラッセル規定にも条約より寛大といふことを使つておつたかどうか記憶しておりますけれども、ことばは正確じゃありませんが、条約より上回る部分は差しかえないと、こうあります。しかし、基本的に用語の解釈や何か食い違つておるような場合にはこれはあらかじめある条約で――時間がなければ一言言ひませんが、その国の国内法によるといふやつがずっとある。そのあるものは国内法でやるけれども、それ以外のものは条約が有効なんでしょう。そこはどうですか。

○政府委員(安達健二君) ローマ改正条約でも、ブラッセル改正条約でも外国人の著作家に対して国内法待遇すなわち日本人と同じ保護を与えるといふことは、条約にあるものはその国になくてもその条約にも入つてゐるならばその国に対してはその条約に定める権利を請求できるということ

になつてくるわけでございます。したがつて、具体的に外国人の著作家が日本で要求できる権利の問題について、条約のことばといふものは生きてくるわけでございます。そしてその国内法によつて、その内国民待遇を、国内法に従つて与えられる内国民待遇の問題について、この日本の国内法といふものによつてゐるということでございます。したがつてその間の矛盾はないようにわれわれとしてはもちろん書いてゐるわけでございます。しかし、矛盾がある場合には条約が優先するといふことになつておりますから、特に問題になることは生じないと思ひます。

○鈴木力君 そうするとどういふことですか、矛盾がある場合には条約が優先するから、矛盾があつても大したことになるまい、そういうことですか。

○政府委員(安達健二君) 大したことにならないといふ、そういう意味ではなくて、国内法といひましてはそれぞれの条約と解釈上矛盾が生じないように、もちろん努力をしてやるわけでございますけれども、もしあればといふだけの仮定の話でございます。そういうものがあつてもかまわぬといふような、そういううすなことを申し上げてゐるつもりではございません。

○鈴木力君 どうも時計のほうは早いのでこつちも容易じゃないのですが、今度の法律で使つてゐる「公表」といふことばが出てきてゐるわけですね、この「公表」といふことばが非常に多いのでございまして、十八条ですか、ここである「公表」のことが書いてあるわけですか。ところがローマ条約によりますと、ローマ条約の拘束を受けるということですから、四条の四項になりましか、「公ニシタル著作物」といふことが、この拘束を受ける、こう思ふのです。そうしますと、「公ニシタル著作物」は、本条約の意味においては、「刊行シタル著作物ヲ謂フ」と、こうあるのです。「刊行シタル著作物ヲ謂フ」と、こうありますね。「演劇脚本又ハ楽譜入演劇脚本ノ上演、音楽的著

作物ノ演奏、美術的著作物ノ展覧及建築的著作物ノ建設ハ公ニスルノ意味ニ非ザルモノトス」とあるのです。ところが法案を読んで見ますと、どうもよくわからないのは、この写真や何かについては、展示したときが「公表」といふふうな表現がおそろくあつたと思ふのです。第四条の三項を見ますと「美術的著作物又は写真の著作物は、第四十五条第一項に規定する者によつて同項の展示が行なわれた場合には、公表されたものとみなす」と、こうある。拘束を受けることとおつしやつたローマ規定には、展覧と展示がどう違ふかわかりませんが、ローマ規定では「刊行シタル著作物ヲ謂フ」と、こうある。「刊行シタル著作物ヲ謂フ」ですから写真にとつては、一枚の写真となるのか、これが刊行そのものが著作物であるわけですか。ところがこれを見ますと、展示したときがもう著作物になつてゐる、条約のほうは展示、展覧はみなさないといふ書いてある、この辺はそれでも同じ意味なんですか。

○政府委員(安達健二君) ベルヌ条約に定められてゐるたゞいまお示しの四条の「公ニシタル著作物」は、本条約の意味においては「刊行シタル著作物ヲ謂フ」といふことは、この点についての問題がございまして、このブラッセル改正条約の場合におきましてはそれが四条、五条、六条の規定の適用上、公表された著作物といふようなふうにはつきりいたしまして、こゝで言つてゐる「公ニシタル著作物」といふのは、いわゆるこの案で言えば発行という概念に当たるわけでございます。したがつて、条約の四条に關する限りは「公ニシタル」といふものは、いわゆる複製物の十分な部数が公衆に提供されるという考え方です。それから、たとえばあの十一條の二でございまして、こゝで使つてゐる場合におきましては、この「公ニシタル」といふのはむしろ発行

ではなくて、たとえばこの法案の四条で書いてお
りますように「公表」というのは、発行というも
のは当然「公表」になる、それからそれ以外には
上演とか演奏とか放送とかあるいは展示とか、そ
ういふものがあつた場合もこれは公表になる。つ
まり公表というのは発行プラスその他の公表を入
れたものを公表という概念でとらえておる。とこ
ろがローマ改正条約によるところの「公ニシタル
」ものというのは発行という意味で、それは公
表の中に入らないうでございまして、狭い発行と
いう意味であるといふこととございまして、この
ベルヌ条約でいっている「公ニシタル」というの
は、発行するといふことがこの条約上保護の著作
物になるかどうかの判断の基準でございまして、す
から、その点を明らかにするためにそういうことを
いっておるわけとございまして。

そこでもう一つ申し上げますと、その点が問題
になるのは六条の關係でございまして。法案の六条
で、「最初に国内において発行された著作物」と、
こういうようなものを保護するわけとございませ
うが、たとえば外国人のものでも国内で発行され
た場合には保護するといふことで、この場合のこ
とがまさにベルヌ条約の四条との關係になるわけ
でございまして。その關係を明らかにしておるわけ
でございまして。したがって、ローマ改正条約の
公表されたといふものと、この法案におきまする
公表との關係は全然内容が違つてございませ
うから、その点の矛盾抵觸などといふことは起
りません。

○鈴木力君 内容が違つたといふが、「公ニシタル
著作物」といふと、こゝにあるわけでしょう。要する
に公表と同じような意味ですわね。その場合に、
一方ではこれは公にしたものとは意味しないとい
ふことある。法案のほうは、展示した場合は公表と
みなすといふことある。それが全然同じ意味だとい
ふことは、私はどうも日本語でもよくわからぬの
です。どこが同じなんですか。一方は、展示したも
のは公にしたものとは認めないといふ、こゝ書いてあ
るでしょう、ローマ規定には、それからもちろ

ブラッセルにもその意味のことがあります。とこ
ろが法案のほうは、展示された場合には、公表と
みなすといふことある。それが同じだといふ点をも
う少し説明してください。

○政府委員(安達健二君) 発行という定義は第三
条で書いてあるわけとございまして、この法案の
第三条の発行が、このベルヌ条約の四条の四項の
発行、公にするといふ意味になるわけとございま
して、そうしてその關係において発行といふもの
と、それから「公ニシタル」といふものが同じ
概念としてつづられてあるわけとございまして、
その内容が一致しておるわけとございまして、す
から、その「公表された」といふことばを使つて
いふけれども、内容的には、このローマ条約にいう「公
ニシタル」ものは、こちらのほうの発行といふも
のに対応して、たとえば保護すべき著作物の範圍
などはそれと対応して、先ほど申しました六条で
ちゃんとローマ改正条約と合せて使つてあるわ
けとございまして。ただ、ことばの使い方が違つ
ていふだけでございまして、しかも、そのために
ブラッセル改正条約では四条、五条、六条の關係
で「公ニシタル」といふ意味はさうだといふこ
とを断つておるわけとございまして、何もそれは
從來と考へを異にしたものではなくて、ローマ改
正条約で公にするといふことばを公表といふ意
味に使つておる。事実上、しかもそれを使うのは四
五、六条だけだといふことにしてゐる。実はこの
前のストックホルム改正条約は、そういう誤解が
ないように、それをはっきり分ける、公にするとい
ふことばをなくするといふ話もあつたので
すが、從來からあるからこのまゝにしておけとい
ふことになつただけでありまして、要は「公ニシ
タル」といふことばは、ベルヌ条約では発行の意
味に使つておる、こゝにはそれははっきりと書
いてある。ですから、それに対応してこちらのほう
は発行といふ概念を使つて、それによつて発行と
公表とを分けて、そしてベルヌ条約上中身が発行と

いうところはみな発行、発行といふことにしてあ
りまして、そのほかに、今後は、その著作物の利
用が、単に発行といふことだけでなくて、いろい
ろな機会に放送とか上演といふことがあるわけ
ですから、そういうような關係におきまして新し
く公表といふ概念を取り入れたわけとございまし
て、その公表といふ概念とベルヌ条約にいう「公
ニシタル」といふものは中身が違つてはす
から、その点十分御了承いただきたいと思ひます。

○鈴木力君 ところで、中身が違つたものを取り上げ
てきたわけとしょう。さつき私が前もつて聞いて
おつたのは、拘束をするのはローマ条約だとい
きりしてゐるわけとしょう。そうすると、ローマ
条約で、中身が違つたものがよろしいと、拘束しな
い事項はどこにあるか、ないのです。四条だけ
しょう「公ニシタル」ものといふ解釈は。それ
から、公表といふものを発行といふ意味に使うとい
ふことはよくわかるのです。それは確かにベルヌ
条約でも四条の四項にさういふふうなことが書い
てある、ブラッセルでも。そのかわりブラッセル
改正条約でも、四条、五条、六条の「規定の適用
上」と頭にはついておる。ローマにはついていな
いわけとです。だから対応するといふけれども、た
とえば写真で話をしてもさういふ一番いいわけ
です。写真をとつたものをどこかに展示をする。こ
の法律の四条三項によりまして、「展示が行われた
場合には、公表されたものとみなす」。公表とい
うものは発行なんだと、こゝ言つておると、展示
されたものが発行といふことにはならぬでし
う。そのこととこの公表があいまいであると、写
真なら写真の起算点がきつてあまいになつて
しまふ。そういう点で私は著作権の権利者にも及
ぼす影響が大きいから、この点をたゞしておかな
ければいけないと思つて聞いてゐる。

○政府委員(安達健二君) その発行といふものと
公表といふものとは、この法律で明確に區別して
いるわけとございまして。で、この法律で発行とい
うのは、複製物が相当数、三条に書いてありますよ
うに、作成され、頒布されたといふときに発行と

いう状態になる。そのほかに、たとえば写真に
たしにしても、展示をするとかさういふことに
よつて一般に知られるわけとあります。それは
発行ではなくて、発行プラスもう一つの違つたも
のがあるから、発行も一種の公表でございませ
うから、発行とその他の公表を合せて公表といふ概
念でとらえてゐるわけとございまして。したが
つて、たとえば保護期間の起算にいたしまして、
その期間に発行されない、たとえば本として出
ない場合でも、展示をされればそこで保護期間の起
算が始まる、こゝういふようにしてゐるわけと
ございまして。でございまして、この法律では、発行
といふものとその他の公表を合せて公表とい
ふものとは別な使い方をして、そしてそれぞれに適
応してちゃんと規定してゐるわけとございませ
うから、その点で御疑問になつてゐるのは、「公ニシ
タル」といふことばをベルヌ条約のローマ改正
条約に使つてゐるじゃないか、それと国内法による
公表といふものと違つたじゃないか、そこがつか
いじゃないか、といふ御質問だらうと思ひます。

その点は、ブラッセル改正条約にいうところの
「公ニシタル」といふ意味はこちらの言つてゐる
発行と同じであるといふことは、從來から申し上げ
ておるとおりであつて、その点はこの法案の中で
明らかにしてゐるわけとございまして。

○鈴木力君 だからローマの拘束を受けるとい
ふことでいまは質問してゐるわけとです。この
法律が通つてもブラッセルに加入ができない。そ
うすると、拘束を受ける条約は何かといふとき
に、ローマの拘束を受けるといふ、これはさつき
御答弁ではつきりしてゐるわけとです。さうする
と、ローマの四条にある以外に別に公表といふ
ところがないわけとしょう。それからブラ
ッセルにしても、やはりあるじゃないですか、四
項に。たとえば「演劇用又は楽劇用の著作物の上
演、映画の著作物の上映、音楽の著作物の演奏、文
学的著作物の朗読、文学的又は美術的著作物の伝
達又は放送、美術の著作物の展示及び建築の著作
物の建設は、公表を意味しない」と、こゝある。

条約は「公表を意味しない」と、こうある。国内法は公表とみなすと、こうある。国内法は別に分けたんですと、こうおっしゃられたけれども、条約の拘束を受けるという立場からすると、同じ意味なら条約と同じことばを使っているのがわかりやすいわけですね、その辺はどうなんですか。

○政府委員(安達健二君) 条約自体もその公表というものを二つに使っているわけでございます。つまりこの四条にいう公にするというのは発行という狭い意味であると、それでそれはブラッセル改正条約では四条、五条、六条の規定の適用上というように、内容を明らかにしているわけなんです。しかも、たとえば無名、変名の著作物の保護期間には公表のときからと書いてありますが、この公表は単に発行ではなくてその発行以外の公表をも含めたものであるというように解釈されているわけなんです。ですから、このベルヌ条約自体が非常に何といひますか、両方の意味で「公ニシタル」ということばを使っているわけです。そこでその誤解を避けるために、一応ブラッセル改正条約では四条、五条、六条の規定の適用上というように明らかに区別したわけなんです。ですからその区別したところから従ってこちらは、この四条のほうのやつは発行だ、そのほかの保護期間の起算点とかそういうことはいわゆる公表ということばで使っているだけの話でございます。それは条約の使い方が、それ自体の中で公にするということばを二様に使っておるということから混乱を生じておるだけの話でございます。この法案の中ではそれを明確に区別して間違いないようにしているというところでございます。

○鈴木力君 そうするとこの条約のどこに、区別して別のものを使っているというところがありますか。たとえば四条、五条、六条の規定の適用上、こうあるでしょう。四条、五条、六条の適用の上にその範囲に限って、たとえばいまの四条の三項のところですね、発行されたいとこうだ、このくだりからいってもこの三項というのはどうしても抵触するんじゃないですか。たとえばこの四条の五〇ページのところに「美術の著作物の展示及び」、これは公表を意味しないと、こうなっている。そうすると写真の場合、具体的にどういうことになるかという、写真を展示した場合に公表を意味するということが条約のどこに書いてあるかということなんです。

ばこの四条の五〇ページのところに「美術の著作物の展示及び」、これは公表を意味しないと、こうなっている。そうすると写真の場合、具体的にどういうことになるかという、写真を展示した場合に公表を意味するということが条約のどこに書いてあるかということなんです。

○政府委員(安達健二君) 四条に言っている公にするとかしないとかいうのは、著作物の保護の基準といたしましてベルヌ条約では未発行の著作物と、それから同盟国内において発行された著作物を保護するということのたてまえをとっておるわけでございます。その場合のいわゆる発行というように意味におきまして「公ニシタル」ということばを使っている。そして保護の基準を定めておるわけでございます。それは先ほど来申し上げておりますようにこの法案では同じ立場にしておる、それはおわかりだと思ひます。

それからベルヌ条約におきましてもこの公にするということばを二様に使っておるというのを申し上げたわけでございます。たとえば十一條を見ていただきたいんですが、五七ページのところに「本条約の規定ハ公ニシタルモノト否ト問ハズ演劇脚本又ハ楽譜入演劇脚本ノ公ニ上演及音楽的著作物ノ公ニ演奏ニ之ヲ適用ス」とございます。その三項に「本条の保護ヲ享有スルガ為ニハ著作物ハ其ノ著作物ヲ公ニスルニ際シ其ノ公ニ上演又ハ公ニ演奏ヲ禁止スルコトヲ要セズ」というのがございます。ここで言っている公にするというの、単に発行ではなくて、その上演とかそういうものも入っているわけなんです。だから条約自体も公にするということばを二様に使っておるわけでございます。それはもう確かに先生の御指摘のとおり条約自体で二様に使っているわけですから、それをなるべく明快にするためにこの法案におきましては発行というだけときには公にするということばはもう使わない、それはもう発行ということばにしよう。それからそれ以外のものを含んだ場合には公表ということばにしようというようにはっきりするためにそういう努力をしてい

るだけのことでございまして……。

○鈴木力君 これはそう読んでほんとうに国際法上よいのかどうか、これは十一條と言われたでしよう。公にするといふにかかわらずという意味は、さきの公にするという定義を欠いてはいないわけですね。あの定義によつて公にする、あるいは示すといふことはそこにはないわけなんです。いいですか。そうして三項は公表の際に公表の際にいうのは発行を意味するといふんでしよう、発行を意味した場合に公の上演や演奏を禁止するものではないといふことなので、それが公の上演や演奏が公表だとは言つておるわけではないのです。公表の際にはそれは禁止されないと書いています。公表す。公表という規定はきちんとしてあるわけなんです。

○政府委員(安達健二君) それは下のところのブラッセルのところと同じ内容になっておるのですが、ブラッセルのほうではそれを入れかえまして、「この条の保護を受けるためには、著作物は、著作物の公表の際に公の上演又は演奏を禁止することを要しない。」この場合の公表というのは、先ほど申しましたいふゆる発行ではなくて、広い意味の公表だといふふうな世界的な解釈になっておるわけなんです。だからベルヌ条約自体が二様に使っておる。その間に問題の起算点があるわけでございます。それはブラッセル改正条約では四条、五条、六条というふうなふうにはつきりいたしまして、またストックホルム規定ではそれを発行というぐあいにかえてきておるわけなんです。だからその辺の關係がありまして、いまのような御議論が生じたと思ひますけれども、これは国際法のどなたに聞いていただいても間違ひございません。

○鈴木力君 はつきりしなければいけないのは、ストックホルム規定までいま持ち出した話にならないわけですよ。拘束を受ける条約が何かというときに、ローマ規定だといふことはつきりしておるわけなんです。そうしてここではストックホルムまで持ってきて、それではストックホルムに加

盟できるかといつてもできないでしよう。何かごたごたいろいろ道具立てをして、わけのわからないうちにしまつて——余談であります。私がこの前質問申し上げたら、もつともわからぬことを聞いたからで上げられども、国会議員なんかよくわからぬからしょうがないよというささやきがあったといふことをよそから聞いた。それは私自身はそのとおりですけれども、私よりわからぬ国民にわからせるのが法律の立場ですから、そういう意味ではつきり言わなければならぬ。そのときにローマとブラッセル、ストックホルムがあつて、われわれはいまブラッセルをめぐらしておるわけですよ、さつき何べんも言うのとおり。しかし法律にきつてあつてブラッセルにはいけません。ブラッセルにいけないければローマの規定を受ける、もつともしかしローマには国内法で自由を許されておる部分がある。それはそのとおり。別段の定めのない限りこの条約によるという五条にもそういうことが書いてある。そうなつてきますと、ブラッセルの解釈をローマに持つてきてとか、ストックホルムを横目ににらんだりして、この法律が通つておると国際的にいろいろ混乱するのではないかと。特に私心配するのは、この公表という意味がはっきりしてないかと、衆議院でも審議されたように、たとえば公表後五十年が九十九年になることもあると次長が答えたやうな問題まで出てくる。そういう問題をすつきりしておかないとぐあい悪いのではないかと、こういう意味で聞いておる。

○政府委員(安達健二君) これはローマ改正条約の「公ニシタル」という意味で、それを国内法におきましては発行といふふうにとらえてまして、それでその六条によつて保護の基準を定めておるわけでございます。したがつてこの四条の「公ニシタル」とも、それから法案の三條なりこの六條なりとは全く同一のものでございまして、したがつて、全然ローマの改正条約と矛盾しない、「公ニシタル」という意味はこの発行といふことばであるといふことでございますから、それを発行といふことばでとらえているだけでございまして、

条約で言っている公にするというのは発行でござい
ますので、そのことをそのままやっているわけ
ですから、全然矛盾がない。ただ公表ということ
ばですね。公表ということばと「公ニシタル」と
いうことばとが非常に誤謬として似ているもので
すから、その辺で御心配の点があるかと思うん
ですが、このローマの改正条約で言っているパブ
リッシュというふうになっているわけですから、で
すから、その意味は発行という意味でございませ
んから、その発行という意味に従ってこの条約がで
ておるわけでございます。そのほかの四条以外
の關係におきまして、公表という概念を取り入れ
て規定をしておるというだけでございますから、
この四条の「公ニシタル」ということと、国内法
に言っている発行とは中身が一緒でございますか
ら、全然矛盾というのではないわけですから、た
だことばが似ておるということでございます。

○鈴木力君 もう時間がないものですから、時は
神さまで、この辺でやめなければなりません、私
は、しっかりとやらなければならぬのは、この公
表、公にしたる発行ということとはわかるわけ
です。そこで規定されておればいいわけではな
い。そのほか別の公表がまた出てくるから混乱
をするということなんですか、時間がありません
からもう申し上げませんが、いざこれはなお慎
重に審議をする機会があると思いますが、たとえ
ば外務省あたりのいろいろ文章を読んでみまし
ても、また外務省のかつて参事官をやられた方
の文を多少読んでみましたが、いろいろ読んでみ
ますと、やっぱりいろいろそういう点については
突き当たりがあるように思われます。そういう意
味につきましては、やっぱり相当検討されまし
て、きつちりしたものにつくっていただいたい
と思います。さらに条項についてもずいぶん問題
があるように思いますが、そういう点について
は、この次に機会を、時間をいただきたいと思います。
○内田善利君 私は、この法が施行された場合に、
懸念される問題の一つとして、日本音楽著作権協

会と業者とのいろいろな紛争などが起つておるよう
であります。先ほど田中委員からもちよつと一
言触れられておりましたが、この問題についてお
伺いしたいと思ひますが、この使用料ですけれど
も、非常に陳情もたくさん聞いております。ま
たその紛争の実態も非常に多種多様でありまし
て、裁判された等も非常に多いのでございませ
ん。こういった紛争の原因になっております音楽著作
物の使用につきまして、著作権者と利用者との間に
十分な協議が行なわれて、円滑な運用がなされる
ように要望いたしまして、二、三質問したいと思
ひます。

このような紛争が非常にあります。A店では同じ規
模でも一万円程度、B店になりますと非常に多額
になっておるとか、いろいろ各地ばらばらであ
る。使用料の規定がどのようになされておるの
か。まずこの点についてお伺いしたいと思ひま
す。

○政府委員(安達健二君) 著作物の使用料につ
きまして、「著作権ニ関スル仲介業務ニ関スル法律」
によりまして、仲介業務者が著作物使用料の規程
を定める場合には文化庁長官の認可を受けなけ
ればならない、こういうことになっておりました。
そして、その認可の申請のありましたときは、文
化庁長官はその要領を官報に公告いたします。そ
れから、「出版ヲ業トスル者ノ組織スル団体、興業
ヲ業トスル者ノ組織スル団体其ノ他命令ヲ以テ定
ムル者ハ前項ノ要領ニ付公告ノ日ヨリ一月以内ニ
文化庁長官ニ意見ヲ具申スルコト」ができる。そ
れで、文化庁長官は、その認可をするときには、
公告の日から一カ月経過したる後著作権制度審議
会に諮問しなければならぬというふうなふうにな
つておりました。そういう手続を経まして、現
在日本音楽著作権協会の著作物使用料規程という
ものが定められておるということになるわけでご
ざいます。この使用料につきましては、総則、
実演、それから放送、映画、出版、それから、蓄
音機レコード、オルゴール、録音テープというよ
うに詳細に定めておるのでございます。

○内田善利君 その日本音楽著作権協会の著作物
使用料規程についてですが、その計算と言いま
すか、算出方法についてお聞きしたいと思ひま
すが、この規程の中の収容人員というのはどうい
うことを示しておるのですか。

○政府委員(安達健二君) まずその演奏会にお
ける収容人員というのは、どこかのホールで演奏
をいたします場合の収容人員というものがあ
るわけでございます。それから見ておることに
なると、社交場の場合においては、その収容人員
というものをどう見るかということでございます
が、その社交場につきましては、キャバレー、カ
フェー、ナイトクラブ、ダンスホール、喫茶店、
ホテルその他これらに準ずる社交場において著
作物を使用する場合は、その2、の、いま申しまし
た演奏規定の五割の範囲内において、使用状況及
び演奏時間を斟酌して使用料を決定するとい
うこと、通常のものよりも五割にするというのが
第一の原則でございます。

それからその次に、いま申し上げました収容人
員というものを、たとえばキャバレー等ではど
うやって出すかというところになるかと思ひま
す。社交場の客席の総数を言うということに
なつておるわけでございますが、それは、客数で
ございませうけれども、ホステスとか、ダンサー
なども入るわけでございますから、そのホステス
やダンサーなどの数を引いたものが、まずこの
キャバレーにおける収容人数になる。こういう考
え方になるわけでございます。

○内田善利君 よくわかりました。
その社交場において五割の範囲内においてとい
うことはよくわかりましたが、「使用状況及び演
奏時間を斟酌して使用料を決定する」と、この辺
が非常に幅広い内容を持っているのじゃないか。
この辺で混乱を起しているのじゃないかと、こ
のように思ひますが、この点はどうですか。

○政府委員(安達健二君) たとえば演奏時間につ
きまして、一般演奏会の演奏になりますと五分未
満、五分以上十分未満というふうに分けてお
りませうけれども、そのところで、原則として
五分未満で扱うというふうな一番少ない金額の
ところをやるといふようにやっているわけござ
います。それと収容人員でございますが、先ほど
申し上げましたようなふうにして社交場の収容人
員を定めるわけでございますけれども、その場合
には一般の演奏会における収容人員は五百名未
満というところで一本になっております。それを社交
場の場合には百名未満の場合と百名から二百名
の場合、二百名から三百名の場合、三百名から四
百名未満の場合というふうな段階に分けて、た
とえば百名未満の場合でございますと、これを五
分の一にするというふうにして、この五百名未
満という一本のものを、さらに四段階にわた
り減らしておるということになるわけございま
す。

○内田善利君 さらに非常にこまごまとした質問
になります。収容人員による特別斟酌はどのよ
うになっているのか。

○政府委員(安達健二君) いま申し上げまし
たが、百名きざみによりまして、たとえば三百名
以上四百名未満の場合は、五百名未満一本の
ところを五分の四にする。それから収容人員が
二百名以上三百名未満の場合は五分の三にする。
百名から二百名未満の場合は五分の二にする。
収容人員が百名未満の場合は五分の一にするとい
うふうな斟酌をいたしておるわけでございます。

○内田善利君 計算の出し方がよくわからない
のですが、たとえば第一類収容人員は五百名未
満となっておりますが、たとえばある社交場で収
容人員が五十名であった場合には、どのような
使用料になるのか、計算できますか。

○政府委員(安達健二君) まず五分未満のところ
でまいりますと、まず一般的に二分の一にする
わけでございますから、まず二百円のところが百
円になるわけですね。まず百円という分を出し
ます。それからその次は、その第二に百名未

の場合には、五分の一になるわけでございますから、百円の五分の一になって二十円ということになりますね。二十円になって、それからもう一つ先ほど申しましたが、協会との間にちゃんと契約を結んでいる場合には、それをさらに半分にするとしようというわけでございます。したがって、その場合は十円になる、こういう勘定になるわけでございます。

○内田善利君 この中に「平均入場料」というのがありますけれども、この「平均入場料」はどのような計算をするのか。また実際入場料等を社交場で取っているのかどうか。

○政府委員(安達健二君) ダンスホール等で入場料を取っている場合もあると思っておりますけれども、普通はむしろ取らない場合があるわけでございます。それはセットで料金制をしている場合には平均営業時間の一セット料金の三〇%というものを一応入場料としてここにある平均入場料と見るわけでございます。それからセットの料金制がない場合は、これはごまかいことになりませんが、ビール一本、つまみ、ホステス料の各料金の合計金額の三〇%というふうなふうで定めていくわけでございます。そのほか席料とか卓料、テーブルチャージ、ジョー・チャージなどがある場合にはそれに若干ずつ加算をしていくというふうなことで、ここに一般にきめてある平均入場料というものを計算をしていくことになるわけでございます。

○内田善利君 入場料がない場合にはどのようになりますか。

○政府委員(安達健二君) 入場料がない場合には最低のところの百円未満というところになるわけでございます。

○内田善利君 百円未満ですか。五十名というのを出てないですね。

○政府委員(安達健二君) 先ほど申しましたように五十名のところだと、結局、一応先ほどの勘定によりまして十円になるわけでございます。それから平均その程度のものでございます、大体

一日に三十曲くらい演奏するということになりまして、一日当たり三百円ということになるわけでございます。そのキャバレー等で相当音楽を使っても音楽使用料が三百円というのはちょっと安いじゃないか。それが最低であって、三百円程度は、いかに五十名であっても、音楽の著作権者に払っていただいてもいいんじゃないかというところ、最低を十円といたしますと、そういうことになるわけでございます。これはなまの場合でございますから、なま音楽を使つてバンドが入つて音楽を演奏するわけでございますから、その演奏の使用料として著作権者が全部で三百円をいただくというのは、それはどうも不当なことじゃないかというところ、いまだとところは十円のところが最低というところ運用をいたしておるところでございます。お示しの百円以下をさらに刻むかどうかという問題は、なお検討を要することと思ひますけれども、現段階においてはそれほど不当なものではなくて、一曲十円、一日三百円を音楽の著作権者に還元をするというふうな考え方ではないかと思ひます。大体この刻みによりまして五百名未満、千名未満、二千名未満二千名以上とのよう

○内田善利君 大体この刻みによりまして五百名未満、千名未満、二千名未満二千名以上とのよう

○政府委員(安達健二君) 社交場の場合でございますが、私どもいま詳細に正確にはちよつと答えがたいのでございまして、やはり大きなキャバレーというのはそうたくさんはございせんから、大体四、五十名くらいのところが多いの

○内田善利君 四、五十名ということですが、四、五十名の五十名が計算の、使用料規程に出てないようでありまして、百名未満で出ておりますが、

五十名もひとつぜひ検討するようにしていただきたいと思ひます。五十名が一番平均じゃないかというところから、それ以下も相当あるわけですから、この辺ぜひ考慮していただきたいと思ひます。また、いまのいろいろ説明を聞いておりますが、非常に使用料規程はきつちつといておるやうに思ひますが、その反面非常に紛争が絶えない。特に裁判が多、こういう実情であります。特に、一体この原因は何なんでありましょうか。

○政府委員(安達健二君) これは多少歴史的な点があるわけでございますが、音楽著作権協会の社交場から使用料を徴収するというのを始めましたのは、大体昭和二十七年ころからでございます。そしてその当時は外国との協会の間で契約を結んでない、すなわち外国の楽曲についてはまだ委託を受けてないというふうな状況でございまして、それでそういうところから今日まで二十年近い年月があるわけでございます。それと契約のときに適切な金額というのできめてきておるわけでございます。そこで契約の更新のときにも一度直すわけでございますけれども、一たんきめまして、更新のときにはほかの店がこれほど高くなつたからおたくもこれだけといつても、いままでもお得意いじゃないですかといふことで、なかなか更新が合理的にはいってないといふやうなところがございます。全国すべてが先ほど申しました内規によつて完全に統一されて徴収されてないといふところがあろうかと思ひます。そこで隣の店と比べて自分の店は高過ぎるとかという紛争が生じてくるわけでございます。したがつて私もいたしましては、今後協会としては使用料額の算定につきましては、今後協

○内田善利君 音楽著作権使用料ですけれども、ソ連は無料だと聞いておりますが、諸外国はどのようなになっておりますか。

○政府委員(安達健二君) ソ連が無料であるかどうかちよつと私わかりませんが、諸外国におきましては、少なくともベルヌ条約に入つておる国におきましては、日本と同じような規程をつくりまして、その規程で運用しておるわけでございます。この規程については外国人の権利も入つておりますから、外国人も非常に関心があるわけですね。したがつて、この規程というものはある程度一種の世界的な相場と申しますか、そういうものが漸次形成されているわけでございます。したがつて、この取つておる額なり方法等におきましては世界の他の国の団体もこれを認めておるということになっておるわけでございます。文明国におきましてはこういうふうな、具体的には若干の違いもありましようけれども、一般的には大体において同じような方法なり金額等というものが定められて相互に徴収し合つておると、こういうことにならうかと思ひます。

○内田善利君 わが国では全国合計どれぐらいの使用料になるか、おわかりですか。

○政府委員(安達健二君) 音楽著作権の使用料額は昭和四十三年度の決算では三十一億でございます。そのうちでいわゆる実演と称するものは七億七千二百万円でございます。この中には、実演でございましてから社交場以外の演奏会等も入つておりますけれども、それが大体七億七千二百万ほどでございます。

○内田善利君 非常に下部では混乱をしておるやうでございますが、このことは先ほども次長から言われましたように、著作権についての普及徹底ということがなされてないといふことであります。ひとつこの著作権のことについてはよく普及徹底して、著作者と使用者、利用者との間でよく協議が行なわれて納得のいく契約をして円滑にこの使用が行なわれるように要望いたします。

と、かように考えておるところでございます。

○内田善利君 音楽著作権使用料ですけれども、ソ連は無料だと聞いておりますが、諸外国はどのようなになっておりますか。

○政府委員(安達健二君) ソ連が無料であるかどうかちよつと私わかりませんが、諸外国におきましては、少なくともベルヌ条約に入つておる国におきましては、日本と同じような規程をつくりまして、その規程で運用しておるわけでございます。この規程については外国人の権利も入つておりますから、外国人も非常に関心があるわけですね。したがつて、この規程というものはある程度一種の世界的な相場と申しますか、そういうものが漸次形成されているわけでございます。したがつて、この取つておる額なり方法等におきましては世界の他の国の団体もこれを認めておるということになっておるわけでございます。文明国におきましてはこういうふうな、具体的には若干の違いもありましようけれども、一般的には大体において同じような方法なり金額等というものが定められて相互に徴収し合つておると、こういうことにならうかと思ひます。

○内田善利君 わが国では全国合計どれぐらいの使用料になるか、おわかりですか。

○政府委員(安達健二君) 音楽著作権の使用料額は昭和四十三年度の決算では三十一億でございます。そのうちでいわゆる実演と称するものは七億七千二百万円でございます。この中には、実演でございましてから社交場以外の演奏会等も入つておりますけれども、それが大体七億七千二百万ほどでございます。

○内田善利君 非常に下部では混乱をしておるやうでございますが、このことは先ほども次長から言われましたように、著作権についての普及徹底ということがなされてないといふことであります。ひとつこの著作権のことについてはよく普及徹底して、著作者と使用者、利用者との間でよく協議が行なわれて納得のいく契約をして円滑にこの使用が行なわれるように要望いたします。

それから、まだ少し時間があるようですから法案に入りますが、三十三条でございますが、前回多田委員からも質問がありました。四項の「前三項の規定は、高等学校の通信教育用学習図書及び第一項の教科用図書に係る教師用指導書の著作物の掲載について準用する。」とありますが、教師用指導書というのはどういうものなのか。これは法的に根拠があるのか、文部大臣の検定を経ておるのか、この点についてお伺いをしたいと思ひます。

○政府委員（安達健二君） 教師用指導書と申しますのは、教科書の内容の説明とか、あるいは指導の要点というものを書きしるしたものでございまして、先生方が教科書を教える場合におきましての参考といたしまして、その教科書の発行者、同一発行者がその教科書に付属して発行するものでございます。これについては特に法律上の根拠というものはございませんけれども、すべての発行者が漏れなくこの教師用指導書を発行しておるといふことは事実でございます。

○内田善利君 文部大臣の検定を経ておるわけですね。

○政府委員(安達健二君) これは検定の対象にはいたしておりませんが、検定する場合の参考資料としてその教師用指導書の提出をしていただきまして、参考までに文部省のほうで見ていると、こういう性格のものでございます。

○内田善利君 教師用指導書ですから、児童に教える、生徒に教える以外の幅広い内容を持つておるはずです。したがいまして、この教師用指導書には教科書にないいろいろな著作物が入ってくると思いますが、そういった意味でここに特にあげられたわけだろうと思いますが、そういうことなれですね。

○政府委員(安達健二君) 先ほど申し上げましたように、実際にどの教科書でもその教師用指導書がついております。これは逆に言えば教師用指導

書のいいものができまさんと教科書自体も採扱が十分されないというようになっておりました。まさに教科書とうらはらになってゐるものでございします。しかも、多くの教師用指導書におきましては、大部分が、たとえば引用した文学のものでございしますと、その教科書に載っている以外の部分を少し継ぎ足して載せるとかというようなことと、あるいはこの部分を教える場合には全体がこうなっているから、この部分を教えるときにはその全体のこういう姿を見ながら、考えながら教えてください。あるいはこの教材を教えるにはどういう計画でやったらいいか、これは二時間でやるとか三時間でやるとか、そういうようなことが書いてあるとか、あるいはこの教材を扱う場合の目標は何であるかということが詳細に書いてあるわけでございますして、したがって、教科書とは不離一体のものであるというようにことで運用されているわけでございますして、したがって、教科書について認められるこのような制度は、同時に教師用指導書にも適用するということが適切であると、こういうことでございます。

○内田善利君 私の質問はこれで終わります。

○多田省吾君 私は最初に条約関係について二、三御質問したいと思います。そのあとでこの前の質問の残りについて若干質問させていただきます。

最初、平和条約第十五条の規定によつて著作権法の特例を定めました。いわゆる連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律というものがございませうけれども、この前の昭和四十二年におけるストックホルムのベルヌ条約改正会議におきまして、こういった問題については勧告が出てゐるわけです。日本もその勧告当事国としてこういった勧告を活用して、連合国と外交交渉するとか、あるいはこういった連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律というものを廃止するような方向ですね、これをとるべきだと思いますけれども、この点に関しては一体外務省はどういうお考えをお持ちであるか、またいままでどういうことをな

さつてきたか、それをまず最初にお尋ねします。

○政府委員(安達健二君) 外務省からお答えいたしたくのですが、ストックホルム会議のことでございますので、ちょうど私どももストックホルム会議に出席いたしましたので、先生のお話の点についてのことだけちょっと申し上げさせていただきます。それは、ストックホルム会議におきましてそれぞれの委員会がつくられまして、その委員会から出ましたところの勧告というようなものがございます。その中に、いまおっしゃいました一つとして保護期間の延長というのが取り上げ

られてゐるわけでございます。それは、読んでみますと、「ドイツ連邦共和国は、協定当事国における保護期間の延長に関する特別協定の締結のために関係国間において交渉を継続するようにという、会議が表明すべき勧告を委員会が採択することとを提案した。この提案は、最初、委員会により否決されたが、再検討され、起草委員会の提案した若干の修正を加えて採択された。」ということでございます。これは二国間条約におきまして、たとえば死後五十年よりも長くするというような場合におきまして、そういう交渉を継続するというようなことでございます。先ほどおっしゃいました連合国の国民の保護期間の問題とは直接関連がないのではないかと思います。一応念のために私から申し上げさせていただきます。

○説明員(山田中正君) いま御質問ございました点でございますが、平和条約に規定されております連合国に対する戦時加算につきましては、これは現在の時点においてなおかつこのままにしておくことにつきましてはいろいろの問題はあるかとも存じますが、平和条約でわが国が一応約束いたしていることでございますので、これをどのように処理するか、きわめてむずかしい問題でございます。私どももいたしましては、現在の時点で具体的にこれをどのようにするかということをお答え申し上げる立場にございませんが、慎重に検討させていただきます。

○多田省吾君 安達次長にお聞きしますけれども、この連合国及び連合国民の著作権の特例に関する法律におきまして、これは保護期間が旧法の死後三十年のときの定めでございますが、戦時加算といいたしますと、はば十年四月二十日、このようになると思いますけれども、今度の改正におきまして死後五十年というように延長された場合、この十年四月二十日というものが加算されるのか、それともいわゆる二十年の中に食い込んでしまつて、事実上五十年でよろしいのかどうか、この点をお聞きしたい。

○政府委員(安達健二君) この問題は、日本国との平和条約の第十五条(C)の解釈の問題になるわけでございます。その条約の解釈からいたしますと、その期間につきまして、十五条の(C)ということに「権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支払又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、つまり戦時加算の期間は「これらの権利の通常期間から除算し、」というように書いてあるわけでございます。いわゆる権利の通常期間から除算する、逆に言えば加算をするということでございますが、そういういわゆる権利の通常期間というものは、解釈をいたしまして、平和条約を批准したときにおいて著作権法で規定しておいた保護期間であるか、あるいは著作物の保護が要求されるとき、その保護が要求されるときに国内法の定める保護期間であるかという問題でございます。もし前者でございますれば、三十年にその戦時加算の年数を入れるということになると、五十年の中に食い込むということになるわけでございます。しかしながら、この条約の解釈としては、これは平和条約批准時における保護期間ではない、通常の保護期間である、ノーマル・タイムということになっているから、それが法律が変われば変わったときにおけるところの保護期間であるという解釈でございますから、したがって五十年にその戦時加算の期間を加えたもの

である、こういう考え方になっておるわけでございます。

○多田省吾君 いますでに国連憲章なんかでも、佐藤総理が敵国条項なんか廃止すべきであるというのを強力に申し入れている現段階において、また沖繩返還が一九七二年において見通しがついている現段階において、こういったものは、もう当然撤廃すべきであると思ひますけれども、どう思ひますか。またその撤廃に關してどういふ努力をいままで払われてきたか、これからどうなさるつもりか、それをお尋ねしておきます。

○説明員(山田中正君) いま御指摘の点でございますが、先生の御意見のとおり、現在の時点におきまして、特に著作権法の改正に基づきまして保護期間を延長されるというような時点におきまして、戦時加算の制度は實質的に満足されるので、廃止すべきであるという御意見もひとつとてあると思ひます。ただ、戦時中に、戦争が始まりまして、これら連合国との平和が回復しますまでの間は、著作権の保護が行なわれていない法的な立場にあったということも現実の事実でございますので、それをわれわれ、平和条約でその分を加算するということを約束している事実もございまして、この点につきましては、関係各国の意向なども十分確かめなくてはならない点でございますので、慎重に検討していきたいと思ひます。

○多田省吾君 文部大臣にお尋ねしますけれども、当然著作権のこの改正案に關しましては、ベルヌ条約等との関係等もあり、相当外務省と折衝されたことあると思ひます。こういった点で、まだ国内法に、附則第二十四条、二十五条にまでこの著作権の特例に關する法律というものが固定されているわけですか。これに關して、一体外務省とどういふ折衝をなさったのか。それからこの附則第二十四条、二十五条に固定されたものは、引き続きずっといつまでも置いておかれるつもりなのか、どうですか。

○政府委員(安達健二君) この附則第二十四条をつくるにあたりまして、これはまず著作権制度審議

会でこの問題を審議するための特別委員会を置きまして、これは特に外国との条約関係の問題を審議するところで審議をいたしたわけでございます。そこでいまおっしゃったように、その五十年の中に食い込むということもこれはまた一つの考案であらうけれども、しかしきめ手は条約の解釈の問題であるということで、外務省の関係当局も十分審議をしたのでございしますけれども、この平和条約の解釈からすると、それは通常の期間に合算するわけでございますから、それは当然その保護を要求されるべき保護期間と見るべきで、批准のときのものでは、これはいかにしてもそのような解釈はとり得ない、という外務省の解釈でございます。したがって、その解釈に従つてこのような規定になっているわけでございます。

したがって、この平和条約そのものをどうするかという問題は、これはまた非常に大きな問題でございます。私も、この平和条約の解釈上、許される範囲内においてこの著作権法をつくるというのがわれわれの使命であるということから、このような規定を置いたということでございます。

○多田省吾君 ですから、さつき外務省の課長もおっしゃったように、實質的には五十年の中に食い込んでよろしいのではないかと話もありましたけれども、この際、これを外交ルートに乗せて、これを撤廃をはかることはできないのですか。

○政府委員(安達健二君) これはつまり解釈の問題ではなくて、ポリシイの問題になるわけでございますから、私どもが云々することではございしませんけれども、いわゆる戦敗国に対してこういう戦時加算の制度をするというのは、第一次世界大戦後から行なわれている制度でございまして、これを直すということになれば、いろいろな問題との関連もございまして、なかなかむずかしいだろうと私も思ひます。ただ私どもは、現行の平和条約の解釈という立場から、こ

う解釈をせざるを得ない、そういうふうに考えてこのような制度をつくった、こういうことでございします。

○多田省吾君 時間もありませんので、次に移りますけれども、先ほども鈴木委員からブラッセル規定についての質問がございました。もしストックホルム規定の批准国が所要数に達する、そうしてストックホルム規定が発効することになりますと、そのときにはブラッセル規定に入れないということになるのじゃないか。その点はどうなんですか。

○政府委員(安達健二君) ベルヌ条約におきましては、新しい改正条約が発効いたしますと古い条約は閉鎖されるということになりますから、ブラッセル改正条約には入れないということになるわけでございますけれども、新しいストックホルム改正条約というものに入ることはもちろん可能でございますから、その場合はブラッセル改正条約を飛び越えてストックホルム改正条約に入ると、こういうことになるかと思ひます。

○多田省吾君 そうしますと、もう時期が過ぎてもブラッセル条約に入れないようなことがあつたらば、もう閉鎖されたものとしての次のストックホルム条約に加盟するという方向で進むわけですか。

○政府委員(安達健二君) もしブラッセル改正条約が閉鎖されれば新しいストックホルム改正条約に入るといふ姿勢で進むというのには、仰せのとおりでございます。

○多田省吾君 この前参考人として来られた野村委員のお話では、審議会というものは何もブラッセル条約に加盟するということを前提にして審議したんじゃないと、それは参考にはしたんですけども、別にそれに入るといふことを前提にしてやっただけじゃないという話もございましたけれども、それはほんとうなんですか。

○政府委員(安達健二君) 審議会の基本的態度といたしましては、日本の国に最も適合した著作権制度は何かということを検討しようと、しかし、

その場合には当然、その国際的な基準であるところの、国際的基準を定めたブラッセル改正条約もございしますから、そういうものを参考にすること、これはこの著作権を高めるという意味において適切である、そういう関係で審議をいたしました結果、もしもそういうものができてブラッセル改正条約に入ればこれは望ましいことだというように考え方で審議が行なわれたわけでございます。政府といたしましては、あくまでも日本の実情に最も即した著作権制度をつくること、その場合には国際的な条約をよく見る、そして、もし入れるようになったら入りたいと、こういうのが基本的な態度でございます。

○多田省吾君 先ほどの御答弁でも、次長から、附則第十四条のままで留保するかあるいは関係諸国と話し合ひでブラッセル条約に入る可能性もあるんだということもございしますけれども、その点もやはり外務省の条約局等とも話し合ひて、そして、今後加入の方向についていろいろな手段、方法等を通じて推進していく方向なのかどうか。

○政府委員(安達健二君) その点は現段階のところでは困難であるけれども、仰せのように入ることは、加入することは望ましいと、その場合にはどういふ手段、方法でいくかというようなことにつきましては、今後とも外務省とも十二分に相談をいたしますと同時に、それぞれの関係国なりあるいは同盟の事務局というところとも話し合ひを進めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○多田省吾君 私たちはもう八年にわたつてやってきましたわけですから、改正案の審議会、あるいは文部省でつくられる際に、そういったことを外務省とも十分検討なさつて、むしろ批准案も一緒に提出するといふような方向でいったほうがよかつたんじゃないかと、こゝろ思ひますけれども、外務省におきましては文部省とどういふ話し合ひでベルヌ条約等の関係は進んでおられるのか、外務省の方からちよつとお願ひしたい。

○説明員(山田中正君) いまの多田先生から御質問のありました点につきましては、現在御審議いただいております法案の立案過程におきまして、外務省といたしましては文化庁のほうから十分に御相談を受けております。私もどなたもいたしましては、著作権法の改正の結果ブラッセル規定に入ることになることが、先ほど安達次長からの御説明もございましたが、望ましいという御意見と同じでございます。そのような形で法律改正が行なわれることを期待いたしておたわけでございますが、先ほど安達次長からの御説明にもございますように、特に附則第十四条との関係でブラッセル規定を厳密に実施するにはやや疑問点がある、したがってこれをどのような形で解決いたしますか、先ほど安達次長からの御説明のような線でやります場合には、今後関係国との間の話し合いという点もございまして、法案が制定されました時点におきまして文化庁とも十分協議の上対策を考えたいと思っております。

○多田省吾君 ちょっととはつきりしませんけれども、安達次長にお尋ねしますが、ブラッセル条約に入れたくなかったらストックホルム条約に入るのだというお話でありましたが、ストックホルム条約はもろろん実体規定というものは開発途上国のための条約のように聞いておりますけれども、その他の管理規定も若干あるようございしますが、そのブラッセル規定に入れない場合はストックホルムに入りたという仰せでございしますけれども、その間においてブラッセルに入るくらの努力をすればストックホルムにも当然入るのだ、そういう御見解ですか。

○政府委員(安達健二君) いまブラッセル改正条約に入ることに問題となっておりまして、このレコードの演奏権の範囲の問題、これについてはストックホルム規定もブラッセル規定も内容は同じでございます。したがってブラッセル規定に入れるようになると同時にストックホルム規定にも入れるようになるということでございますから、もしもまあ現在のところストックホルム規定は、先ほど安達次長から批准してございせんからまだ先のことは思ひますけれども、もし急にブラッセル改正条約に批准加入する国が——失礼しました、実体規定を批准している国は三カ国でございますけれども、そういう国がふえてこれに閉鎖になりますようにということになると、閉鎖になりますけれども、実体的には同じこととございしますから新しいストックホルム改正条約に入るといふことで、その点の難点については両者に共通でございます。一つについて解決すれば他についても解決できる、こういう関係になります。○多田省吾君 先ほど鈴木委員からも質問がございましたが、この新しい改正案がローマ規定と絶対に抵触しないと、そういうことをはっきり言えますかどうか。

○政府委員(安達健二君) ローマ規定と抵触するということは一つもございせん。○多田省吾君 各条項について若干質問をいたしますが、第十条に二項ですか、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない」と、こういう条項があるわけですが、まあたとえば記録映画のようなものは事実の伝達ということでありますけれども、これを創作的にまとめた記録映画、こういうものはこういった著作物に入るかどうかですね、そうしますとニュース映画なんかの関係を記録映画の関係はどうなるのか、この問題をお尋ねします。

○政府委員(安達健二君) この十条二項で、「事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道は、前項第一号に掲げる著作物に該当しない」と、こういうのは、たとえば、だれがどこの省の次官になったかというふうな人事往来とか、あるいはだれが死んだとかいう死亡記事とか、そういうふうなものもございまして、あるいはどこで火事があったとか、交通事故があったとか、そういうふうなもの、日々のニュースのようなものは本来著作物性を備えない、だからその保護をしないんだと、こういう考え方でございします。したがって、いま

おっしゃいました報道の映画にいたしまして、その写真にいたしまして、それは創作性と申しますか、著作物性がある限りはこれは当然保護されるわけございまして、通常記録映画とか、いわゆる写真というものの、この十条二項には該当しない、それは保護されるものであるということとございします。これは国際的にも承認されていることでございまして、この前のストックホルム会議の議事録によりまして、日々のニュースまたは雑報に関する単なる報道は著作物を構成するに必要なる属性を有しないから条約はそれらを保護しない。これと同じ規定がございします。そういう考え方でございします。

○多田省吾君 この前の参考人の方のお話の中に、高橋さんですか、今後情報時代といわれるように、さまざまな新しい機械が発達しますけれども、たとえばビデオ・カセットのようなものの二次使用の問題、権利の問題、またそのほかにも今後出てくるであろうこういうもの、現在あるものもございします。こういったものをなぞ入れなかったのかということですね、権利の中に。

それから、今後そういうものが出てきた場合に改正していかうとなされるのかどうか。○政府委員(安達健二君) ビデオ・カセットの問題は、いまのこの十条二項とはもろろん関係はないことでございします。これをどうするかという問題でございします。ビデオ・カセットは言うならばレコードに似たところもございまして、レコードが音だけを入れてあるのに対して映像が入っていると、こういう関係になっているわけでございます。それはレコードとの関連においての問題が当然生ずるわけでございます。これについてなぜ規定しなかったかという、映画としての著作者の権利とか、そういうものももちろん保護しておるわけでございますから、ただ特に問題になるのは、レコードの二次使用について実演家に報酬請求権を認めている、そういうものをレコードに認めるならそれと同じようなビデオ・カセットにも認めてもいいんじゃないかという意味の御発言か

と思うわけでございます。それで、そういうものについてどうするかということもございします。現在はまだビデオ・カセットとして十分に利用されている段階までいっていない、そういうものが発明されたという段階でございします。問題は一体ビデオ・カセットというものが個人のうちに自分でビデオ・カセットを買ってきて、そして自分のうちのテレビに掛けて見ておるといふのは、これは私的利用の問題ですから、レコードを自分のうちでかけているのと同じ状況でございます。したがって、実演家の二次使用請求権の問題にならないうわけでございます。問題になるのは放送局がそのビデオ・カセットを使って放送するとか、あるいは社交場でビデオ・カセットを使ってみんなに見せるとか、そういう状況が出た場合に初めて問題になるわけでございます。ところが、まだそこまでの状況に至っていないわけですが、はたしてビデオ・カセットというものがそういうような使用方をされるかどうかというところは、もう少しその状況を見ないと、まだ即断はできないわけでございます。こういう新しい機械が出た場合には、もちろん著作権としての保護を十分考える手はあるわけでございますけれども、しかしながら、同時にそういうものの使用形態との関連において生ずる権利の問題は、その利用状況がどうなるかということを見きわめた上で考えなければならぬ、そういう意味におきまして、これは今後の重要な課題であると考えておるところでございます。

○多田省吾君 時間もありませんので、簡明にお答え願いたいと思ひますけれども、隣接著作権の問題でございします。この前のお答えの中に著作者人格権というものは財産権に劣らず大事にしていくつもりだと、そしてこの改正案でも、前のほうに出ていたわけですが、そのように認めながら、どうして隣接著作権の場合には人格権を、あるいは人格権に当たるものを認めなかったのか、あるいはすでに演奏歌唱として死後三十年という権利を認めているながら、幅を広げたということもあり

ましようけれども、どうせ権利者の保護を認める進んだものをつくりたいという意図であるならば、どうしてこれを後退するような既得権を侵害するようなものになったのか、この二点を尋ねます。

○政府委員(安達健二君) まづ実演家の人格的利益の保護の問題でございます。これにつきまして現在の民法によるものの不法行為、名誉棄損という形で保護をされるということで足りるのではないかという考え方でございまして、この前高橋参考人からお話がありました、どうも例外にそういうものを保護しなければならぬような例もちょっと出てこなかったように感じているわけでございまして、今後の実演家のそういう権利が実際に侵害されるようなことがあるかどうかというような実態も十分考えた上で、もしそれが民法による保護だけでは足りないというような事態になりましたならば、これはやはり考えなければならぬということで、これは今後の検討の課題として十分積極的に検討してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

それから第二の著作隣接権の保護期間の問題でございいます。これにつきましては先般も申し上げたとおりでございまずけれども、著作隣接権というのは新しい権利として考えられたものである。そこでこの著作隣接権者になるのも単なる演奏歌唱者以外に俳優とかその他以外に範囲が広がったということもございいます。さらに放送も入ってきたというようなこともございまして、そういうことと、それから権利の内容につきましても二次使用料請求権というような新しい権利の内容も出てきたわけでございいます。そうした場合に新しい、そういう権利の保護期間をきめる場合には、やはりこの出発点としては国際的基準ということをよく考えて、この隣接権条約に定める二十年から出発するということがよいのではないだろうか。しかしながら今後のいろいろな状況等を勘案した上で、これはさらに検討を続けていくべき課題である、かように考えておるところであります。

○多田省吾君 次に写真でございますけれども、この前も丹野参考人からききわめて強く要望されたところでありますけれども、利益の反する雑誌協賛会におきましても芸術的な写真なら死後二十五年という要望をしているわけです。もちろん写真家

協会では死後五十年を要望しているわけでございますね。それが公表後五十年というふうになっているわけですが、公表後ということになりますと、豊田参考人もおっしゃっておいりましたように著作権の表示をしていただきたいというふうな要望もあるわけですが、丹野参考人のほうからほとんどないことだ、権利が侵害された上にそういうことは必要のないことだという意味のお話もあったのであります。が、著作権表示の問題並びに彫刻と同じように写真芸術というものを死後五十年になぜしなかったのかという問題、これを。

○政府委員(安達健二君) まず表示の問題でございしますけれども、写真についてだけ、その複製物等に著作署名を表示しなければこれを保護しないというふうな、この表示を義務づけるということは、ベルヌ条約で精神といたしております無方式によ

る保護という精神に反しますから、そのようなことは採用しがたいところでございます。しかしながら複製物に著作権表示をするということが望ましいということとは権利者側からも使用者側からも言われているところでございまして、したがってそういうような慣行は将来できてくるだろう、あるいはまたそういうものが慣行ができてくるように育成するということが必要だろうと思ふのでございます。

実は、その前に、どういう表示をするかということとでございますが、実は、万国著作権条約というものがございまして、アメリカではアメリカの国会図書館に登録しなければ保護しないということになっておりますが、万国著作権条約が©記号をつけて、第一発行年と著作権者をするせばアメリカでも保護してくれるという条約がございまして。したがって、アメリカでの保護等も考えまして、いわゆる万国著作権条約によるところの©表示という

ようなものをつけることが適当であるということ
を私ども考えておるわけでございまして、この表
示には著作物の第一発行年の表示ということが必
要になってくるわけでございます。そういう表示
が一般的になりますと、この関係のところが権
利者にとっても、また使用者にとっても便利な状
況になるのではないだろうか、かように考えて
おるところでございます。

それから、写真の著作権の保護期間について、死後起算にすべきであるということとはたびたび伺つておるところでございまして、これもまた十分考えられる御意見だと思つてございますけれども、同時に、出版者側のほうは報道写真とそうでないものとを区別しなければならぬとかというようなお話も出ておるわけでございまして、実はそういう問題をどういうようにするかということは、なおこれは専門的にも十分検討して考えていかなければならないところであると、かように考へておるところであります。

○多田省吾君 最後に、映画の問題でまとめて質問します。

大体第二十六条によりますと、「著作者は、その映画の著作物を公に上映し、又はその複製物により頒布する権利を専有する。」と「専有する」というような強力な表現もありますけれども、実際は、二十九条によって映画製作者がフィルムを所持しているようなそういう状況でございまして、また著作権もそつちのほうに譲渡されているような現状でございます。で、これはちよつと関連がおかしいし、またこの前の西河参考人、あるいは衆議院の大島参考人等も、監督協会の意向として、二十九条はどうしても、これがなくてさえないかなか契約ということがむずかしいのに、二十九条があればもう百パーセント有利な契約というものがある全然大きなうらやまといううような強力な主張もあったわけでございます。また、それに関連しまして、なぜ、四十三年四月二日のあの閣議決定の「契約に別段の定めがない限り、」という条項を今度の改正案で取ったのか、あるいは一部の西

欧諸国の法律と同じように、少なくとも譲渡じゃなくて、譲渡推定の項目にすればまだましだったのではないかというような意見もあるのでございます。先ほどもいろいろ意見がありますように、五社協定とか、特に製作者側に強力な姿がある日本において、やはりこの二十九条というものが非常に問題だと、こう思います。で、それに関連しまして、先ほど申し上げましたように、この二十九条を廃止すべきである、あるいは少なくともこの「契約に別段の定めがない限り、」という条項は取る必要がなかったのではないか、あるいは譲渡推定にすべきではなかったかという問題です、これをどのように考えてなすったのか。

○政府委員(安達健二君) 映画の著作権のこの二十九条があるから契約の余地がなくなるといふことではないといふことは、従来から申し上げているところでございまして、映画の著作権の利用につきまして両当事者間で契約することはできるわけでございます。これは映画監督が、たとえば映画の海外配給とか、テレビ放映等について条件をつけるということとは、ここに十分できることであるといふことがまず第一でございます。

それから第二の点は、この「契約に別段の定めがない限り、」というような規定を入れることによって譲渡推定というような規定はどうであろうかというお考えでございます。そういう考え方はもちろんあり得るところでございますけれども、映画というものの著作者が多様であるとか、あるいはその映画製作者の寄与というようなことから考えまして、権利関係を平明化して映画の利用を容易化するということに立ちますと、映画の著作権の帰属についてはこれを簡明にすることがよろしいと、そこでもしこの二十九条に「契約に別段の定めがない限り、」というようなことになりますると、先ほどおっしゃいました非常に強い権利であるところの物権というものの移動が、当事者間の事前の契約等によって行なわれるというようなことについては問題があると、これは野村参考人からもこの前お話があったところでございます。

そういうような観点から、この映画の著作権の関係を簡明にすると、その簡明にされました基礎に立って両当事者間が十分な契約を結ぶというように、なことが大事であろうと考えるわけでございまして、両当事者が映画の製作に際し、明快、適切な契約を結ばれる慣行が確立されますように、今後あらゆる機会にこの趣旨を十分徹底をいたしてまいりたい、かように考えているところでございます。

○多田省吾君 以上であります。

○須藤五郎君 時間がありませんから問題を五、六点にしばって質問しますから答弁のほうも簡潔にひとつずつしてください、お願いします。

まず第一は、五十一條二項の共同著作物の著作権の問題ですが、この共同著作物の著作権は、共同者の最終に死亡した著作者の死後五十年と、こうなっております。ところが、おじいさんと孫とが共同著作物の場合は、著作権の存続期間が、おじいさんが死んで孫が死ぬまでは五十年ぐらいの期間がある、それから孫が死んでから五十年あるとなると、約百年間著作権というものが存続することになると思うのですが、その二人の場合も、一人がおじいさんが死んでしまつてから孫が受ける著作権の使用料ですね。これはおじいさんが生きておつたときと同じような額がとれるのかどうか、支払われるかどうか、こういうことです。

○政府委員(安達健二君) まず著作者の死後でございますから、おとうさんがあつてそれからその著作権が孫とかそういう移つたあとのことではないわけでございします。ですから、孫とおじいさん二人の人が要するに共同著作した場合にあつた人が死んだときから五十年というそれだけのことでございしますから、非常に年齢の違う人がやれば、その著作物が相当長く保護されるということになるのは当然でございます。

○須藤五郎君 その場合、そのあとの人に、生き残つた人に払われる著作権の使用料というものは、二人が生きておつたときと同じ額が払われるかどうかということです。

○政府委員(安達健二君) 同じでございます。○須藤五郎君 同じね。ここでむずかしい問題なんです、五線譜に記録できない音楽の著作権の認定ですね。どう認定するのかということですが、たとえば電子音楽のような類です。

○政府委員(安達健二君) 文字に書けないけれどもテープにはとっておけるわけでございします。したがって、テープにとらなければその電子音楽を保護しないというわけではございませんけれども、あとで争いがあつた場合、確かに私のつくつた電子音楽だというためには、やはり記録をしておく必要がありまして、それが五線譜に書けないということになればテープにとつておいて、これは確かに自分のつくつたものだという立証に使うということはもちろん必要でございますけれども、テープにとつておかなければその電子音楽は保護しないというわけじゃないわけですから、無断で固定するとかそういうことについて禁止することができるとございします。

○須藤五郎君 その場合に、テープにとつてなくても電子音楽の著作権は保護するとおっしゃるけれども、テープにとらなかつたら楽譜にあらわせないですね。記録ができないのです。そうしたらその音楽をはかの人が使つた場合、著作権の侵害だということはどうで認めるかということになります。

○政府委員(安達健二君) ですからその証拠としてテープにとつておく必要があるということだけですね。だけれども、保護するということは何もテープにとらなかつた保護しないというわけじゃないけれども、確かに私がつくつたものと立証するにはテープにとつておかなければ不便でしょうというのを申し上げているだけです。

○須藤五郎君 ことばではそういうふうに簡単に言えるけれども、実際にそれを保護するということが私は非常に困難になると思うんですよ。どういふふうな形で保護していくかですよ、形はないんだから、音は消えちまつてるんだから。

○政府委員(安達健二君) たとえば電子音楽を無断で録音して、そしてそれをレコードにして売るといふことになれば、その人の侵害になるわけですね。電子音楽をつくつた人の著作権の侵害になります。たとえば須藤先生がお書きになつた電子音楽、それは別に譜が書いてないと、しかしその音楽が演奏された、それを私が無断でとりまして、それをレコードにして売り出せば、私は須藤先生の著作権を侵害することになるわけですね。その場合に須藤先生は、私がつくつたものですよというのに対して、いやそれはおれがつくつたと立証されないとか裁判で争えないから、その場合にテープにとつておいて、このとおりおれのだということを中心張される意味でその録音をされておつたほうがよいでしょうということを申し上げておるだけです。

○須藤五郎君 そうすると、録音しておかないとその場合に争えないということになるわけですか。そうすると電子音楽は、楽譜に書けない音楽は録音を必ずしておかなくてはならない音楽と、著作権は守れませんよ、こういうことなんですか。そこを明らかにしておいたらいんですよ。

○政府委員(安達健二君) それは即興で、アドリブなどで音楽をやるとかそういう場合もありまして、あるいはあるいは踊りの振付でございますね、あれが何にも証拠が残つてない場合に、確かに須藤先生の作だという証拠がない場合に争えないと同じようなことになるわけでございします。それはいかにしても方法がないわけですから、そういうものは一応されておくほうがよいのではないかと、いうことを申し上げているだけです。保護されることには変わりないわけですね。

○須藤五郎君 同じことを繰り返すようですが、保護することは変りないといつても、証拠がないから保護できないんですよ。だから、むしろそういうものはテープにとつてちゃんとしておく必要がありまして、こういうことをあなたは答弁したらそれでいいと思う。

○政府委員(安達健二君) そのとおりでございます。○須藤五郎君 私が答弁しなきゃならないようなことになるんですね。(笑)

それではもう一つ、最近の映画、テレビの録音には音楽が音かどらからかぬような判別したいものが私は多々あるように思うんですよ。そうすると、一体あの映画に録音した音に著作権があるのかどうか。何かやつておるとパシヤンというふうな音が入つてきたり、またいろいろな奇怪な音が入つてきます。あれを音楽といつて著作権を認めるのか、あの音に著作権があるのかどうかと、こういうことです。

○政府委員(安達健二君) いまのはサウンドトラックの問題になるわけですね。サウンドトラックは、映画の著作物の一部であるということ、直接は著作権は生じませんが、そのサウンドトラックをそのままレコードにするということになると、まあその隣接的な保護が一つ考えられるということになります。ですから、結論から言いますと、映画の著作物の中に入っているものは映画の著作物の中にめり込んでいますから、独自のものはないわけでございますけれども、それをかりにまたサウンドトラックにしてその音を聞いてということになる、その音を最初に固定したものがレコード製作者として隣接的な保護を与えられる、こういうことになるわけですね。

○須藤五郎君 これも私から答弁しなきゃならないことになるような感じがするんですが、要するに、映画でも何でも、芝居でも何かある音楽がずっとありますね、流れてくる、そこに音楽がポンと突然入ってきたりいろいろする面があるんですよ。その音に著作権があるのかどうか。これはやっぱり譜に書けないですね。譜に書けばここに何々の音を入れるとか、どういふ奇怪な音を入れるとかいふことは記録しておくしかしょうがない。しかしその奇怪な音というものはいろいろあるわけですね。そのとき使つた奇怪な音の一つの固定したものじゃないですね。だからそのとき

入れた音に著作権があるのかどうか。これもやっぱりそのあとでそれを録音して、それと同じような使い方をしたときに初めて著作権ができてくるんで、録音をしておかないと証拠がないから、著作権というのは、私は、五線譜に書けないから、著作音楽などの著作権と同じように守れないんではないかと、だから録音をしておく必要があるとします、こうあなたが答えになればこれも解決する問題だと思ふんだが、どうなのそこは。

○政府委員(安達健二君) 映画の場合には、それが一つの映画の効果というふうなものと結びついて、おそらく映像と一緒に聞かなければ、そのサウンドトラックで変な音を聞いて何の音かさっぱりわからないから、そういうものが独自に利用されるということもないと思ふすけれども、前の場合にいけばそれは映画の著作物の中の一部だということになりましようし、それからそういうものについてさらに独自の思想感情の表現だと認められれば、それ自体としての著作物性も備えてくるわけですね。ところがいまの場合、記録しておかなければならぬというのは、サウンドトラックでも記録してありますから、その場合には先生御心配の、特に記録しておかなければだめじゃないかということの心配は、この場合には生じないのじゃないかと思ふす。

○須藤五郎君 ほかの人がまた同じような使い方をする場合があるわけですよ。その場合に、だれに著作権があるのかという争いが起こってくる場合に、甲の人の著作権があるのだという断定を下すためには、やはり記録しておかなければならぬ、やはりこの電子音楽だつて聞く人々によって何のことかわからぬことがたくさんあるわけですよ。それをあなた、いまテープに録音しておけば著作権があると、こういう認定でしよう。なければ証拠がないから著作権を争う場合に不利だ、争いようがないという、あなたがいまお答えをされたから、それと同じように音そのものに著作権があるのかどうか、こういうことなんです。それじゃあるというならばどういうふうにしてそれを

守るのか、こういうことですよ。

○政府委員(安達健二君) まずそういうものが一体著作物性を備えるかどうかということが一つあるわけですね。これはあらゆるものにおいて、著作物であるかどうかという判断は問題があるわけでありまして、かりに著作物であると、思想感情の創作的な表現であるというふうなことになるれば、それはすでにもうサウンドトラックに記録されているわけですから、先生のいまおっしゃっている場合は、ですから証明する道は、かりに著作物だといつた場合には、特にその証明の問題はサウンドトラックのついているということでは先生の御心配は出てこないと思ふす。

○須藤五郎君 サウンドトラックのついている場合はどうですか。

○政府委員(安達健二君) のついている場合といふと、昔の映画のように、何か映画をやっているうちにだれかがこつちで音を出すわけでごいいます。無声映画でしゃべっていったかきりだれかドカンと卓をたたくというふうな場合でございいますか、ちよつとわかりませんけれども……。

○須藤五郎君 非常に説明がむずかしいのですよ。芝居をすつとやるでせう。芝居をやつて下座が流れていきますね。非常に悲しい静かな夕暮れのようなときに、そこへ鐘がボンと響いてくる、その音に著作権があるのかどうかということなんです。最近の映画にそういう場面が非常に多いのですよ。そうすると、その音も著作権の中に入るのかどうか。

○政府委員(安達健二君) 通常はそういうものには著作権性を認めてないと思ふす。

○須藤五郎君 これは一番最後に質問しようと思つてゐるのですが、先にしても同じですか……。

著作権審議会というものがございすね。それいつごろ開かれるのか、その構成メンバーの中に、これは希望ですが、これまでの審議会の構成メンバーを見ると、いわゆる利用者側が非常に多いものが非常に少ない。数年前から、何回もの審議会のメンバーを調べたのですが、ないのです。今度も審議会を開かれるならば、その構成メンバーの中にいま問題になっておりますところの映画の著作代表、写真家代表、隣接権者代表等各ジャンルの著作物の代表を加えるべきだと私は考えますが、政府当局はどういうふうにお考えか、これは今文化庁長官にお願いしたい。

○政府委員(今日出海君) 私もその説に賛成でございます。

○須藤五郎君 先ほど社会党の方が芸能社の問題を出されましたが、この芸能社とそれと所属する芸能人の間には出演料に対する何か契約、これが規定があるので、その出演者がこの芸能社の人たちに不当に搾取されておる、そしてもう本人はへとへとに疲れておる、芸能社はどんどん太つていくが出演者はどんどんやせ衰えていく、そして非常に芸能出演者、いわゆる芸能人の生命が非常に短くされてしまふ、こういうことを聞いておるのですかね。やはりこれははっきりとした規定があつて、それを文部省がはつきりとつかんで監督しておるのかどうか。

○政府委員(安達健二君) いわゆる芸能プロダクション等におきまして、その実演家とプロダクション自身との間にはどのような契約が行なわれておるかどうかにについては必ずしも私も十分関知してないところではございす。しかしながら今後この隣接権制度が創設されまして、実演家の保護の道が開けたわけでごいまして、その場合に、先ほど鈴木先生からのお話があつたように、法律でその実演家の権利を規定したわけではその保護に欠けるという問題があるわけでごいまして、そういうためにたとえば日本歌手協会とか、日本放送芸能家協会とか、日本芸能実演家団体協議会というふうな実演家の団体がございす。そういうところで、個々の実演家の力だけではなかなかいいものが獲得できない、そこで標準契約とかいうようなものをつくつていく、そういう

ものの標準契約がございす、それに従つて実演家の保護がはかれるというふうなことも出てくるわけでごいす。したがうして文化庁といつたしましては、この文化庁の干渉、介入にならないようなことに十分注意しつつ、これらの実演家の実質的なその地位なり経済的、社会的地位が向上できますように今後とも十分な指導助言をさせていただきます。かように考えておるわけでありす。

○須藤五郎君 私たちが見ていると、全く不当労働行為のような扱い方がされておるわけですよ。やはり実演家は労働者です。それをあるところへ売り込む。何というのですか、芸能社の力を借りないと、本人はNHKでもこの放送局でも売れない。だから売れない、また舞台へ売り込みも行けない。だから売らなくてももううために芸能社の言うことを聞かなければならぬ、そういう弱さが芸能人にはあるのです。そこをにつけ込んで芸能社が不当な搾取をする、こういうことが言われておるわけですね。だからこういう点はやはりよくは不当労働行為でちゃんと基準をつくつて、手数料としては何割以上は取つてはいけな、著作権協会にはそれがあつては、そういう基準をきちんとしていかなければはいけなと思ふす。

出演者は放送局から幾らその人がもらつておるかというのを知らないのです。自分がもらつただけの金で、それで済ますということになるわけですね。だから、そういう不明朗なことを改めていかなければならぬ、だからそういうことを大いに考えてもらいたい。

それからもう一つ、先ほど鈴木さんが問題にした五十四条の二項の問題ですが、「映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとす。」ですが、これは私はこゝういふふうな理解してゐるのですが、私の理解が正しいのかどうかということを返事してくれたい。この場合、シナリオは映画から切り離した一つの文学的な作品としては著作権があるのか、

死後五十年までであるのか。それから美術、音楽等
等の著作権は映画と切り離して、映画が著作権が
なくなつたときに映画と切り離した立場に立つて
はやはり著作権というものはあるのかどうか。私
はあるというふうに理解しているのですがね、ど
うなんですか。

○政府委員(安達健二君) 先生の御理解のとおり
でけっこうだと思ひます。

○須藤五郎君 じゃ、もう一点だけ質問しておき
ます。

出版権とか興業権等を譲渡しますね、ある条
件で。その作者は出版をしてもいい、興業を
してもいいという希望でこの権利を譲渡す
る、ところが譲渡を受けた会社側はその作者の
意思を尊重せずいつまでも出版しない、い
つまでもたつても興業しない、いわゆるお蔵入りで
その人の心血注いだ作品が葬られてしまふ、こ
ういう結果が起つた場合に、この著作者のそ
う切実な権利といふものは、希望といふもの
それはどういふふうにして守られていくのです
か。

○政府委員(安達健二君) その著作権を他人に譲
渡いたしますと、そのものをその著作権者がど
のように利用しようとも最初の著作権を持った人
がこれをどういふことをできないというよう
に思ひます。それは、かりに、著作権を著作
者が持つておきます場合でも、これを出版し
てくれと言つても出版してくれなければどう
にもならない。あるいは放送したいと思つても放送局
が取りあげてくれなければどうにもならないとい
うことではないかと、著作権は、いわば無断で
複製され、放送されないという権利でございます
から、積極的に放送させる権利、積極的に出版
させる権利ではないかと、先生の言つたこと
は、原作者が持つておきますと他の
人に著作権を譲渡した場合であると問はず、同
じことだと思ひます。

○須藤五郎君 こういうことなんです、かりに
よくというものを例にとれば一番わかるのです

が、私は宝塚在職中たくさんの曲をつくりまし
たが、その著作権というものは、会社が在職中につ
くつたものは、その著作権、興業権は会社に所
属するといふことがあるわけですね。ところが、そ
の在職中につくつたものの出版を希望する出版
社がこちらへあらわれてくるわけですね。その場
合に、会社に出版をしてくれと言つてもあちらは出
版をしない、ところがこちらが出版をしたいとい
う希望がある場合これはどうするか。それなら
ば、向こうに出版意欲がなければ、出版をしたい
という人があるならば、この出版権はこちらに
持つてきてもいいじゃないか。それじゃなかつた
らもう作者の権利というものは全然譲渡した
瞬間からゼロになつてしまふと、それを何とかす
る方法はないかということなんです。いまの方法
ではないのです。

○政府委員(安達健二君) その場合は会社からそ
の著作権を買い戻す、一応会社に属した著作権を
須藤先生が買い戻せば、そうすれば先生はそれを
出版したいという出版社から出版できるわけであ
ります。したがつて著作権をまず会社から先生が
買い戻すということできればそれで問題は解決
すると思ひます。

○須藤五郎君 著作権というものは、それは私
ちが幾らで売つたとか、そういうものではないの
ですよ。そのとき給料をもらつておつてそして給
料をもらつておる者は著作権を会社に譲渡する
といふ、そういう規則でそういう結果になつた、そ
れじゃ買い戻さうと思つたときにどういふ条件で買
い戻すのですか。

○政府委員(安達健二君) 一ぺん売つたものを
う一度買い戻すわけですから、売つたというわけ
じゃありませんけれども、会社が持つておる著作
権を私に譲つてくださいます、それじゃ幾らで売
りましようということになつて、先生は幾ら幾ら
の著作権の買い受け料を支払つて自分が著作権を
持つて、そして今度は出版したいといふ会社に出
版させていただくということにすれば問題は解決
いたします。

○須藤五郎君 私、これで質問やめますがね、私
がこんな質問をしているのは、今日まで著作権と
いふものに対する認識が芸術家に非常に浅い、少
ないといふことなんです。その結果、こういう不
合理なことが起つてきておるのです。だから
芸術家にとつては著作権というものは自分の命と
同じように大切に守つていかなければならないも
のだと、こういうことを私はこの席上を通じて天
下の芸術家にはつきりと認識してもらつたために私
はこんな質問をしているわけです。今文化庁長官
にも、著作権というものはこれほど大切にしなけ
ればならぬ問題なんですから、今後この著作権が
十分に守られていくように、この著作権法も早い
機会にできるだけりつぱな著作権法に私はして
いつてもいい、こういうことです。

○政府委員(今日出海君) まことにごつともな
説で、私は非常に賛成でございますが、あなたの
場合に作曲を出版するという権利まで会社が持つ
てゐるのですか。

○須藤五郎君 出版権と書いてありますから私は
持つてゐると思つてゐるのです。

○政府委員(今日出海君) 私はどうかと思つて
います。シナリオライターの場合はそのようなことは
ございません。ですから、私はどうもいまの
お話はふに落ちないのでございまして、あくまで
須藤さんの作曲は、上演権は会社にあつても著作
権はあくまで芸術家のものだといふように私は
思つておりますし、またそうあらせねばならぬ
と思ひます。

○委員長(補正俊君) 委員の異動について報告
いたします。

本日、大谷實雄君及び土屋義彦君が委員を辞任
され、その補欠として植木光教君及び御木亨弘君
が選任されました。

○委員長(補正俊君) 他に御発言もなければ、質
疑は終局したものと認めて御異議ございませ

か。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(補正俊君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより討論に入ります。御意見の
ある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。
なお、修正意見のある方は討論中にお述べを願
ひます。安永君。

○安永英雄君 私は日本社会党を代表して、著作
権法案に対する修正案を提出したいと存じま
す。

案文はお手元に配付いたしましたとおりで、朗
読は省略させていただきます。
修正案を提出いたしました理由につきましては
すでに本委員会の審議を通じて明らかにしたこ
ろでありますので、その内容についてのみ御説明
申し上げます。

本法律案の目的中「これらの文化的所産の公正
な利用に留意しつつ」とあるのを削ること。
教科用図書等を利用する場合、著作物の内容の
改変について、用字または用語の変更に限るこ
と。

映画の著作物の著作権の帰属について「製作者」
とあるのを「著作家」とすること。

映画の著作物の利用に関する原著物の著作権
は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅した
ものとすることの規定を削ること。

写真の著作物の保護期間について「公表後五十
年」を「著作物の死後五十年」に改めること。
著作隣接権の保護期間について「二十年」を
「三十年」にすること。

第五章「紛争処理」に関する条項を削除するこ
と。等を行なうとするものであります。
何とぞ御賛成くださいますようお願いを申し上
げます。

○委員長(補正俊君) 須藤君。
○須藤五郎君 私は日本共産党を代表しまして、
著作権法案についての一部修正案を御提案いたし
ます。その修正案はお手元にすでに配られてお
ると思ひますからごらんを願ひたいと存じます。

私は本委員会で審議されました著作権法案が現行法と比較して、第一に、著作物の例示を豊富にし、かつ、それらへの著作権の及ぶ範囲を広げたこと。第二に、著作権の原則的保護期間を死後五十年に延期したこと。第三に、実演家等の権利を保護するため、新たに隣接権制度を設けたこと等等、著作者等の権利を保護する上で、一定の前進があると考えます。

しかし、個々の内容を見ますと、本法案には、その趣旨・目的に照らして、なお少なからぬ問題点を含んでいるのであります。

中でも問題となりますのは、すなわち、映画の著作権を映画製作者に帰属するとした第二十九条、写真の場合一般著作物の保護期間と差別し、「公表後五十年」と定めた第五十五条及び隣接権の保護期間を公表後二十年とすることによって、現行法より権利縮小となる第一百一条の三点であります。

これらの三つの条項は、本法案の趣旨・目的に著しく反するのみか、それぞれ該当する人たちの既得権さえ脅かす内容のものとなっているのであります。

したがって、私は本法案の趣旨・目的を貫き、もって著作者等の権利をより保護するとの立場から、少なくともさきの三点の修正が必要と考え、ここに修正案を提出するものであります。

次に修正案の内容について、御説明いたします。修正案の第一は、第二十九条の削除についてであります。

そもそも著作権法の原則は、第十七条にあるとおり、著作者がいかなる方式の履行を要せずして、その権利を享有するところにあります。

ところが第二十九条では、その原則に反し、著作者でない映画製作者に、作品完成と同時に、その著作権は帰属するものとなっているのであります。これは明らかに、映画の著作者の権利を不当に侵害する内容のものであり、かつ、著作者でない映画製作者を有利に保護することを意図したものにほかなりません。にもかかわらず、政府は、その根

拠を、一、映画製作上、資本の面で、映画製作者の寄与する点が大であること、二、映画の著作者は多様であるため、映画の利用・流通の面から、権利の集中が必要であることの二点に求めているのであります。

しかし、これは映画製作者側からの一方的理由づけでしかありません。

それは第一に、本法案の趣旨・目的からしてそれがただ資本を出したか、その度合いに応じ、著作権の享有が決定されるべきではないからであります。もし著作者でない者が著作権を得たいとするなら、当然著作者から、著作権の利用について譲渡・許諾を得ればよいのでありまして、その道は本法案に十分開かれていたのであります。

第二は、第二十九条を削除しても、権利の集中は可能であり、映画の利用・流通もいまままでおり確保されるのであります。すなわち第六六条に映画の著作者として例示された者が共同著作物の権利行使を規定した第六十四条、第六十五条によつて、自主的に代表者をきめ、権利の集中が行なえるのであつて、もつて利用・流通の円滑化が確保されるからであります。

こうして、第二十九条は削除すべきと考えます。

修正の第二は、写真の著作権の保護期間を定めた第五十五条中「公表後」を「死後」と改める件についてであります。

いまさら強調するまでもなく、写真を美術作品と同様に評価することは現代の常識なのであつて、他の芸術作品との制作過程の相違をもつて、不当に差別する根拠は何もないのであります。したがつて、写真の場合も、他の著作物の保護期間とひとしく、死後五十年とすべきと考えます。

修正案の第三は、隣接権の保護期間を定めた第一百一条中、「二十年」を「三十年」と改める件についてであります。

第一百一条によれば、隣接権の保護期間が公表後二十年となっているが、その対象の一つである演奏歌唱と録音物は現行では著作権として保護さ

れ、その期間は、死後または公表後三十年となつてゐるのであります。この点からすれば、このことは実質的な権利縮小なのであります。したがつて、少なくとも、現行どおりの公表後三十年とすべきと考えます。

以上が、修正案の提案理由とその内容であります。

私は、文化、芸術の発展とは、著作者の権利を真に守ることなしにはあり得ないと考えます。

何とぞ、そうした立場で十分御審議の上、各位の御賛同をお願いする次第でございます。

○委員長(補正後君) 萩原君。

○萩原君(香子君) 私は、民社党を代表いたしました。本法案に賛成の討論を行ないます。

二十一日の本委員会、松下委員から、わが党の問題点とするところについては質疑を行なつたわけでございますが、その後引き続き、本法案をめぐつてわが党文教部会で審議を重ねてまいりました。その際、この法案は多くの問題点を内包しておりますけれども、法案の性格からいたしまして、これらの問題点を徹底的に究明するならば、法案自体のバランスをくずし法案作成を振り出しの段階に引き戻してしまふというおそれも出てくる。こうした見地に立つて、本法案はベストではないけれどもベターなものとして評価を下しまして、本法案の趣旨に賛成すべきだという態度を固めたわけでございます。

ただし、私たちが問題点といたしましたのは、一番目には映画の著作権の帰属問題、二番目には写真の著作権保護期間の問題、三番目には附則十、四の除外規定問題、四番目には応用美術の保護問題、五番目には今後の課題としてのカセット・テープ、ジュエリーボックス等の問題などもあるわけでございます。こうした点につきましては、今後引き続き十分検討し、制度の改善に努力されることを要望して、本法案に賛成するものでござい

ます。

○委員長(補正後君) 他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(補正後君) 御異議ないと認めます。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(補正後君) 速記を起して。

これより著作権法案について採決に入ります。まず修正案について順次採決するのであります。が、安永君及び須藤君提出の両修正案には共通する部分がございますので、まずこの共通部分を問題に供します。

両君提出の修正案中の共通部分は第二十九条、第五十五条、第一百一条及び以上の修正に伴つて条文の整理をした点でございます。本共通部分に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(補正後君) 少数と認めます。よつて、両修正案中の共通部分は否決されました。

次に、安永君提出の修正案中、ただいま否決されました共通部分を除く修正案全部の問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(補正後君) 少数と認めます。よつて、共通部分を除く安永君提出の修正案は否決されました。

次に、須藤君提出の修正案中、先ほど否決されました共通部分を除く修正案全部の問題に供します。本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(補正後君) 少数と認めます。よつて、共通部分を除く須藤君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に、原案全部の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(補正後君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

永野君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。永野君。

○永野鎮雄君 だいたい可決すべきものと決定いたしました著作権法案について、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党五党の共同による附帯決議案を提出いたします。御賛同をお願いいたします。

案文を朗読いたします。

著作権法案に対する附帯決議案

政府は、著作権法の重要性にかんがみ、次の事項について深く検討し、適切な措置を講ずべきである。

一、著作権法の運用にあたっては、本法が著作権者の権利保護を目的とするものであることの見地に立つて、その趣旨の徹底をはかり、あわせて、著作物の公正な利用についてのよい慣行が育成されるよう著作権思想の普及に努力すること。

二、著作物の利用手段の開発は、今日いよいよ急速なものがあつて、検討すべき課題はなお多々あると思われる。従つて、時宜を失することなく、次の制度改正に向かつて検討を始めること。

三、写真の著作権の保護期間の問題、映画の著作権の帰属問題、レコードによる音楽の演奏権の及ぶ範囲、応用美術の保護問題、著作隣接権の保護期間の延長及び実演家の人格権の保護問題等について、早急に検討を加え、速やかに制度の改善を図ること。

四、ブラッセルで改正された文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約に加盟することは望ましいことであり、これについて早急な実現を期すること。

五、本法の実施にあたっては、著作権者と利用者との間に十分な協議が行なわれるよう配慮するとともに、文化庁長官の裁定による著作物の利用についても、著作権者の立場を十分尊重した運用を行なうこと。

以上でございます。

○委員長(楠正俊君) おはかりいたします。

ただいまの附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(楠正俊君) 全会一致と認めます。よつて、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し文部大臣から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。坂田文部大臣。

○国務大臣(坂田道太君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、政府といたしましては、その趣旨を体し、誠意をもって対処したいと存じます。

○委員長(楠正俊君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(楠正俊君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十九分散会

〔参照〕

(安永英雄君提出)

著作権法案に対する修正案

著作権法案の一部を次のように修正する。

目次中「第四款 映画の著作物の著作権の帰属」を「第五款 著作権の制限(第三十條―第三十條)」と改める。

〔第二十九條〕を「第四款 著作権の制限(第三十條)」と改める。

〔第二十九條―第五十條〕に、

〔第五十條―第五十條〕に、

〔第五十條―第五十條〕に、

〔第五十條―第五十條〕に、

〔第五十條―第五十條〕に、

〔第五十條―第五十條〕に、

〔第五十條―第五十條〕に、

〔第五十條―第五十條〕に、

第一条中「これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ」を削る。

第二条第一項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八項中「第十三号から第二十号」を「第十二号から第十九号」に改める。

第十八条第二項第三号を削る。

第二十條第二項第一号中「その他の改変」を削る。

第二章第三節第四款を削る。

「第五款 著作権の制限」を「第四款 著作権の制限」に改める。

第三十條を第二十九條とし、第三十一條を第三十條とする。

第三十二條第二項を削り、同条を第三十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

〔新聞紙等への転載〕

第三十二條 国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

第四十三條第一号中「第三十條」を「第二十九條」に改め、同条第二号中「第三十一條第一号」を「第三十條第一号、第三十一條」に改める。

第四十八條第一項第一号中「第三十二條」を「第三十一條、第三十二條」に改め、同項第三号中「第三十二條」を「第三十一條若しくは第三十二條」に改める。

第四十九條第一項第一号及び第二項中「第三十條、第三十一條第一号」を「第二十九條、第三十條、第三十一條」に改める。

第五十一條第一号を「第二十九條、第三十條、第三十一條」に改める。

第五十一條の見出しを「(保護期間の始期)」に改め、同条第二項を削る。

第五十五條を削る。

第五十四條中第二項を削り、第三項を第二項とし、同条を第五十五條とする。

第五十三條を第五十四條とし、第五十二條を第五十三條とし、第五十一條の次に次の一條を加える。

(保護期間の終期)

第五十二條 著作権は、この節に別段の定めがある場合を除き、著作物の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作物の死後、次条第一項において同じ)五十年を経過するまでの期間、存続する。

第五十六條第一項中「第五十二條第一項、第五十三條第一項、第五十四條第一項及び前条第一項」を「第五十三條第一項、第五十四條第一項及び第五十五條第一項」に改める。

第五十七條中「第五十一條第二項、第五十二條第一項」を「第五十二條」に改める。

第六十二條第二項を削る。

第八十六條第一項中「第三十條」を「第二十九條」に改め、同条第二項中「第三十條、第三十一條第一号」を「第二十九條、第三十條、第三十一條」に改める。

第一百一條中「二十年」を「三十年」に改める。

第一百二條第一項中「第三十條」を「第二十九條」に改め、同条第二項中「第三十二條」を「第三十一條、第三十二條」に改め、同条第四項第一号中「第三十條、第三十一條第一号」を「第二十九條、第三十條第一号」に改める。

第一百三條中「第六十二條第一項」を「第六十二條」に改める。

第五章を削る。

「第六章 権利侵害」を「第五章 権利侵害」に改める。

第一百二條を第五十五條とし、第一百十三條から第一百十五條までを七条ずつ繰り上げる。

第一百六條第一項中「第一百十二條」を「第一百五條」に改め、同条を第九條とする。

第一百七條第一項中「第一百十二條」を「第一百五條」に改め、同条を第一百十條とする。

第一百八條第一項中「第一百十二條、第一百十五條」を「第一百十六條第一項」を「第一百五條、第一百

八条若しくは第九条第一項に改め、同条を第百十一号とする。

「第七章 罰則」を「第六章 罰則」に改め

る。

第一百九条を第百十二号とし、第百二十条を第百十三号とする。

第百二十一号を「二十年」を「三十年」に改め、同条を第百十四号とする。

第百二十二号を第百十五号とする。

第百二十三号第一項中「第百十九号及び第百二十一号第二号」を「第百二十二号及び第百二十四号第二号」に改め、同条第二項中「第百十八号第一項」を「第百二十一号第一項」に改め、同条を第百十六号とする。

第百二十四号第一項中「第百十九号から第百二十二号」を「第百二十二号から第百十五号」に改め、同条を第百十七号とする。

附則第五号第一項中「新法第二十九条に規定する」を削る。

附則第十号第二項中「第五十一号第二項又は第五十二号第一項」を「第五十二号又は第五十三号第一項」に改める。

附則第十五号第二項中「二十年」を「三十年」に、「二十年間」を「三十年間」に改める。

附則第十六号中「第五款」を「第四款」に、「第百十三号第一項第二号」を「第百六条第一項第二号」に改める。

附則第十七号中「第六章」を「第五章」に改める。

（須藤五郎君提出）
著作権法案に対する修正案
著作権法案の一部を次のように修正する。

目次中「第四款 映画の著作物の著作権の帰属（第二十九号）」を「第四款 著作権の制限（第五十号）」に改める。

第二十九号を「第四款 著作権の制限（第五十号）」に改める。

第二十九号を「第四款 著作権の制限（第五十号）」に改める。

第二十九号を「第四款 著作権の制限（第五十号）」に改める。

第二十九号を「第四款 著作権の制限（第五十号）」に改める。

号とし、第十二号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八項中「第十三号から第二十号」を「第十二号から第十九号」に改める。

第十八号第二項第三号を削る。

第二章第三節第四款を削る。

「第五款 著作権の制限」を「第四款 著作権の制限」に改める。

第三十号を第二十九号とし、第三十一号を第三十号とする。

第三十二号第二項を削り、同条を第三十一号とし、同条の次に次の一条を加える。

（新聞紙等への転載）
第三十二号 国又は地方公共団体の機関が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名称の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物は、説明の材料として新聞紙、雑誌その他の刊行物に転載することができる。ただし、これを禁止する旨の表示がある場合は、この限りでない。

第四十三号第一号中「第三十号」を「第二十九号」に改め、同条第二号中「第三十一号第一号」を「第三十号第一号、第三十一号」に改める。

第四十八号第一項第一号中「第三十一号」を「第三十一号、第三十二号」に改め、同項第三号中「第三十二号」を「第三十一号若しくは第三十二号」に改める。

第四十九号第一項第一号及び第二項中「第三十号、第三十一号第一号」を「第二十九号、第三十号第一号」に改める。

第五十四号中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第五十五号を次のように改める。

（映画の著作物の利用に関する原著著作物の著作権の消滅）
第五十五号 映画の著作物の著作権がその存続期間の満了により消滅したときは、当該映画の著作物の利用に関するその原著著作物の著作権は、当該映画の著作物の著作権とともに消滅したものとす。

第五十六号第一項中「第五十四号第一項及び前条第一項」を「及び第五十四号第一項」に改める。

第五十七号中「第五十四号第一項又は第五十五号第一項」を「又は第五十四号第一項」に改める。

第六十二号第二項中「第五十四号第二項」を「第五十五号」に改める。

第八十六号第一項中「第三十号」を「第二十九号」に改め、同条第二項中「第三十号、第三十一号第一号」を「第二十九号、第三十号第一号」に改める。

第一百一条中「二十年」を「三十年」に改める。

第一百二条第一項中「第三十号」を「第二十九号」に改め、同条第二項中「第三十二号」を「第三十一号、第三十二号」に改め、同条第四項第一号中「第三十号、第三十一号第一号」を「第二十九号、第三十号第一号」に改める。

第一百二条第二号中「二十年」を「三十年」に改める。

附則第五号第一項中「新法第二十九号に規定する」を削る。

附則第十五号第二項中「二十年」を「三十年」に、「二十年間」を「三十年間」に改める。

附則第十六号中「第五款」を「第四款」に改める。

第五十六号第一項中「第五十四号第一項及び前条第一項」を「及び第五十四号第一項」に改める。

第五十七号中「第五十四号第一項又は第五十五号第一項」を「又は第五十四号第一項」に改める。

第六十二号第二項中「第五十四号第二項」を「第五十五号」に改める。

第八十六号第一項中「第三十号」を「第二十九号」に改め、同条第二項中「第三十二号」を「第三十一号、第三十二号」に改め、同条第四項第一号中「第三十号、第三十一号第一号」を「第二十九号、第三十号第一号」に改める。

第一百一条中「二十年」を「三十年」に改める。

第一百二条第一項中「第三十号」を「第二十九号」に改め、同条第二項中「第三十二号」を「第三十一号、第三十二号」に改め、同条第四項第一号中「第三十号、第三十一号第一号」を「第二十九号、第三十号第一号」に改める。

第一百二条第二号中「二十年」を「三十年」に改める。

附則第五号第一項中「新法第二十九号に規定する」を削る。

附則第十五号第二項中「二十年」を「三十年」に、「二十年間」を「三十年間」に改める。

附則第十六号中「第五款」を「第四款」に改める。

（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）
四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、日本私学振興財団法案（予備審査のための付託は四月十六日）
一、学校給食法の一部を改正する法律案（内田善利君外一名発議）
日本私学振興財団法案
（小字は衆議院修正の部分）
附則
（私立学校法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 改正後の私立学校法第五十九号第八項の規定は、昭和四十六年度以後において政令で定める会計年度から適用する。ただし、政令で定める学校法人に対する同項の規定の適用は、別に政令で定める会計年度までは、所轄庁の定めるところによる。

2 前項の規定により改正後の私立学校法第五十九号第八項の規定の適用がない会計年度については、同条第九項中「同項の書類」とあるのは、「貸借対照表及び収支計算書」として、同項の規定を適用する。

3 政令で定める学校法人に対する改正後の私立学校法第五十九号第九項後段の規定の適用は、同項後段及び前項の規定にかかわらず、当分の間、所轄庁の定めるところによる。

4 改正後の私立学校法第五十九号第十項及び第十一項の規定は、政令で定める日までの間は、適用しない。

学校給食法の一部を改正する法律案
学校給食法の一部を改正する法律
学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（学校給食の実施）
第四条 国立又は公立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施しなければならない。

2 私立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施するように努めなければならない。

3 学校給食の給食内容は、パン（これに準ずる小麦粉食品等を含む）、牛乳及びおかずとする。

4 前項に規定するもののほか、給食内容その他学校給食に関する基準は、政令で定める。

第五条を次のように改める。

第六条を次のように改める。

第十四条 改正後の私立学校法第五十九号第八項の規定は、昭和四十六年度以後において政令で定める会計年度から適用する。ただし、政令で定める学校法人に対する同項の規定の適用は、別に政令で定める会計年度までは、所轄庁の定めるところによる。

2 前項の規定により改正後の私立学校法第五十九号第八項の規定の適用がない会計年度については、同条第九項中「同項の書類」とあるのは、「貸借対照表及び収支計算書」として、同項の規定を適用する。

3 政令で定める学校法人に対する改正後の私立学校法第五十九号第九項後段の規定の適用は、同項後段及び前項の規定にかかわらず、当分の間、所轄庁の定めるところによる。

4 改正後の私立学校法第五十九号第十項及び第十一項の規定は、政令で定める日までの間は、適用しない。

学校給食法の一部を改正する法律案
学校給食法の一部を改正する法律
学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（学校給食の実施）
第四条 国立又は公立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施しなければならない。

2 私立の義務教育諸学校の設置者は、当該義務教育諸学校において学校給食を実施するように努めなければならない。

3 学校給食の給食内容は、パン（これに準ずる小麦粉食品等を含む）、牛乳及びおかずとする。

4 前項に規定するもののほか、給食内容その他学校給食に関する基準は、政令で定める。

第五条を次のように改める。

第六条を次のように改める。

七号(第三九八号)(第三九九号)(第二四〇〇号)(第二四〇一号)(第二四〇二号)(第二四〇三号)(第二四〇四号)(第二四〇五号)(第二四〇六号)(第二四〇七号)(第二四〇八号)(第二四〇九号)(第二四一〇号)(第二四一一号)(第二四一二号)(第二四一三号)(第二四一四号)
一、山村へき地並びに離島の医療対策として国立医学専門学校の設置に関する請願(第二二六四号)(第二三三二号)(第二四二〇号)(第二四二二号)
一、靖国神社国家護持の早期実現に関する請願(第二五〇八号)(第二五八三号)

第二二四四号 昭和四十五年四月十日受理
養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願(一通)

請願者 東京都豊島区池袋二ノ九四九 向後祥市外千七百五十名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第二二六五号 昭和四十五年四月十一日受理
養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願

請願者 神奈川県川崎市上麻生一、一九四田代チヨ外五千六百五十八名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第二二四二四号 昭和四十五年四月十三日受理
養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願

請願者 富山県高岡市清水町二ノ五ノ一〇 内多敏外九百五十四名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第二四五九号 昭和四十五年四月十三日受理
養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願(一通)

請願者 神奈川県平塚市中里三ノ一二一 萩原寿郎外千七百九十七名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第二四九六号 昭和四十五年四月十四日受理
養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願(一通)

請願者 東京都府中市本宿町三ノ一四ノ一 七 松久茂晴外三千四百名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第二五二〇号 昭和四十五年四月十四日受理
養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願

請願者 大阪府豊中市曾根九九 河本晃外千四百七十三名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第二五四三三号 昭和四十五年四月十五日受理
養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願(一通)

請願者 東京都江戸川区新田一ノ四、七七四 鎌田郁夫外三千三百名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第二五六七号 昭和四十五年四月十五日受理
養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願

請願者 大阪府東大阪市四条町二ノ一六 笠松さな江外千三百十六名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第二六〇二号 昭和四十五年四月十六日受理
養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願

請願者 東京都国立市国立一八六 三浦美恵子外八万八千六百四十四名
紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第二七一五号 昭和四十五年四月十六日受理
養護教諭の全校必置並びに養護教諭養成所設置等に関する請願(一通)

請願者 長野県北佐久郡立科町桐原二六二 山浦明子外二千三百八十九名
紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一八九六号と同じである。

第二二四五五号 昭和四十五年四月十日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 横浜市港北区南山田町三、七七二ノ三 飯塚良子外六十九名
紹介議員 片山 武夫君

この請願の趣旨は、第二一〇六五号と同じである。

第二二五三三三号 昭和四十五年四月十日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願(一通)

請願者 兵庫県城崎郡香住町香住香住小学 校内 竹内久恵外三百四十五名
紹介議員 萩原幽香子君

この請願の趣旨は、第二一〇六五号と同じである。

第二二五四四号 昭和四十五年四月十日受理
女子教職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 富山県西砺波郡福光町 谷村芳太

紹介議員 郎外二百十六名
この請願の趣旨は、第二一〇六五号と同じである。

第二二六二二号 昭和四十五年四月十日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願(一通)

請願者 新潟市小針二、二三三 織田ヤイ 外百十一名
紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二一〇六五号と同じである。

第二二三八八号 昭和四十五年四月十日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 北海道美幌市盤の沢町滝の上 大友ハツ子外二百一名
紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第二一〇六五号と同じである。

第二二三三九号 昭和四十五年四月十日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 神奈川県川崎市小杉御殿町一ノ九〇五 二宮智恵子外五十九名
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第二一〇六五号と同じである。

第二二四〇〇号 昭和四十五年四月十日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 群馬県前橋市上泉町一、一六九五 五代一美外三百五十四名
紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二一〇六五号と同じである。

第二二四三三三号 昭和四十五年四月十日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 富山県西砺波郡福光町 谷村芳太

紹介議員 郎外二百十六名
この請願の趣旨は、第二一〇六五号と同じである。

第二二六二二号 昭和四十五年四月十日受理
女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願(一通)

請願者 新潟市小針二、二三三 織田ヤイ 外百十一名
紹介議員 山高しげり君

この請願の趣旨は、第二一〇六五号と同じである。

請願

請願者 和歌山県新宮市東高倉町 谷口久枝外二百十四名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二二四四号 昭和四十五年四月十日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 新潟県西蒲原郡西川町 笠井三和子外百三十名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二二四五号 昭和四十五年四月十日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願(二通)

請願者 富山県下新川郡入膳町入膳 田原信義外二百五十八名

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二二四六号 昭和四十五年四月十日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市城南町一三ノ一一小谷浄外百十三名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二二四七号 昭和四十五年四月十日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 兵庫県尼崎市塚口町三ノ三四ノ一服部瑠璃子外百五十一名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二二五七号 昭和四十五年四月十日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願(三通)

請願者 岩手県盛岡市仙北一ノ五ノ九菊池玲子外三百二十二名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二二六六号 昭和四十五年四月十一日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 岐阜市三ツ又町一五 葛西珠美外千四百九十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二二六七号 昭和四十五年四月十一日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 宮城県仙台市郡山字新田東六ノ一七六 遠藤俊子外三百七名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二二六八号 昭和四十五年四月十一日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 岩手県宮古市愛宕二ノ一ノ二工藤与子外六十八名

紹介議員 阿部 憲一君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二二八一号 昭和四十五年四月十一日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町伊勢町六八〇ノ三 高橋幸八外九十九名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二四二五号 昭和四十五年四月十三日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願(二通)

請願者 岩手県下閉伊郡山田町境田一一ノ七 中野礼子外百十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二四五一号 昭和四十五年四月十三日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願(一通)

請願者 兵庫県宝塚市安倉字谷ノ中一〇三高橋千恵子外百八十九名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二四五七号 昭和四十五年四月十三日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡吾妻町三島三、四〇五ノ五 樋口徳子外百五十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二四五八号 昭和四十五年四月十三日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 岩手県北上市花園町一ノ五ノ二三浦助人外三百三十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二四八二号 昭和四十五年四月十四日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

坂本芳子外二百十五名

紹介議員 市川 房枝君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二四九四号 昭和四十五年四月十四日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 群馬県吾妻郡中之条町二、〇八七ノ八 牛木しづ子外八十九名

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二四九五号 昭和四十五年四月十四日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 岩手県紫波郡矢巾町北矢巾一ノ九ノ一 久保田ヒサ外六十名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二五一九号 昭和四十五年四月十四日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 北海道小樽市最上一ノ三二ノ二小林美枝外百九十九名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二五三九号 昭和四十五年四月十五日受理

女子教育職員の育児休暇制度法制化促進に関する請願

請願者 北海道虻田郡豊浦町字大岸 佐藤隆子外七十六名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二五四〇号 昭和四十五年四月十五日受理

請願

請願者 北海道亀田郡亀田町桔梗三七二ノ

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二五四一号 昭和四十五年四月十五日受理

女子教育職員の子育休職制度法制化促進に関する

請願(二通)

請願者 和歌山市関戸高松一五五 中島須

磨子外三百五名

紹介議員 内田 善利君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二五四二号 昭和四十五年四月十五日受理

女子教育職員の子育休職制度法制化促進に関する

請願

請願者 札幌市篠路町篠路二八 甲斐美代

子外四十九名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二五六六号 昭和四十五年四月十五日受理

女子教育職員の子育休職制度法制化促進に関する

請願

請願者 岩手県宮古市大字津磐石 若江静

子外三百二十三名

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二五八四号 昭和四十五年四月十六日受理

女子教育職員の子育休職制度法制化促進に関する

請願(二通)

請願者 神奈川県川崎市王禅寺一、八七五

井上和賀雄外五十九名

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二七一六号 昭和四十五年四月十六日受理

女子教育職員の子育休職制度法制化促進に関する

請願

請願者 北海道石狩郡新篠津村市街 小西

美恵子外二百二十六名

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二七一七号 昭和四十五年四月十六日受理

女子教育職員の子育休職制度法制化促進に関する

請願

請願者 横浜市港北区下田町七七一 竹

本洋子外二百三十三名

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二七一八号 昭和四十五年四月十六日受理

女子教育職員の子育休職制度法制化促進に関する

請願

請願者 神奈川県川崎市南幸町三ノ二八

福島宣充外二十三名

紹介議員 鈴木 一弘君

この請願の趣旨は、第一〇六五号と同じである。

第二一五五号 昭和四十五年四月十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市腰越二、二三二ノ

三 三井榮子外四十四名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二一五六号 昭和四十五年四月十日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二通)

請願者 横浜市中区黄金町一ノ六 笠原ミ

ツエ外二百二十四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二四四四号 昭和四十五年四月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

十五通)

請願者 千葉県長生郡本納町栗生野九七一

森川隆外三千七百四十九名

紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二四四五号 昭和四十五年四月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

十五通)

請願者 東京都八王子市子安町一ノ二九四

稲川久雄外三千七百四十六名

紹介議員 片山 武夫君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二四四六号 昭和四十五年四月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

十五通)

請願者 横浜市港北区樽町三四六 津野久

外三千六百十九名

紹介議員 田淵 哲也君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二四四七号 昭和四十五年四月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

十五通)

請願者 千葉県夷隅郡大原町大原九、五〇

五 山口ふみ外三千七百十九名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二四四八号 昭和四十五年四月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

十五通)

請願者 千葉県長生郡本納町 福地光江外

三千七百四十六名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二四四九号 昭和四十五年四月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

十四通)

請願者 栃木県塩谷郡藤原町旭町 成田悦

子外三千五百九十六名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二四五〇号 昭和四十五年四月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

十四通)

請願者 千葉県茂原市下永吉四一九 窪田

百合子外三千五百九十七名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二四五一号 昭和四十五年四月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市岡本一、三二四

望月忠利外四十四名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二四五三三号 昭和四十五年四月十三日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願(二

請願者 大分県東国東郡国東町鶴川 小深

田謙四郎外百二十四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二四九二号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）

請願者 横浜市保土ヶ谷区岩崎町四三 北

政勝外四十九名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二四九三号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都町田市木曾町二八一 杉野

嘉重外四十九名

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五二二号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都大田区池上五ノ二ノ六ノ

三〇八 小堀真理外三百六十四名

紹介議員 岩間 正男君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五二二号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 東京都江戸川区平井三ノ一、〇七

六 根岸元治外三百九名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五二三号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 横浜市鶴見区矢向町二ノ一四ノ八

森方 野村亨代外百九十八名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五二四号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 京都市左京区修学院烏丸町二一

小川圭一外三百三十九名

紹介議員 河田 賢治君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五二五号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市宝梅一ノ四ノ四六

辻建外百九十四名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五二六号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市笛田八二〇 西尾

律次外四百九十名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五二七号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願

請願者 広島県福山市木之庄町三八 占部

陽子外二百七十四名

紹介議員 渡辺 武君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五二九号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二

十五通）

請願者 東京都江戸川区逆井二ノ二三八

平山茂外三千七百四十三名

紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五三〇号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二

十五通）

請願者 東京都杉並区永福一ノ一三ノ九

野口弥平外三千七百四十八名

紹介議員 片山 武夫君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五三一号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二

十五通）

請願者 千葉県市原市川岸一、八六四 新

堀由紀子外三千七百十九名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五三二号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二

十五通）

請願者 東京都杉並区和泉四ノ二五ノ二三

岡田正忠外三千七百十八名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五三三号 昭和四十五年四月十四日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（三

十五通）

請願者 新潟県北蒲原郡水原町大字山口

一、五九四 長谷川嘉一外五千八

百四十一名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五三八号 昭和四十五年四月十五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二

十五通）

請願者 東京都杉並区高井戸西三ノ一五ノ

一五 丹野茂夫外三千七百四十六

名

紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五六九号 昭和四十五年四月十五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二

十四通）

請願者 千葉県茂原市大芝五五五 小暮ク

マ外三千五百九十九名

紹介議員 中沢伊登子君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五七〇号 昭和四十五年四月十五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二

十五通）

請願者 栃木県安藤郡葛生町中央東一ノ九

ノ二三 小西良助外三千七百四十

六名

紹介議員 中村 正雄君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五七一号 昭和四十五年四月十五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二

十五通）

請願者 横浜市緑区元石川町二二八 平島

ミサヲ外三千七百十七名

紹介議員 松下 正寿君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二五七二号 昭和四十五年四月十五日受理

靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二

十五通）

請願者 三重県四日市市富田浜元町 坂和

子外三千七百三十二名

紹介議員 村尾 重雄君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二六〇〇号 昭和四十五年四月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（二通）
請願者 東京都町田市木曾町一、四六四ノ二〇 近藤淑子外九十九名
紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二六〇一号 昭和四十五年四月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（三通）
請願者 群馬県安中市安中三、二八三ノ二 萩原勝代外百七名
紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二七〇八号 昭和四十五年四月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 宮城県仙台市北根南黒松一ノ八 杉田静子外二百五十一名
紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二七〇九号 昭和四十五年四月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 札幌市也田町三五ノ五六 海老原多佳子外二百九十九名
紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二七一〇号 昭和四十五年四月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市東逸見 堀内錦外二百十九名
紹介議員 春日 正一君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二七一〇号 昭和四十五年四月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 三重県津市高茶屋小森里ノ上三、八六一ノ二 古屋敷雅巳外二百四十四名
紹介議員 河田 賢治君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二七一二号 昭和四十五年四月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 大阪府豊中市曾根東町一ノ八ノ二 九 田中良史外二百二十六名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二七二三号 昭和四十五年四月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 東京都北区滝野川三ノ五三ノ四ノ三〇一 渡辺亨外二百九名
紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二七二四号 昭和四十五年四月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願
請願者 広島市段原末広町一三ノ一三 林久美子外百七十四名
紹介議員 渡辺 武君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二七二五号 昭和四十五年四月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（七十八通）
請願者 群馬県前橋市下佐島町二九六 植野宗雄外一万五千二百二十八名
紹介議員 瓜生 清君

この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二七二〇号 昭和四十五年四月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（七十四通）
請願者 東京都杉並区和田三ノ二五ノ一二 岩村勝男外一万九千九十三名
紹介議員 片山 武夫君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二七二二号 昭和四十五年四月十六日受理
靖国神社国家管理の立法化反対に関する請願（四十九通）
請願者 群馬県前橋市鳥羽町四五六 金井正利外七千三百四十五名
紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第五二号と同じである。

第二七二七号 昭和四十五年四月十日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願
請願者 群馬県群馬郡箕郷町西明屋二五九 柳沢本次外二十六名
紹介議員 丸茂 重貞君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二七三四号 昭和四十五年四月十日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願
請願者 岩手県下閉伊郡山田町船越一四ノ八ノ三三八 近藤六助外二十六名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二七三五号 昭和四十五年四月十日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願
請願者 愛媛県宇摩郡新宮村大字馬立乙六

八七 山下幸雄外二十六名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二三三六号 昭和四十五年四月十日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願
請願者 岡山県真庭郡新庄村二、一七八 佐藤肇一郎外二十六名
紹介議員 小枝 一雄君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二三三三号 昭和四十五年四月十一日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願
請願者 兵庫県城崎郡竹野町浜須井七七七 片山平嗣外二十五名
紹介議員 青田源太郎君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二二六九号 昭和四十五年四月十一日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願（二通）
請願者 北海道上川郡新得町字新得東一線 四六 林義範外五十五名
紹介議員 高橋雄之助君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二三五一号 昭和四十五年四月十一日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願（二通）
請願者 和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川 小山隆司外四十六名
紹介議員 前田佳都男君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二四一七号 昭和四十五年四月十三日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の

新設等に関する請願

請願者 北海道釧路市厚沢部町新町一六六

紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二四一八号 昭和四十五年四月十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡古座川町成川

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二四一九号 昭和四十五年四月十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(四通)

請願者 和歌山県西牟婁郡串本町串本町長

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二四四〇号 昭和四十五年四月十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(一通)

請願者 愛媛県上浮穴郡久万町大字久万町

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二四四一号 昭和四十五年四月十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岩手県岩手郡玉山村大字下田字下

紹介議員 増田 盛君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二四四二号 昭和四十五年四月十三日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 高知県土佐郡本川村長沢一八ノ一

紹介議員 寺尾 豊君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二四七八号 昭和四十五年四月十四日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 北海道野付郡別海村字西別市街

紹介議員 河川 陽一君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二四七九号 昭和四十五年四月十四日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岡山県御津郡加茂川町円城 山本

紹介議員 小枝 一雄君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二四八〇号 昭和四十五年四月十四日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 和歌山県西牟婁郡中辺路町大字栗

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二四八一号 昭和四十五年四月十四日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(一通)

請願者 山口県阿武郡福栄村 片山正陸外

紹介議員 山口 武雄君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二四九一号 昭和四十五年四月十四日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 長野県小県郡和田村二、八三ノ

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二五一八号 昭和四十五年四月十四日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 和歌山県有田郡金屋町大字吉原

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二五四八号 昭和四十五年四月十五日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡会見町天万五四四会

紹介議員 小林 国司君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二五六五号 昭和四十五年四月十五日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(一通)

請願者 愛媛県北宇和郡津島町北灘甲二八

紹介議員 増原 恵吉君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二五七九号 昭和四十五年四月十五日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

新設等に関する請願

請願者 北海道天塩郡幌延町宮園町一 佐

紹介議員 河川 陽一君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二五八〇号 昭和四十五年四月十五日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願(一通)

請願者 岩手県気仙郡三陸町越喜来字前田

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二五八七号 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 島根県那賀郡金城町大字下来原一

紹介議員 山本 利壽君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二五八八号 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 長野県上伊那郡中川村大字大草

紹介議員 若林 正武君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二五九六号 昭和四十五年四月十六日受理

山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 山梨県東山梨郡三富村上釜口 花

紹介議員 吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二五九七号 昭和四十五年四月十六日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 岩手県九戸郡山形村大字川井一〇ノ九 高屋敷英志外二十七名
紹介議員 増田 盛君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二七二二号 昭和四十五年四月十六日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 徳島県阿波郡市場町大字市場字上野段二、一八六ノ二市場町長 津嘉六外二十七名
紹介議員 三木與吉郎君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二七四三号 昭和四十五年四月十六日受理
山村へき地の医療保健対策強化のため医科大学の新設等に関する請願

請願者 愛媛県上浮穴郡小田町大字南山甲五一七 久保員子外二十六名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第一三九五号と同じである。

第二一六四号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 佐賀県武雄市朝日町北上瀧 中村 隆英
紹介議員 足鹿 覺君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一六五号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島県日置郡伊集院町下谷口 松田辰男
紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一六六号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県玉名市両迫間九四六 西嶋 隆純
紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一六七号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎市高尾町六四四 古賀信孝
紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一六八号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県本渡市志柿町三、一二七 蒲川清志
紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一六九号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 大分市大字乙津三善製紙乙寮内 山口貞義
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一七〇号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県玉名市繁根本二五一 坂口 哲也
紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

請願者 北九州市八幡区山王町一ノ一株式 会社松村組八幡営業所内 小笹日出夫
紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一七二号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県山門郡瀬高町大字長田一、〇〇七 鶴慶次
紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一七三号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島県大島郡三島村硫黄島八〇 下町治
紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一七四号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎市愛宕一八五 川村安治
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一七五号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 大分市大字鶴野法明平 阿南国康
紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一七六号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県鞍手郡宮田町桐野本区 高橋幹哉
紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一七七号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県清水町栗谷五五二一六 宇都宮信夫
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一七八号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県下益城郡延用町大字名越谷内永武敏
紹介議員 木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一七九号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 宮崎県日南市大字戸高七六〇日本 バルブ社宅 野田機一
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一八〇号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 大分市大字小野鶴三二一 関貞三
紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一八一号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県久留米市国分町一、二七二 大瀧裕史
紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一八二号 昭和四十五年四月十日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県久留米市大石町三五九 石

原雅文

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一八三号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎市向郷一四 堀啓次郎

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一八四号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本市花園町七二九 田尻武雄

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一八五号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県飽託郡天明村銭塘一、二三

〇 西村憲幸

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一八六号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市八幡区帆柱町二丁目 提

喜久雄

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一八七号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市門司区港町八ノ二小野田

セメント株式会社門司支店内 三

浦力春

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一八八号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島市上福元町三、五三一 坂

上敷

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一八九号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島市原良町一、四五四 有村

健

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一九〇号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 大分県西国東郡真玉町金屋 渡辺

要

紹介議員 田中寿美子君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一九一号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 宮崎県都城町二九ノ五 桜

井俊雄

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一九二号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市小倉区富ヶ丘団地三七

許斐和喜治

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一九三号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎市鳴滝町七七八 島本滝二郎

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一九四号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県八女市岡山区鶴池一、〇五

七ノ一 江上喜久男

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一九五号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 大分県速見郡日出町二、四四五

出田節雄

紹介議員 達田 龍彦君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一九六号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県筑紫郡太宰府町榎寺二二

佐藤電悦

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一九七号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県佐世保市桜木町一四ノ一八

高木幹雄

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一九八号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県直方市感田製鉄団地六三二

下沢幸雄

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二一九九号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 宮崎市恒久字上代合同宿舍一ノ五

一 原田直記

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二〇〇号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市戸畑区千防二ノ九ノ三

西岡和衛

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二〇一号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市光ヶ丘二ノ三 今村桂一郎

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二〇二号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎市柳ヶ丘五三四ノ一九 中尾

善明

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二〇三号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県佐世保市高梨町三八五ノ二

津村信夫

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二〇四号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 佐賀市庄町大字本庄NBCアパー

紹介議員 ト二 島崎紀晃

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二〇五号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市六本松三ノ一三ノ二〇 橋本富美雄

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二〇六号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 宮崎県延岡市別府町四、〇二〇 坂本健男

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二〇七号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 佐賀県伊万里市山代町久原 中節生

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二〇八号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島市永吉町一、一七二 泉職員 公舎五ノ三〇一 下山正三

紹介議員 藤原 道子君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二〇九号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市門司区原町別院二ノ二三 野間健司

紹介議員 前川 且君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一〇号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市住吉五ノ二五ノ一二電々公社社内 久恒健次郎

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一一号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本市出水町国府三八九 塚本博志

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一二号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県西彼杵郡大瀬戸町多良良 一、〇四九 北村順一郎

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一三号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市曙一ノ一二ノ四二六 永久賢太郎

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一四号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県久留米市寺町三五 井上雅雄

紹介議員 松本 賢二君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一五号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市門司区大里新原町一四ノ二 南政義

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一六号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 佐賀県東松浦郡相知町横枕一、四〇三 塚治一

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一七号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島市上荒田町七三七 九州電力社宅 上村武春

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一八号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島県肝属郡内之浦町南方二九八内之浦国保病院内 内蘭洋三

紹介議員 森中 守義君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二一九号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市八幡区川添町二ノ一、六二五 森本隆正

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二〇号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市飯倉三四二ノ四 前田敏吉

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二二号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市門司区中学通一丁目県住四二号 四元節男

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二三号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県佐世保市春日町一四ノ八 中西正明

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二三号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県久留米市安武町安武本二、〇二四 末安茂力

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二四号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 大分市大字国府下河原新国府団地下川興重

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二二五号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市寺塚二ノ九ノ九 九電アパート三、四三六号 三角昇

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二六号 昭和四十五年四月十日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本市清水町室園二二六ノ四 今西強

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二八三号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市長住二ノ一九ノ二四 永利栄一

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二八四号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 北九州市八幡区槻田製鉄四条社宅 一一〇号 清水峯男

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二八五号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本県八代市松江城町三ノ一八 山田好秀

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二八六号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 大分県西国東郡香々地町堅来一、五五二 榎本力

紹介議員 上田 哲君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二八七号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 佐賀県伊万里市新天町一六〇 岩延典昭

紹介議員 占部 秀男君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二八八号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 長崎市西山町三ノ三二八 中村武利

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二八九号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 鹿児島市天保山町NHK技術部内 坂井勝彦

紹介議員 大橋 和孝君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二九〇号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市寺塚二ノ九ノ九 九電アパート三、四二二号 伊藤勝也

紹介議員 大森 創造君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二九一号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本市清水町室園二六九 中川康弘

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二九二号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本市清水町室園六二二ノ二 中山仙十郎

紹介議員 岡 三郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二九三号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県粕屋郡古賀町古賀 矢野精之助

紹介議員 加瀬 完君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二九四号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 鹿児島県大島郡瀬戸内町古仁屋高 丘一〇〇 清原正士

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二九五号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県久留米市津福今町六一四塚 本方 石阪一男

紹介議員 亀田 得治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二九六号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本市健甕町南古庭達一、八六三 鏡不二夫

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二九七号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 鹿児島市高麗町六〇五 松崎誠一郎

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二九八号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市小笹三ノ九ノ二六公務員宿 駿二

告一八号 山田孝雄

紹介議員 北村 暢君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二二九九号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市草香江二ノ六ノ一一 山口晴

紹介議員 久保 等君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三〇〇号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 宮崎県延岡市野田町五、三一五 岩満薫

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三〇一号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 鹿児島市市上町一、四七四 水之江正包

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三〇二号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本県玉名郡横島村三、一四五 井上興門

紹介議員 近藤 信一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三〇三号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県久留米市合川町枝光 井手駿二

紹介議員 佐野 芳雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三〇四号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県直方市下境宮宮浦住宅五号 中島康男

紹介議員 沢田 政治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三〇五号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県水俣市古城町一ノ一〇ノ一 八 兼子英生

紹介議員 杉原 一雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三〇六号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 大分市大字中戸次四、七九六 木 本正之

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三〇七号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市八幡区陣ノ原字岩鼻 車 本忠夫

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三〇八号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市小倉区貴船町三丁目 馬 場正敏

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三〇九号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町猪熊一、一九

紹介議員 三 原田伸輝

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三一〇号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県佐世保市横尾町一、七五六 松本昌之

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三一一号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県遠賀郡遠賀町尾崎一、六〇 四 石松直喜

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三一二号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県八代市老松町四 吉岡静雄 外一名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三一三号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島市原良町一、四二四 海江 田憲一郎

紹介議員 武内 五郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三一四号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県下益城郡城南町三七九 亀 井敏治

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三一五号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 佐賀県小城郡牛津町新町八九〇 山田博一

紹介議員 千葉千代世君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三一六号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島県鹿屋市寿町三、三三七 筒口洋一

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三一七号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島県日置郡東市来町湯田五、八八六 宮前隆男

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三一八号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県田川市宮尾町二一ノ一五 津川信明

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三一九号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県大牟田市草木八〇五 石木 章

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三二〇号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市吉塚高砂町四組 菅原憲二 郎

紹介議員 永岡 光治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三二一号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市門司区大里中原町二丁目 森伸吉

紹介議員 成瀬 幡治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三二二号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市八幡区諏訪町四丁目 江 田和聰

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三二三号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県芦北町佐敷 吉田邦雄

紹介議員 野上 元君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三二四号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県下県郡厳原町天道茂山海寮 内 香月和則

紹介議員 羽生 三七君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第三二五号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県諫早市金谷町二、二九三

草場連登

紹介議員 林 虎雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三六号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 宮崎市大字本郷北方二、三九五ノ

二四 西脇敏和

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三七号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市小倉区徳力公団住宅二三

二ノ三〇四 吉田憲二

紹介議員 前川 旦君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三八号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県田川郡添田町新城一、六二

三 中谷真人

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三九号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 大分県別府市上田ノ湯一五ノ六五

和泉明郎

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三〇号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 宮崎市祇園町三三四井上清志方

伊熊純一

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三一号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県粕屋郡新宮町三代六三七

阿部大蔵

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三二号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 宮崎市大字塩路二、五五五ノ五

黒木良明

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三三号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県佐世保市赤崎町三七〇SS

K中独身寮内 井上和

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三四号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎県平戸市崎方町七九七 瀬戸

国利

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三五号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市若松区大谷町一〇ノ四

二階堂武夫

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三六号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 大分市金池町三ノ一ノ四 後藤重

信 守義君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三七号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島市上荒田町二九八 川崎順

二

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三八号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県筑紫郡筑紫町二日市九四四

柳沢次郎雄

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三九号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県行橋市大野井四四〇 安広

嘉之

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三四〇号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 佐賀市鍋島町角目三一 田代竜

三郎

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三四一号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市門司区丸山町三ノ一、二

九四ノ三 木場秀文

紹介議員 大和 与二君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三四二号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市原団地二ノ五〇八 福沢

賢治

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三四三号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島市田上町二〇 九電鹿児島

変電所内 勝目澄隆

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三四四号 昭和四十五年四月十一日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 宮崎県都城市仲町五ノ一 都城大

丸寮内 野田勝之

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三三三号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県久留米市西町金丸小路一、

三〇二ノ二 市村芳郎

紹介議員 足鹿 覺君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三三四四号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 大分市錦町二ノ五ノ一〇 池辺博

規

紹介議員 阿具根 登君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三五五号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県筑紫郡那珂川町大字片繩下
ノ浦四九八ノ二 小島章裕

紹介議員 秋山 長造君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三五六号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 北九州市戸畑区東大谷 柳話信

紹介議員 上田 哲君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三五七号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 鹿児島県出水市石坂長島デッカ局
宿舎内 桑原正真

紹介議員 占部 秀男君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三五八号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 長崎市清水町一七ノ一三 高島正
吉

紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三五九号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 佐賀県東松浦郡浜玉町東区八四九
松本芳武

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三六〇号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 鹿児島県熊毛郡上屋久町宮之浦原
久電探雲寮内 難波章

紹介議員 大森 創造君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三六一号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 鹿児島県阿久根市大丸町一四八
森敏博

紹介議員 大矢 正君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三六二号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市馬出大正町一、一二四 師
村定信

紹介議員 岡 三郎君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三六三号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県粕屋郡宇美町大字宇美五三
〇 松田直喜

紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三六四号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 大分県竹田市鷹匠町竹田高校内
小代隆徳

紹介議員 加藤シヅエ君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三六五号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 北九州市八幡区折尾一、六五四ノ
二五 井地義智

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三六六号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市博多駅南二ノ一〇ノ一三金
内アバート二〇三号 末永宏樹

紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三六七号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市大字井尻八一公団住宅五四
松尾和生

紹介議員 木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三六八号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 北九州市小倉区京町一〇丁目五十
鈴ビルNCR技術課内 大久保昌
治

紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三六九号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 大分県臼杵市北海添 清水雅雄

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三七〇号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県三井郡小郡町小郡中央区一
二七ノ六 重松恒夫

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三七一号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 長崎市泉町五二八平山方 朝戸末

紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三七二号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市東宝来町七 相浦悟

紹介議員 近藤 信一君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三七三号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 長崎県北松浦郡江迎町猪調免 亀
屋正嘉

紹介議員 佐野 芳雄君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三七四号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 佐賀県小城郡小城町晴氣一九六ノ
二 城島英之

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三七五号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市美野島一ノ一八ノ八 川島
繁希

紹介議員 杉原 一雄君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三七六号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 北九州市小倉区中井錦ヶ丘一ノ七
中島方 渡部千秋

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三七七号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市小笹二ノ二八 八尋義尚

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三七八号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 長崎市中国町九ノ二 田川保利
紹介議員 瀬谷 英行君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三七九号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本市山崎町七二 出田喜一郎

紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三八〇号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市大字田島鬼ヶ浦一六二ノ一

紹介議員 田中 一君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三八一号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県大牟田市鹿木平野一、五五

紹介議員 竹田 現照君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三八二号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市警固三ノ七ノ三三 東小太郎

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三八三号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 大分市竹中一、七六二 岩田広

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三八四号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県三井郡小郡町大字大保字原
口一、二三四ノ三四大保団地七四

紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三八五号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡県中間市大字中間字屑ヶ浦松

紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三八六号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 福岡市茶山団地北入口九七六ノ三

紹介議員 鶴岡 哲夫君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三八七号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 長崎県佐賀郡勝本町百合畑四四一

紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

紹介議員 山口正大

第二三八八号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 鹿児島県揖保郡喜久町前之浜七

紹介議員 中村 波男君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三八九号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本県下益城郡南町大字千町二

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三九〇号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本市岡田町二ノ一六 山下義治

紹介議員 永岡 光治君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三九一号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 大分県日田市港町四〇〇ノ二 東

紹介議員 成瀬 幡治君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三九二号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 鹿児島県出水郡野田村下名七、〇

紹介議員 西村 関一君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三九三号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 長崎県佐世保市小野町三九〇小

紹介議員 前川 且君

野利積
紹介議員 野上 元君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三九四号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 大分県津市稲堀町六七六 松島

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三九五号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本県八代市本町四ノ八ノ一七

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三九六号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 熊本県菊池市大字重味字古川二

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三九七号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 長崎市大橋町九ノ一 増崎弘一外

紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三九八号 昭和四十五年四月十三日受理
国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願
請願者 北九州市八幡区東鳴水町四ノ二ノ

紹介議員 前川 且君

紹介議員 五六 佐々木映悟

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二三九号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 宮崎市大字跡江二、八一八ノ二

村上仁一

紹介議員 松井 誠君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四〇〇号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 熊本県水俣市山平町二ノ一 田辺

広喜

紹介議員 松澤 兼人君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四〇一号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市小倉区大字湯川字小原七

四二ノ七 浜田秀穂

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四〇二号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県粕屋郡粕屋町原町一 長

優

紹介議員 松本 英一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四〇三号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県八女市柳島一六二 桐明佐

一郎

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四〇四号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県糸島郡前原町笹山四二四

佐々木正文

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四〇五号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市薬院一ノ六ノ七 伊藤裕信

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四〇六号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡市姪浜町三、五三〇 石津謙

二

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四〇七号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県久留米市宮ノ陣町宮瀬 官

崎高明

紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四〇八号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 佐賀県伊万里市山代町久原駅前

中野満

紹介議員 安永 英雄君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四〇九号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島市貝服町五ノ九 井料鋭明

紹介議員 山崎 昇君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四一〇号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 鹿児島市坂元町二、四三七ノ二三

中山昭一

紹介議員 山本伊三郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四一一号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県筑後市大字熊野一、〇二二

松本竜幹

紹介議員 大和 与一君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四一二号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 北九州市若松区浜町二ノ一八ノ六

佐藤達己

紹介議員 横川 正市君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四一三号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 福岡県久留米市御井町一六二ノ三

岡憲義方 明島淳民

紹介議員 吉田忠三郎君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四一四号 昭和四十五年四月十三日受理

国立熊本電波高校敷地等の払下げに関する請願

請願者 長崎市片淵町一ノ一〇 村井久夫

紹介議員 和田 静夫君

この請願の趣旨は、第一四〇六号と同じである。

第二四一五号 昭和四十五年四月十一日受理

山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医

学専門学校の設置に関する請願

請願者 兵庫県城崎郡竹野町椒二三八片

紹介議員 岡亀一外二十五名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第二三五一号 昭和四十五年四月十一日受理

山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医

学専門学校の設置に関する請願(二通)

請願者 和歌山県東牟婁郡古座川町三尾川

小山隆司外四十六名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第二四二〇号 昭和四十五年四月十三日受理

山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医

学専門学校の設置に関する請願(三通)

請願者 和歌山県西牟婁郡本町串本町長

塩津六郎外七十八名

紹介議員 和田 鶴一君

この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第二四二二号 昭和四十五年四月十三日受理

山村へき地並びに離島の医療対策として国公立医

学専門学校の設置に関する請願

請願者 和歌山県東牟婁郡古座川町成川

古井理吉外二十名

紹介議員 前田佳都男君

この請願の趣旨は、第一六六一号と同じである。

第二五〇八号 昭和四十五年四月十四日受理

増田神社国家護持の早期実現に関する請願(九通)

請願者 大分市中島東一ノ一四〇 佐藤

たかえ外四万三千八百八名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

第二五八三号 昭和四十五年四月十六日受理

靖国神社国家護持の早期実現に関する請願

請願者 山口市八幡馬場一九 吉富幸助外

一万二十名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第二号と同じである。

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この法律において「へき地学校等」とは、次の各号に掲げる学校をいう。

一 へき地教育振興法(昭和二十九年法律第百四十三号)第二条に規定するへき地学校

二 人口の急激な減少により地域社会の基盤が変動し、生活水準の維持が困難となつてい

地域で政令で定めるものに存する公立の小学校又は中学校

三 前二号に掲げるもののほか、当該学校の存する地域の社会的条件が教育上特別の配慮を必要とすること等の政令で定める特別の事情がある公立の小学校又は中学校

第三条第一項中「数学年」を「引き続く二の学年」に改める。

第三条第二項中「学校の種類及び同表の中欄に掲げる」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、へき地学校等の同学年の児童又は生徒で編制する場合における一学級の児童又は生徒の数の基準は、三十人を標準として、都道府県

の教育委員会が定める。

第三条第二項の表を次のように改める。

第三条第二項の表を次のように改める。

学 級 編 制 の 区 分	一学級の児童又は生徒の数
同学年の児童又は生徒で編成する学級	四十五人
二の学年の児童又は生徒で編制する学級	十五人
学校教育法第七十五条に規定する特殊学級	十三人

第七条第四号を同条第八号とし、同条第三号を同条第四号とし、同号の次に次の三号を加える。

五 五学級以下の小学校及び中学校の数の合計

六 学校教育法第七十五条に規定する特殊学級を置く小学校及び中学校の特殊学級の学級総数に一を乗じて得た数

七 へき地学校等の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数

学 校 規 模	乗 ず る 数
六学級から十一学級までの学校	一
十二学級から十七学級までの学校	二
十八学級から二十三学級までの学校	三
二十四学級から二十九学級までの学校	四
三十学級から三十五学級までの学校	五
三十六学級以上の学校	六

六学級から十一学級までの学校
十二学級から十七学級までの学校
十八学級から二十三学級までの学校
二十四学級から二十九学級までの学校
三十学級から三十五学級までの学校
三十六学級以上の学校

第八条第一号及び第二号を次のように改める。

一 六学級以上の小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

二 へき地学校等の数を勘案して政令で定めるところにより算定した数

第九条第一号を次のように改める。

一 小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第九条第四号中「へき地学校」を「へき地学校等」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 政令で定める学校給食を実施する小学校及び中学校の数の合計数に一を乗じて得た数

第十五条各号列記以外の部分中「次に掲げる事情」を「当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行なわれていること等の政令で定める特別の事情」に改め、同条第一号及び第二号を削る。

附 則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

2 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十四年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「(以下「新法」という。)」を「(昭和四十六年四月一日以後にあつては、公立義務

教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第 号)による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)(以下「新法」という。)」に改める。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約二百二十億円の見込みである。

昭和四十五年五月十九日印刷

昭和四十五年五月二十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局